

定款

規程-3

約款

規程-7

普通保険約款

長期定期保険（有配当 2012）普通保険約款	規程-10
傷害保障重点期間設定型長期定期保険（有配当2017）普通保険約款	規程-20
遞増定期保険（有配当2012）普通保険約款	規程-31

特約

リビング・ニーズ特約（2012）	規程-42
保険契約の見直しに関する特約	規程-46
保険料口座振替扱特約	規程-66
保険料クレジットカード扱特約	規程-68
保険料団体扱特約（甲）	規程-69
保険料団体扱特約（乙）	規程-70
事業保険扱特約（2012）（甲）	規程-71
事業保険扱特約（2012）（乙）	規程-72

別表

別表	規程-73
----	-------

お客様ID規程・ログインID利用規程・法人向けお客様ID規程 規程-77

お客様ID規程	規程-78
ログインID利用規程	規程-86
法人向けお客様ID規程	規程-94



定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

※2024年4月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。

変更後の内容につきましては、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）でご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

定 款

(昭和22年5月2日制定)
(令和4年7月5日改正)

第1章 総 則

第1条（名称）

当会社は、日本生命保険相互会社という。

英文では、NIPPON LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

第2条（目的）

当会社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他保険業法により行うことのできる業務、および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第3条（事務所の所在地）

1 当会社は、本店を大阪市に置く。

2 当会社は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第4条（機関）

- 1 当会社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
- 2 当会社は、取締役および取締役会のほか、次の機関を置く。
 - 一 監査等委員会
 - 二 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 社 員

第6条（社員の範囲）

- 1 当会社と保険契約を締結した者は、剩余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。
- 2 剩余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。但し、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第7条（社員の責任）

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

第8条（社員の権利義務の承継）

社員は、当会社の同意をえて、他人にその権利義務を承継させることができる。

第9条（退社員の権利）

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当会社に対して権利を有しない。

第3章 総代会

第10条（総代会の組織）

総代会は、社員中から選出された総代で組織する。

第11条（総代の定数）

総代の定数は、200名とする。

第12条（社員の選挙権およびその代理行使）

- 1 社員の総代を選挙すべき権利は、各々1個とする。

- 2 前項の選挙権は、他の社員に委任して行わせることができる。

第13条（総代の任期）

総代の任期は4年とし、重任を妨げない。

但し、原則として通算8年をこえることができない。

第14条（欠員の場合の処置）

- 1 総代に欠員を生じても、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。

- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条（総代の選挙）

- 1 総代は、選挙権を有する社員が投票により互選する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総代の選挙は、第24条の総代候補者選考委員会が選考した個々の総代候補者に対し、選挙権を有する社員が行う投票（以下「社員投票」という。）によることができる。

- 3 当会社は、前2項の選挙について公告する。

- 4 第1項または第2項の規定により選挙を実施するときは、選挙期日（第2項の場合には投票締切日をいう。）の直前の6月末現在の社員をもって選挙権を有する社員とみなす。但し、第14条第1項または第16条第3項の規定により選挙を実施するときは、選挙権を有する社員を別に定めて公告する。

- 5 総代の選挙に関する細則は、総代会で定める。

第16条（社員投票）

- 1 社員投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。

- 2 前項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1に満たないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。

- 3 第1項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1以上に達した候補者があるときは、その員数について改めて第15条に定める選挙を行う。但し、その員数が総代候補者の総数の10分の1以下のときは、次の選挙時に選出することができる。

第17条（議決権およびその代理行使）

- 1 総代会における総代の議決権は、各々1個とする。

- 2 前項の議決権は、他の総代に委任して行わせることができる。この場合、総代または代理人は、総代会ごとに代理委任状を当会社に提出しなければならない。

第18条（議長）

総代会の議長には取締役社長が当り、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

第19条（決議方法）

総代会の決議は、法律または定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

第20条（定時総代会の招集）

定時総代会は、毎決算期日より4カ月以内に招集する。

第21条（臨時総代会の招集および招集請求権）

- 1 臨時総代会は、取締役会が必要と認めたときに招集する。

- 2 社員総数の1000分の3以上に相当する数の社員もしくは3000名以上の社員で6カ月前から引き続いで社員である者または9名以上の総代は、その目的および理由を記載した書面を代表取締役に提出して臨時総代会の招集を請求することができる。

第22条（提案権）

社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6ヶ月前から引き続いで社員である者または3名以上の総代は、代表取締役に対し、総代会の日の8週間前までに、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求し、また総代会の目的である事項につき議案の要領を提出して総代会の招集通知に記載することを請求することができる。

第23条（検査役選任請求権）

当会社、社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6ヶ月前から引き続いで社員である者または3名以上の総代は、総代会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

第4章 総代候補者選考委員会**第24条（総代候補者選考委員会）**

- 1 当会社に総代候補者選考委員会を置く。
- 2 総代候補者選考委員会は、総代の候補者を選考し、社員投票の管理を行うことを任務とする。
- 3 総代候補者選考委員会は、社員中から総代会で選任された選考委員で組織する。
- 4 選考委員の員数は、12名以内とする。
- 5 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として4期をこえることができない。
- 6 総代候補者選考委員会に関する細則は、総代会で定める。

第5章 評議員会**第25条（評議員会）**

- 1 当会社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。
- 2 評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。
- 3 評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。
- 4 評議員の員数は、25名以内とする。
- 5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として6期をこえることができない。
- 6 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 当会社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。
- 8 評議員会に関する細則は、総代会で定める。

第6章 取締役および取締役会**第26条（員数）**

- 1 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、20名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第27条（選任）

取締役は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

第28条（任期）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終

了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。

第29条（役付取締役および代表取締役）

- 1 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、会長、社長各1名を選定することができる。但し、会長と社長とは兼ねることができる。
- 2 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

第30条（取締役会）

取締役会は、すべての取締役で組織する。

第31条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第32条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第33条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、保険業法第53条の23の3第6項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第34条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第35条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第36条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第7章 監査等委員会**第37条（監査等委員会）**

監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。

第38条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第39条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、この定款に定めるほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第8章 計 算**第40条（決算期日）**

当会社の決算期日は、毎年3月31日とする。

第41条（剰余金の処分）

- 1 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準

- 備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別段積立金その他に処分することができる。
- 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める額に、保険業法施行規則第30条の6で定める比率を乗じた額以上の金額とする。
 - 3 社員配当準備金または社員配当平衡積立金の取崩額がその決算期に積み立てる社員配当準備金および社員配当平衡積立金の額に含まれる場合は、前項の計算において、当該取崩額を社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する額から控除する。

第42条（社員配当）

前条の規定により積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従って配当する。但し、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第43条（損失のてん補）

- 1 決算において不足を生じたときは、別段積立金、その他の任意積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序で取り崩し、不足額をてん補する。
- 2 前項により基金償却積立金を不足のてん補に充当したときは、次年度以後の決算において生じた剰余金は、その充当額の全額をてん補した後でなければ第41条による処分をすることができない。

第9章 基 金

第44条（基金の総額）

当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1兆4500億円とする。

第45条（基金拠出者の権利）

- 1 当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約の定めるところにより、基金拠出契約期間内に、基金の償却を行う。但し、当会社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。
- 2 後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。
- 3 当会社は、基金の拠出者に対し、年1割を上限に基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。

第46条（基金の償却方法）

- 1 当会社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。
- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。
- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、

第41条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

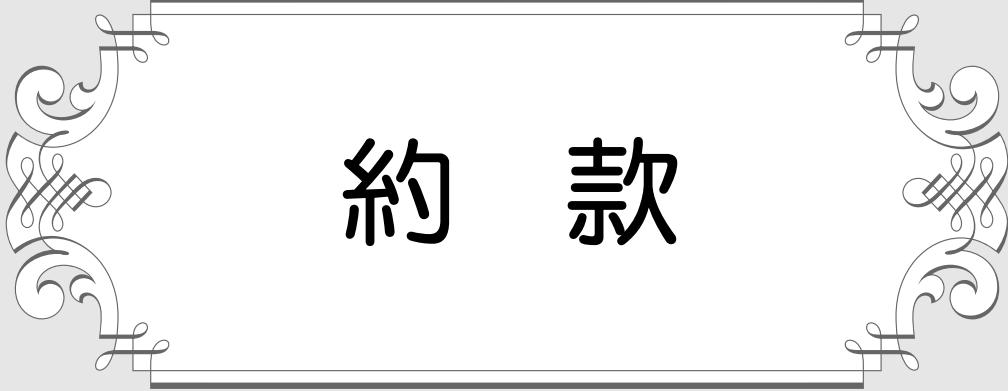
第10章 雜 則

第47条（定款の変更）

本定款を変更するには総代会において総代の2分の1以上が出席し、出席総代の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

- 1 令和元年7月2日付改正に関する経過措置
令和元年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
(1)第45条関係
 - 1 令和元年度の基金の拠出者について、第45条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
 - 2 令和元年度に募集した基金が償却された時。
- 2 令和3年7月2日付改正に関する経過措置
令和3年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
(1)第45条関係
 - 1 令和3年度の基金の拠出者について、第45条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
 - 2 令和3年度に募集した基金が償却された時。
- 3 令和4年7月5日付改正に関する経過措置
当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、令和4年7月5日付改正の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。



約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”
を記載しています。

約款をお読みいただく前に

■約款の構成

ニッセイ長期定期保険・ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険・ニッセイ遙増定期保険の約款は、普通保険約款・特約・別表の順に掲載しております。

普通保険約款

○生命保険契約のベースとなるもので、ニッセイ長期定期保険は「長期定期保険（有配当 2012）普通保険約款」、ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険は「傷害保障重点期間設定型長期定期保険（有配当 2017）普通保険約款」、ニッセイ遙増定期保険は「遙増定期保険（有配当 2012）普通保険約款」が普通保険約款となります。

特 約

○契約者の申出にもとづいた手続きをする目的等で付加するものです。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・リビング・ニーズ特約（2012）* | ・保険料団体扱特約（甲） |
| ・保険契約の見直しに関する特約 | ・保険料団体扱特約（乙） |
| ・保険料口座振替扱特約 | ・事業保険扱特約（2012）（甲） |
| ・保険料クレジットカード扱特約 | ・事業保険扱特約（2012）（乙） |

*リビング・ニーズ特約は、長期定期保険・遙増定期保険に自動的に付加されます。

別 表

○普通保険約款や特約に記載している『（別表番号）』について表を活用し、まとめて記載したものです。

※別表中の備考は別表の内容を詳しく説明しているものです。あわせてご覧ください。

■約款条項の基本的な構成

約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しております。

〔例〕長期定期保険（有配当2012）普通保険約款 第8条（保険料の払込）の規定の場合
(第3項以下は省略)

第8条

第8条（保険料の払込）

第1項

1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

第1号

(1) 第1回保険料の払込期月

責任開始の日から、その日を含めて、責任開始日の属する月の翌月末日まで

第2号

(2) 第2回以後の保険料の払込期月

(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで

(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで

この前項とは、
「第1項」を
さします。

第2項

2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

第1号

(1) 第1回保険料の保険料期間

(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間

(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

第2号

(2) 第2回以後の保険料の保険料期間

(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間

(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

長期定期保険（有配当2012）普通保険約款目次

この保険の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金

- 第1条 死亡保険金
- 第2条 死亡保険金の削減支払

2. 死亡保険金受取人

- 第3条 死亡保険金受取人
- 第4条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

- 第5条 総則

4. 会社の責任開始期

- 第6条 会社の責任開始期

5. 契約締結時の書面

- 第7条 契約締結時の書面

6. 保険料の払込

- 第8条 保険料の払込
- 第9条 保険料の払込方法（経路）
- 第10条 保険料の一括払込または前納
- 第11条 払込期月内に保険料の払込がない場合

7. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

- 第12条 請求の手続き
- 第13条 保険金等の支払時期および支払場所

8. 保険契約上の保全取扱

- 第14条 保険料払込方法（回数）の変更
- 第15条 保険金額の減額
- 第16条 保険契約者に対する貸付

9. 保険契約者

- 第17条 保険契約者
- 第18条 保険契約者の住所の変更

10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

- 第19条 詐欺による取消
- 第20条 不法取得目的による無効

11. 告知義務および告知義務違反による解除

- 第21条 告知義務
- 第22条 告知義務違反による解除
- 第23条 保険契約を解除できない場合

12. 重大事由による解除

- 第24条 重大事由による解除

13. 解約

- 第25条 解約

14. 保険金の受取人による保険契約の存続

- 第26条 保険金の受取人による保険契約の存続

15. 払戻金

- 第27条 払戻金

16. 社員配当

- 第28条 社員配当金の割当
- 第29条 社員配当金の分配

17. 特別条件

- 第30条 特別条件

18. 死亡保険金の支払に関する取扱

- 第31条 死亡保険金の支払に関する取扱

19. その他

- 第32条 契約年齢の計算
- 第33条 契約年齢または性別の誤りの処理
- 第34条 時効

長期定期保険（有配当2012）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、長期の保険期間にわたり、被保険者の万一の場合に備えていただく保険です。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金

第1条（死亡保険金）

1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死 亡 保 険 金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保 険 金 額	死 亡 保 険 金 受 取 人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の 被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

- 2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもとづきその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (1) 責任開始の日からその日を含めて3年内に被保険者が自殺したとき
(2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）
(3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第2条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはできません。

2. 死亡保険金受取人

第3条（死亡保険金受取人）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条（死亡保険金受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、こ

れを会社に対抗することができません。

第2編 保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

第5条（総則）

- 1 本編は、この保険契約について、その給付に関する規定（第1編）を除いて、成立から消滅までを規定するものです。
- 2 前項の場合、本編または付加している特約にとくに規定がないときは、本編の規定はその特約を含んだ保険契約としての規定とします。

4. 会社の責任開始期

第6条（会社の責任開始期）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第21条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付その他の方法により、承諾の通知を行ないます。

5. 契約締結時の書面

第7条（契約締結時の書面）

- 1 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（電磁的方法¹による場合を含み、以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - (1) 当会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - (6) 保険期間
 - (7) 保険金額
 - (8) 保険料およびその払込方法（回数）
 - (9) 契約日
 - (10) 本条の書面を作成した年月日
- 2 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

6. 保険料の払込

第8条（保険料の払込）

- 1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - (1) 第1回保険料の保険料期間
(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間

備考

1. 電磁的方法

第7条（契約締結時の書面）、第21条（告知義務）および第33条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
- (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、第1号および第2号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
- (1) 保険契約の消滅（第19条（詐欺による取消）または第20条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。）
(2) リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額された場合
(3) 第15条（保険金額の減額）の規定による保険金額の減額
- 4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数（月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。ただし、前項第1号および第2号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
- (1) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと応当日
(2) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約応当日の前日
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。

第9条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つきの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
(2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
(3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
(4) 団体扱 所属団体を経由して払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合については、それそれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。
- (1) 前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約
(2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
(3) 前項第4号の場合 保険料団体扱特約
- 3 第1項各号の保険料払込方法（経路）に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。
- (1) 第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率
(2) 第1項第4号の場合 団体保険料率
- 4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法（経路）について、第2項の規定を適用します。

第10条（保険料の一括払込または前納）

- 保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。
- (1) 月払契約の場合
(ア) 当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。
(イ) (ア)の場合、会社所定の率により割り引きます（以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。）。
(ウ) 保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第15条（保険金額の減額）の規定により保険金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
- (2) 年払契約の場合
(ア) つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年分以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。
(イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割り引きます（以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。）。
(ウ) 保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
(エ) 保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残

額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第15条の規定により保険金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

第11条（払込期月内に保険料の払込がない場合）

- 1 保険料の払込が第8条（保険料の払込）第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 2 前項の通知を行なう場合、第18条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 4 前項の規定により保険契約が消滅した場合で、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金からその時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- 5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金および他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。

7. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第12条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - (1) 第3条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - (2) 第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - (3) 第14条（保険料払込方法（回数）の変更）に定める保険料払込方法（回数）の変更
 - (4) 第15条（保険金額の減額）に定める保険金額の減額
 - (5) 第16条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
 - (6) 第17条（保険契約者）に定める保険契約者の変更
 - (7) 第25条（解約）に定める解約
 - (8) 第26条（保険金の受取人による保険契約の存続）に定める保険契約の存続
 - (9) リビング・ニーズ特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
 - (10) 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（保険金の支払を除きます。）

第13条（保険金等の支払時期および支払場所）

- 1 保険金は、前条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ該当各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求める事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第24条（重大事由による解除）第1項第3号（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく

その確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

- 6 前条第3項第10号の支払金の支払時期および支払場所については、本条の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、第26条(保険金の受取人による保険契約の存続)に定める債権者等による保険契約の解約の場合の解約払戻金の支払時期については、第26条第1項に定める解約の効力発生日を、本条に定める、請求にかかる必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

8. 保険契約上の保全取扱

第14条(保険料払込方法(回数)の変更)

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法(回数)を相互に変更することができます。

第15条(保険金額の減額)

- 1 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。
- 2 本条の請求により保険金額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 4 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

第16条(保険契約者に対する貸付)

- 1 保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となるときは、貸付期間の満了日は保険期間満了の日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。
- 6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がこえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険金額を減額したとき(リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額された場合および保険契約の見直しに関する特約の規定により保険契約の一部の解除が行なわれた場合を含みます。)
- (3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 7 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金(以下、「既貸付元利金」といいます。)と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額(第1項に定める範囲内であることを要します。)とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 8 会社は、毎月の会社所定の日(以下、「判定日」といいます。)において、判定日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日(以下、「基準日」といいます。)までの本条の貸付金の元利合計額および基準日における解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえるとき(以下、「超過状態」といいます。)は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 9 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 10 前2項の通知を行なう場合、第18条(保険契約者の住所の変更)第2項の規定を準用します。

- 11 第9項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 12 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 超過状態となる場合

超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第9項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じ

て取り扱います。

(2) 超過状態とならない場合

前3項の規定は適用しません。この場合、第8項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。

- 13 第9項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

9. 保険契約者

第17条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に對しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第18条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第19条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第20条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

11. 告知義務および告知義務違反による解除

第21条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第22条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は保険金を支払いません。またすでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第17条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。保険金の受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約が解除された場合、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合は、その日。以下、本項において同じ。）の前日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

第23条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つきのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。

備考

1. 電磁的方法

第7条（契約締結時の書面）、第21条（告知義務）および第33条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第21条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
(5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき
2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかっただかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

12. 重大事由による解除

第24条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つきの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
(1) 保険契約者または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または第三者に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
(3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つきのいずれかに該当する場合
(ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4) 前3号のほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人にに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
2 会社は、保険金の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由が生じていたときは、つきの各号のとおり取り扱います。
(1) 会社は、その支払事由については、保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号（ア）から（オ）までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その保険金の受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。
(2) 会社は、その支払事由により、すでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
3 本条の規定による解除については、第22条（告知義務違反による解除）第4項から第6項までの規定を準用します。
4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、支払わない保険金に対応する部分については第22条第6項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

13. 解約

第25条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。
2 前項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

14. 保険金の受取人による保険契約の存続

第26条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（保険金額が減額される場合を含みます。以下、本項において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつきの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
(1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者でないこと
3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまで

に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときで、保険金を支払うことにより保険契約または付加している特約が消滅する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金の受取人に支払います。

15. 払戻金

第27条（払戻金）

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

16. 社員配当

第28条（社員配当金の割当）

1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

- (1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約
- (2) つぎの事業年度中に、保険契約の見直しに関する特約による保険契約の見直し（以下、「保険契約の見直し」といいます。）または保険金の支払により消滅する保険契約
- (3) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約
- (4) つぎの事業年度中に、リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額される保険契約

2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第29条（社員配当金の分配）

1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎのとおり分配します。

- (1) つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。
- (2) 積み立てた社員配当金は保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払により保険契約が消滅するときは保険金とともに保険金の受取人に支払います。

2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金を支払うときは保険金とともに保険金の受取人に支払い、保険契約の見直しをするときは見直し価格に充当します。

3 前条第1項第3号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。

4 前条第1項第4号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金とともに保険金の受取人に支払います。

5 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。

- (1) 保険契約が消滅したときに支払う方法
- (2) 会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法

17. 特別条件

第30条（特別条件）

1 保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、保険契約の責任を負うことがあります。

- (1) 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。

- (2) 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、第27条（払戻金）の規定を適用して計算し、保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。

2 保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

18. 死亡保険金の支払に関する取扱

第31条（死亡保険金の支払に関する取扱）

1 第25条（解約）および第26条（保険金の受取人による保険契約の存続）の規定により、保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条（死亡保険金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 解約がなされず、保険契約が有効中であったとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、保険契約の有効

- 中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第1条第1項に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
- (2) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (3) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 2 第15条（保険金額の減額）および第26条の規定により、保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条第1項に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第1条第1項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 3 第26条第1項に定める債権者等による保険契約の解約（保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

19. その他

第32条（契約年齢の計算）

- 1 契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第33条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約の取消を行なうことができるものとし、その他のときは、会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。

第34条（時効）

- 保険金、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

備考

1. 電磁的方法

第7条（契約締結時の書面）、第21条（告知義務）および第33条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

傷害保障重点期間設定型長期定期保険（有配当2017）

普通保険約款目次

この保険の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 保険期間の区分

第1条 保険期間の区分

2. 傷害死亡保険金、死亡保険金

第2条 傷害死亡保険金、死亡保険金

第3条 傷害死亡保険金、死亡保険金の削減支払

3. 死亡保険金受取人

第4条 死亡保険金受取人

第5条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

第6条 総則

5. 会社の責任開始期

第7条 会社の責任開始期

6. 契約締結時の書面

第8条 契約締結時の書面

7. 保険料の払込

第9条 保険料の払込

第10条 保険料の払込方法（経路）

第11条 保険料の一括払込または前納

第12条 払込期月内に保険料の払込がない場合

8. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第13条 請求の手続き

第14条 保険金等の支払時期および支払場所

9. 保険契約上の保全取扱

第15条 保険料払込方法（回数）の変更

第16条 保険金額の減額

第17条 保険契約者に対する貸付

10. 保険契約者

第18条 保険契約者

第19条 保険契約者の住所の変更

11. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第20条 詐欺による取消

第21条 不法取得目的による無効

12. 告知義務および告知義務違反による解除

第22条 告知義務

第23条 告知義務違反による解除

第24条 保険契約を解除できない場合

13. 重大事由による解除

第25条 重大事由による解除

14. 解約

第26条 解約

15. 保険金の受取人による保険契約の存続

第27条 保険金の受取人による保険契約の存続

16. 払戻金

第28条 払戻金

17. 社員配当

第29条 社員配当金の割当

第30条 社員配当金の分配

18. 特別条件

第31条 特別条件

19. 保険金の支払に関する取扱

第32条 保険金の支払に関する取扱

20. その他

第33条 契約年齢の計算

第34条 契約年齢または性別の誤りの処理

第35条 時効

傷害保障重点期間設定型長期定期保険（有配当2017） 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、所定の期間、被保険者の傷害を原因とした万一の場合の保障を重点的に確保し、所定の期間経過後、一定期間中、被保険者の万一の場合に備えていただく保険です。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 保険期間の区分

第1条（保険期間の区分）

1 保険期間の区分はつぎのとおりとします。

(1) 第1保険期間

契約日からその日を含めて所定の期間の満了日まで

(2) 第2保険期間

第1保険期間の満了日の翌日からその日を含めて保険期間の満了日まで

2 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、前項第1号の所定の期間を指定するものとします。

3 前項により指定された所定の期間の変更は取り扱いません。

2. 傷害死亡保険金、死亡保険金

第2条（傷害死亡保険金、死亡保険金）

1 この保険契約の第1保険期間中における傷害死亡保険金、死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
(1) 傷 害 死 亡 保 険 金	責任開始時以後に発生した傷害 ¹ を直接の原因として、被保険者が第1保険期間中に死亡したとき ²	保険金額	死 亡 保 険 金 受 取 人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ii) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 iii) 被保険者の犯罪行為 iv) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 v) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 vi) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 vii) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
(2) 死 亡 保 険 金	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき。ただし、傷害死亡保険金が支払われない場合に限ります。	被保険者の死亡した日における責任準備金額	死 亡 保 険 金 受 取 人	保険契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡したとき

備考

1. 対象となる傷害

対象となる傷害には、疾病・老衰は含まれません。また、「軽微な傷害により疾病を発症しましたはその症状が増悪した場合における、その軽微な傷害」および「処刑」については、対象となる傷害から除きます。

2. 傷害を直接の原因として死亡したとき

傷害を原因として死亡したときであっても、疾病を主たる原因として死亡したと認められる場合は、傷害を直接の原因として死亡したときには含まれません。

2 この保険契約の第2保険期間中における死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支払額	受取人	免責事由
死 亡 保 険 金	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	保険金額	死 亡 保 険 金 受 取 人	保険契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡したとき

3 死亡保険金については死亡保険金受取人の故意により被保険者を死亡させた場合または傷害死亡保険金については死亡保険金受取人の故意もしくは重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、会社は、保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない保険金に対応する部分については、つぎのとおり取り扱います。

(1) 死亡保険金受取人の故意により被保険者を死亡させた場合

次項第2号に該当する場合の取扱にもとづきその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

(2) 死亡保険金受取人の重大な過失により被保険者を死亡させた場合

その部分の死亡保険金をその死亡保険金受取人に支払います。

4 つぎの第1号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

(1) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

(2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）

第3条（傷害死亡保険金、死亡保険金の削減支払）

前条（傷害死亡保険金、死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、傷害死亡保険金または死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはできません。

(1) 地震、噴火または津波によるとき（傷害死亡保険金の場合に限ります。）

(2) 戦争その他の変乱によるとき

3. 死亡保険金受取人

第4条（死亡保険金受取人）

- 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第5条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 前条（死亡保険金受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 前項の死亡保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前2項による死亡保険金受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

第6条（総則）

本編は、この保険契約について、その給付に関する規定（第1編）を除いて、成立から消滅までを規定するものです。

5. 会社の責任開始期

第7条（会社の責任開始期）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第22条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付その他の方法により、承諾の通知を行ないます。

6. 契約締結時の書面

第8条（契約締結時の書面）

- 1 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（電磁的方法¹による場合を含み、以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - (1) 当会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 保険金の額
 - (8) 保険料およびその払込方法（回数）
 - (9) 契約日
 - (10) 本条の書面を作成した年月日
- 2 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

7. 保険料の払込

第9条（保険料の払込）

- 1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始日の属する月の翌月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - (1) 第1回保険料の保険料期間
(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、第1号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
 - (1) 保険契約の消滅（第20条（詐欺による取消）または第21条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。）

備考

1. 電磁的方法

第8条（契約締結時の書面）、第22条（告知義務）および第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(2) 第16条（保険金額の減額）の規定による保険金額の減額

4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数（月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。ただし、前項第1号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に支払います。

(1) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと応当日

(2) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約応当日の前日

5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。

第10条（保険料の払込方法（経路））

1 保険契約者は、つきの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法

(2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法

(3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法

(4) 団体扱 所属団体を経由して払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合については、それぞれつきの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。

(1) 前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約

(2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約

(3) 前項第4号の場合 保険料団体扱特約

3 第1項各号の保険料払込方法（経路）に応じたこの保険契約の保険料率はつきのとおりとします。

(1) 第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率

(2) 第1項第4号の場合 団体保険料率

4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法（経路）について、第2項の規定を適用します。

第11条（保険料の一括払込または前納）

保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、会社の定める範囲内で、つきのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

(1) 月払契約の場合

(ア) 当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。

(イ) (ア)の場合、会社所定の率により割り引きます（以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。）。

(ウ) 保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第16条（保険金額の減額）の規定により保険金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

(2) 年払契約の場合

(ア) つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年分以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。

(イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割り引きます（以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。）。

(ウ) 保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

(エ) 保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第16条の規定により保険金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

第12条（払込期月内に保険料の払込がない場合）

1 保険料の払込が第9条（保険料の払込）第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。

2 前項の通知を行なう場合、第19条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。

3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。

4 前項の規定により保険契約が消滅した場合で、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金からその時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。

5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険金の支払事由が生じたときに

は、会社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。

8. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第13条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - (1) 第4条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - (2) 第5条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - (3) 第15条（保険料払込方法（回数）の変更）に定める保険料払込方法（回数）の変更
 - (4) 第16条（保険金額の減額）に定める保険金額の減額
 - (5) 第17条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
 - (6) 第18条（保険契約者）に定める保険契約者の変更
 - (7) 第26条（解約）に定める解約
 - (8) 第27条（保険金の受取人による保険契約の存続）に定める保険契約の存続
 - (9) 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（保険金の支払を除きます。）

第14条（保険金等の支払時期および支払場所）

- 1 保険金は、前条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この普通保険約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第25条（重大事由による解除）第1項第3号（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 6 前条第3項第9号の支払金の支払時期および支払場所については、本条の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、第27条（保険金の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約の場合の解約払戻金の支払時期については、第27条第1項に定める解約の効力発生日を、本条に定める、請求にかかる必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

9. 保険契約上の保全取扱

第15条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。

第16条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。

- 2 本条の請求により保険金額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 4 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

第17条（保険契約者に対する貸付）

- 1 保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となるときは、貸付期間の満了日は保険期間満了の日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。
- 6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がこえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険金額を減額したとき（保険契約の見直しに関する特約の規定により保険契約の一部の解除が行なわれた場合を含みます。）
 - (3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 7 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金（以下、「既貸付元利金」といいます。）と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額（第1項に定める範囲内であることを要します。）とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 8 会社は、毎月の会社所定の日（以下、「判定日」といいます。）において、判定日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日（以下、「基準日」といいます。）までの本条の貸付金の元利合計額および基準日における解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえるとき（以下、「超過状態」といいます。）は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 9 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 10 前2項の通知を行なう場合、第19条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 11 第9項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 12 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第9項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
 - (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第8項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。
- 13 第9項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

10. 保険契約者

第18条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に

対しても効力を生じます。

4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第19条（保険契約者の住所の変更）

1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。

2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

11. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第20条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第21条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

12. 告知義務および告知義務違反による解除

第22条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第23条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は保険金を支払いません。またすでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第18条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。保険金の受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約が解除された場合、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合は、その日。以下、本条において同じ。）の前日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

第24条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つきのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第22条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第22条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第22条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかっかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

備考

1. 電磁的方法

第8条（契約締結時の書面）、第22条（告知義務）および第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

13. 重大事由による解除

第25条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または第三者に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 前3号のほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 会社は、その支払事由については、保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号（ア）から（オ）までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その保険金の受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。
 - (2) 会社は、その支払事由により、すでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 本条の規定による解除については、第23条（告知義務違反による解除）第4項から第6項までの規定を準用します。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、支払わない保険金に対応する部分については第23条第6項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

14. 解約

第26条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

15. 保険金の受取人による保険契約の存続

第27条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（保険金額が減額される場合を含みます。以下、本項において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1ヶ月を経過した日に効力を生じます。
 - 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときで、保険金を支払うことにより保険契約が消滅する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金の受取人に支払います。

16. 払戻金

第28条（払戻金）

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

17. 社員配当

第29条（社員配当金の割当）

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。
 - (1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約
 - (2) つぎの事業年度中に、保険契約の見直しに関する特約による保険契約の見直し（以下、「保険契約の見直し」といいます。）または保険金の支払により消滅する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第30条（社員配当金の分配）

- 1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、その事業年度末の属する保険年度までの保険料が払い込まれている場合には、つぎのとおり分配します。
 - (1) つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。
 - (2) 積み立てた社員配当金は保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払により保険契約が消滅するときは保険金とともに保険金の受取人に支払います。
- 2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金を支払うときは保険金とともに保険金の受取人に支払い、保険契約の見直しをするときは見直し価格に充当します。
- 3 前条第1項第3号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
- 4 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。
 - (1) 保険契約が消滅したときに支払う方法
 - (2) 会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法

18. 特別条件

第31条（特別条件）

- 1 保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、特別保険料領収法により、会社は、保険契約の責任を負うことがあります。この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、第28条（払戻金）の規定を適用して計算し、保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。
- 2 特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

19. 保険金の支払に関する取扱

第32条（保険金の支払に関する取扱）

- 1 第26条（解約）および第27条（保険金の受取人による保険契約の存続）の規定により、保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第2条（傷害死亡保険金、死亡保険金）第1項または第2項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、保険契約が有効中であったとすれば傷害死亡保険金または死亡保険金が支払われる場合に限り、保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなします。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 傷害死亡保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に傷害死亡保険金を支払います。ただし、第2条第1項第1号に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - (イ) 第1保険期間中における死亡保険金が支払われる場合
会社は、解約時死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。ただし、第2条第1項第2号に定める支払額は、被保険者の死亡した日における責任準備金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - (ウ) 第2保険期間中における死亡保険金が支払われる場合
会社は、解約時死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。ただし、第2条第2項に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - (2) 解約された時に未払保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 2 第16条（保険金額の減額）および第27条の規定により、保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期

間の末日（年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第2条第1項または第2項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 傷害死亡保険金または死亡保険金が支払われるときは、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 傷害死亡保険金が支払われる場合

会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第2条第1項第1号に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。

(イ) 第1保険期間中における死亡保険金が支払われる場合

会社は、減額されていなかったものとした場合の被保険者の死亡した日における責任準備金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第2条第1項第2号に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。

(ウ) 第2保険期間中における死亡保険金が支払われる場合

会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第2条第2項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。

3 第27条第1項に定める債権者等による保険契約の解約（保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

20. その他

第33条（契約年齢の計算）

1 契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。

2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）

1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約の取消を行なうことができるものとし、その他のときは、会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。

2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。

第35条（時効）

保険金、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

備考

1. 電磁的方法

第8条（契約締結時の書面）、第22条（告知義務）および第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

遞増定期保険（有配当2012）普通保険約款目次

この保険の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 基本保険金額等の定義

第1条 基本保険金額等の定義

2. 遅増率変更年度

第2条 遅増率変更年度

3. 死亡保険金

第3条 死亡保険金

第4条 死亡保険金の削減支払

4. 死亡保険金受取人

第5条 死亡保険金受取人

第6条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 保険契約の取扱に関する規定

5. 総則

第7条 総則

6. 会社の責任開始期

第8条 会社の責任開始期

7. 契約締結時の書面

第9条 契約締結時の書面

8. 保険料の払込

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法（経路）

第12条 保険料の一括払込または前納

第13条 払込期月内に保険料の払込がない場合

9. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第14条 請求の手続き

第15条 保険金等の支払時期および支払場所

10. 保険契約上の保全取扱

第16条 保険料払込方法（回数）の変更

第17条 基本保険金額の減額

第18条 保険契約者に対する貸付

11. 保険契約者

第19条 保険契約者

第20条 保険契約者の住所の変更

12. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第21条 詐欺による取消

第22条 不法取得目的による無効

13. 告知義務および告知義務違反による解除

第23条 告知義務

第24条 告知義務違反による解除

第25条 保険契約を解除できない場合

14. 重大事由による解除

第26条 重大事由による解除

15. 解約

第27条 解約

16. 保険金の受取人による保険契約の存続

第28条 保険金の受取人による保険契約の存続

17. 払戻金

第29条 払戻金

18. 社員配当

第30条 社員配当金の割当

第31条 社員配当金の分配

19. 特別条件

第32条 特別条件

20. 死亡保険金の支払に関する取扱

第33条 死亡保険金の支払に関する取扱

21. その他

第34条 契約年齢の計算

第35条 契約年齢または性別の誤りの処理

第36条 時効

遞増定期保険（有配当2012）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、所定の期間経過後に毎年50%の割合で保険金額が遞増する仕組で、一定期間中、被保険者の万一の場合に備えていただく保険です。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 基本保険金額等の定義

第1条（基本保険金額等の定義）

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の定義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1)「基本保険金額」

「基本保険金額」とは、保険契約締結の際、保険契約者の申出により定めた保険金額をいいます。ただし、基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額をいいます。

(2)「保険金額」

「保険金額」とは、保険年度および次条（遞増率変更年度）に定めるこの保険契約の遞増率変更年度に応じて、基本保険金額に別表3の率を乗じて得られる金額をいいます。

2. 適用範囲

第2条（適用範囲）

1 保険契約者は、この保険契約の締結の際、保険金額が遞増する割合（以下、「递増率」といいます。）が年0%から年50%複利に変更する保険年度（以下、「递増率変更年度」といいます。）として、つぎの各号のいずれかの保険年度を指定するものとします。

(1) 第6保険年度

(2) 第8保険年度

(3) 第10保険年度

(4) 第15保険年度

2 前項の递増率にもとづき計算した各保険年度の基本保険金額に乗じる率（別表3）は、5をこえることはありません。

3. 死亡保険金

第3条（死亡保険金）

1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支 払 事 由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死 亡 保 険 金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保 険 金 額	死 亡 保 険 金 受 取 人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の 被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもとづきその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

(1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき

(2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）

(3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第4条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

4. 死亡保険金受取人

第5条（死亡保険金受取人）

- 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第6条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 前条（死亡保険金受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前2項による死亡保険金受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 保険契約の取扱に関する規定

5. 総則

第7条（総則）

- 本編は、この保険契約について、その給付に関する規定（第1編）を除いて、成立から消滅までを規定するものです。
- 前項の場合、本編または付加している特約にとくに規定がないときは、本編の規定はその特約を含んだ保険契約としての規定とします。

6. 会社の責任開始期

第8条（会社の責任開始期）

- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第23条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付その他の方法により、承諾の通知を行ないます。

7. 契約締結時の書面

第9条（契約締結時の書面）

- 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（電磁的方法¹による場合を含み、以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - 当会社名
 - 保険契約者の氏名または名称
 - 被保険者の氏名
 - 保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - 支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - 保険期間

備考

1. 電磁的方法

第9条（契約締結時の書面）、第23条（告知義務）および第35条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- (7) 保険金額
 - (8) 保険料およびその払込方法（回数）
 - (9) 契約日
 - (10) 本条の書面を作成した年月日
- 2 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

8. 保険料の払込

第10条（保険料の払込）

- 1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - (1) 第1回保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、第1号および第2号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
 - (1) 保険契約の消滅（第21条（詐欺による取消）または第22条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。）
 - (2) リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により基本保険金額が減額された場合
 - (3) 第17条（基本保険金額の減額）の規定による基本保険金額の減額
- 4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数（月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。ただし、前項第1号および第2号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと応当日
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約応当日の前日
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。

第11条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
 - (2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
 - (3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (4) 団体扱 所属団体を経由して払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合については、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。
 - (1) 前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約

- (2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
(3) 前項第4号の場合 保険料団体扱特約

3 第1項各号の保険料払込方法(経路)に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。

- (1) 第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率
(2) 第1項第4号の場合 団体保険料率

4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法(経路)を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法(経路)について、第2項の規定を適用します。

第12条(保険料の一括払込または前納)

保険契約者は、払込方法(回数)にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

(1) 月払契約の場合

- (ア) 当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。
(イ)(ア)の場合、会社所定の率により割り引きます(以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。)
(ウ) 保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第17条(基本保険金額の減額)の規定により基本保険金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

(2) 年払契約の場合

- (ア) つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年分以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。
(イ)(ア)の場合、会社所定の利率で割り引きます(以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。)
(ウ) 保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
(エ) 保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第17条の規定により基本保険金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

第13条(払込期月内に保険料の払込がない場合)

- 1 保険料の払込が第10条(保険料の払込)第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 2 前項の通知を行なう場合、第20条(保険契約者の住所の変更)第2項の規定を準用します。
- 3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 4 前項の規定により保険契約が消滅した場合で、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金からその時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- 5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額(保険金およびその他の支払うべき金額をいいます。)から差し引きます。

9. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第14条(請求の手続き)

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに必要書類(別表1)を会社に提出して保険金を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類(別表1)を会社に提出して下さい。
- (1) 第5条(死亡保険金受取人)に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
(2) 第6条(遺言による死亡保険金受取人の変更)に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
(3) 第16条(保険料払込方法(回数)の変更)に定める保険料払込方法(回数)の変更
(4) 第17条(基本保険金額の減額)に定める基本保険金額の減額
(5) 第18条(保険契約者に対する貸付)に定める保険契約者に対する貸付
(6) 第19条(保険契約者)に定める保険契約者の変更
(7) 第27条(解約)に定める解約
(8) 第28条(保険金の受取人による保険契約の存続)に定める保険契約の存続
(9) リビング・ニーズ特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
(10) 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払(保険金の支払を除きます。)

第15条(保険金等の支払時期および支払場所)

- 1 保険金は、前条(請求の手続き)に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会

社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無

(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第26条（重大事由による解除）第1項第3号（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(2) 前項第2号または第4号に定める事項に關し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に關する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日

4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。

5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

6 前条第3項第10号の支払金の支払時期および支払場所については、本条の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、第28条（保険金の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約の場合の解約払戻金の支払時期については、第28条第1項に定める解約の効力発生日を、本条に定める、請求にかかる必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

10. 保険契約上の保全取扱

第16条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。

第17条（基本保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、基本保険金額の減額を請求することができます。
- 2 本条の請求により基本保険金額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 4 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の基本保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

第18条（保険契約者に対する貸付）

- 1 保険契約者は、解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となるときは、貸付期間の満了日は保険期間満了の日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。
- 6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がこえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 基本保険金額を減額したとき（リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により基本保険金額が減額された場合および保険契約の見直しに関する特約の規定により保険契約の一部の解除が行なわれた場合を含みます。）

- (3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 7 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金（以下、「既貸付元利金」といいます。）と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額（第1項に定める範囲内であることを要します。）とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 8 会社は、毎月の会社所定の日（以下、「判定日」といいます。）において、判定日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日（以下、「基準日」といいます。）までの本条の貸付金の元利合計額および基準日における解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえるとき（以下、「超過状態」といいます。）は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 9 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 10 前2項の通知を行なう場合、第20条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 11 第9項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 12 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第9項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
- (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第8項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。
- 13 第9項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

11. 保険契約者

第19条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対しても行為は、他の者に對しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第20条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

12. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第21条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第22条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

13. 告知義務および告知義務違反による解除

第23条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会

社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第24条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は保険金を支払いません。またすでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第19条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。保険金の受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約が解除された場合、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合には、その日。以下、本項において同じ。）の前日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなつた保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

第25条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第23条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第23条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

14. 重大事由による解除

第26条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または第三者に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (工) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 前3号のほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人にに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、その支払事由については、保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号（ア）から（オ）までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、

備考

1. 電磁的方法

第9条（契約締結時の書面）、第23条（告知義務）および第35条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

その保険金の受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。)を支払いません。

(2) 会社は、その支払事由により、すでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。

3 本条の規定による解除については、第24条(告知義務違反による解除)第4項から第6項までの規定を準用します。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、支払わない保険金に対応する部分については第24条第6項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

15. 解約

第27条(解約)

1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。

2 前項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

16. 保険金の受取人による保険契約の存続

第28条(保険金の受取人による保険契約の存続)

1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約(基本保険金額が減額される場合を含みます。以下、本項において同じ。)をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1ヶ月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときで、保険金を支払うことにより保険契約または付加している特約が消滅する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金の受取人に支払います。

17. 払戻金

第29条(払戻金)

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

18. 社員配当

第30条(社員配当金の割当)

1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

(1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約

(2) つぎの事業年度中に、保険契約の見直しに関する特約による保険契約の見直し(以下、「保険契約の見直し」といいます。)または保険金の支払により消滅する保険契約

(3) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約

(4) つぎの事業年度中に、リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により基本保険金額が減額される保険契約

2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第31条(社員配当金の分配)

1 前条(社員配当金の割当)第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎのとおり分配します。

(1) つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。

(2) 積み立てた社員配当金は保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払により保険契約が消滅するときは保険金とともに保険金の受取人に支払います。

2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金を支払うときは保険金とともに保険金の受取人に支払い、保険契約の見直しをするときは見直し価格に充当します。

3 前条第1項第3号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。

4 前条第1項第4号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金とともに保険金の受取人に支払います。

5 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。

- (1) 保険契約が消滅したときに支払う方法
- (2) 会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法

19. 特別条件

第32条（特別条件）

- 1 保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、保険契約の責任を負うことがあります。
 - (1) 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - (2) 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、第29条（払戻金）の規定を適用して計算し、保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。
- 2 保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

20. 死亡保険金の支払に関する取扱

第33条（死亡保険金の支払に関する取扱）

- 1 第27条（解約）および第28条（保険金の受取人による保険契約の存続）の規定により、保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第3条（死亡保険金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、保険契約が有効中であったとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第3条第1項に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - (2) 解約された時に未払保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 2 第17条（基本保険金額の減額）および第28条の規定により、基本保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第3条第1項に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第3条第1項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - (2) 減額された時に減額分に対応する未払保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 3 第28条第1項に定める債権者等による保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

21. その他

第34条（契約年齢の計算）

- 1 契約における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第35条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本項において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約の取消を行なうことができるものとし、その他のときは、会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづい

備考

1. 電磁的方法

第9条（契約締結時の書面）、第23条（告知義務）および第35条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

て保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。

第36条（時効）

保険金、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

リビング・ニーズ特約（2012）目次

この特約の趣旨

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 特約保険金
- 第2条 特約保険金の削減支払
- 第3条 特約保険金の受取人

2. この特約の取扱に関する規定

- 第4条 特約の付加
- 第5条 会社の責任開始期
- 第6条 指定代理請求人による請求
- 第7条 特約の消滅

第8条 払戻金

第9条 特約の社員配当金

3. 特則

- 第10条 主契約に特別条件が適用された場合の特則
- 第11条 主契約が遞増定期保険契約の場合の特則
- 第12条 主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合の特則
- 第13条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

リビング・ニーズ特約（2012）

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、特約保険金の受取人の請求により、死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の給付に関する規定

第1条（特約保険金）

- 1 この特約の特約保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支 払 額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特 約 保 険 金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額のうち特約保険金の受取人が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、第3項に定める特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき i) 保険契約者の故意 ii) 被保険者の故意 iii) 指定代理請求人の故意

2 前項の規定にかかわらず、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求に関する規定に定める必要書類が会社に到達しないかぎり、会社は、特約保険金を支払いません。

3 第1項の規定にかかわらず、前項の必要書類が会社に到達した日（以下、「特約保険金の請求日」といいます。）が主契約の保険期間の満了（主約款の保険契約の更新に関する規定により主契約が更新される場合および主契約に保険期間満了時の変更取扱に関する特約が適用される場合（以下、これらの場合を「更新・変更」といいます。）を除きます。）前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

4 第1項の指定保険金額の指定については、会社の定める範囲内で取り扱います。

5 前項に定めるほか、この特約の被保険者と被保険者が同一である会社の定める他の保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合には、つぎに定めるところによります。（以下、この場合の会社の定める他の保険契約を「他契約」といいます。）

(1) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より前である場合 特約保険金の受取人（指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下、本項において同じ。）が指定した保険金額を指定保険金額とします。

(2) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一である場合 特約保険金の受取人が指定した保険金額にかかわらず、つぎの金額を指定保険金額とします。ただし、この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、特約保険金の受

取人が指定した保険金額を指定保険金額とします。

この特約および特約保険金の請求日を同一
会社の定める金額 × 特約保険金の受取人が指定した保険金額 ÷ とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額

- (3) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より後である場合 会社の定める金額から、特約保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を、指定保険金額の上限とします。
- 6 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日に消滅したものとします。
- 7 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
- 8 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金（3大疾病保障保険契約および出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の上皮内新生物診断保険金ならびに新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の特定疾病診断保険金を除きます。以下、本項から第10項までにおいて同じ。）の請求を受け、主約款に定める保険金が支払われるときは、会社は、特約保険金を支払いません。
- 9 特約保険金が支払われた場合には、その支払後に主約款に定める保険金の請求を受けても、会社は、指定保険金額分に応する主約款に定める保険金を支払いません。
- 10 主約款に定める保険金が支払われた場合には、その支払後に特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 11 主約款の保険契約者に対する貸付に関する規定により保険契約者に対する貸付が行なわれている場合には、会社は、会社が支払うべき金額から、会社の定める計算方法により、その元利金を差し引きます。
- 12 特約保険金が支払われることにより、主約款の保険料の払込に関する規定中すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合の取扱に関する規定が適用される主契約については、当該規定の適用にあたって、特約保険金の請求日から6ヶ月を経過した日を当該規定中の保険料の全部または一部の払込を要しなくなった事由の生じた日として取り扱います。

第2条（特約保険金の削減支払）

前条（特約保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により前条第1項に定める支払事由に該当した場合で、その原因により前条第1項に定める支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、指定保険金額分に対応する責任準備金を下回ることはできません。

第3条（特約保険金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1条（特約保険金）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約保険金の受取人とします。

2 特約保険金の受取人は、第1条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。

2. この特約の取扱に関する規定

第4条（特約の付加）

- 1 この特約は、会社の定める主契約の締結の際、その主契約に自動的に付加されます。
- 2 主契約の更新・変更に際し、主契約に付加されているこの特約は、引き続き、更新・変更後の主契約に付加されます。

第5条（会社の責任開始期）

会社は、この特約を付加する主契約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。

第6条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつきの各号の範囲内で1人の者を指定することができます。（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）ただし、特約保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) つぎの範囲内の者
- (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (イ) 被保険者の直系血族
- (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
- (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、特約保険金の受取人のために特約保険金を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
- (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
- (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
- (ウ) 死亡保険金受取人
- (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を指定する場合は、

この特約についても同一の指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なった指定をすることはできません。また、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を変更指定する場合は、この特約についても同一の変更指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なった変更指定をすることはできません。

4 主約款の請求の手続きに関する規定に定める特約保険金の受取人による請求の規定にかかわらず、特約保険金の受取人が特約保険金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたときその他の特約保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、前3項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金の請求をすることができます。

5 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。

6 第4項の規定により、会社が特約保険金を特約保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

7 本条の規定にかかわらず、故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に特約保険金の受取人を第4項に定める特約保険金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

8 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第七条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 第1条（特約保険金）に規定する特約保険金を支払ったとき

(2) 主契約が消滅したとき

第八条（払戻金）

この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

第九条（特約の社員配当金）

この特約に対する社員配当金はありません。

3. 特則

第10条（主契約に特別条件が適用された場合の特則）

主約款に定める特別条件の保険金削減支払法が適用されている主契約の場合で、保険金削減の期間中に特約保険金の請求があったときには、会社は、指定保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が第1条（特約保険金）第1項の支払事由に該当したときは、本条の規定は適用しません。

第11条（主契約が通増定期保険契約の場合の特則）

主契約が通増定期保険契約の場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条（特約保険金）第1項の支払額の規定中、「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額」とあるのは、「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額（主契約が通増定期保険契約の場合は第3項に定める特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額。以下、同じ。）」と読み替えます。

(2) 第1条第7項中、「指定保険金額分」とあるのは、「指定保険金額分（主契約が通増定期保険契約の場合は指定保険金額に対応する基本保険金額分。以下、同じ。）」と読み替えます。

第12条（主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合の特則）

主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合で、この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一であるときには、第1条（特約保険金）第5項第2号の規定にかかわらず、主契約の保険金額を指定保険金額とします。

第13条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受けける場合の特則）

契約基本約款に定めるところにより、複数の保険契約が同一の契約締結時の書面で引き受けられている場合で、それらの保険契約について、この特約が付加される保険契約（以下、本条において「付加契約」といいます。）があるときは、つぎのとおりとします。ただし、各付加契約の保険期間の満了（各付加契約が更新・変更される場合を除きます。）前1年間は、その付加契約については本条の規定を適用しません。

(1) 付加契約に付加されているこの特約について特約保険金の請求があったときは、すべての付加契約について特約保険金の請求があったものとして取り扱います。

(2) 第1条（特約保険金）第1項に定める死亡保険金額は、各付加契約の死亡保険金額を合算した金額とします。

(3) 付加契約に3大疾病保障保険契約、身体障害保障保険契約、介護保障保険契約または新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約がある場合には、前2号の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(ア) 付加契約に3大疾病保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、3大疾病保障保険契約の死亡保険金は含まれません。

① 特約保険金を支払う前に、3大疾病保険金の請求を受け、3大疾病保険金が支払われるとき

② 3大疾病保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき

(イ) 付加契約に身体障害保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、身体障害保障保険契約の死亡保険金は含まれません。

- ① 特約保険金を支払う前に、身体障害保険金の請求を受け、身体障害保険金が支払われるとき
② 身体障害保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (ウ) 付加契約に介護保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、介護保障保険契約の死亡保険金は含みません。
- ① 特約保険金を支払う前に、介護保険金の請求を受け、介護保険金が支払われるとき
② 介護保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (エ) 付加契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の死亡保険金は含みません。
- ① 特約保険金を支払う前に、3大疾病保険金の請求を受け、3大疾病保険金が支払われるとき
② 3大疾病保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (イ) 第1条第1項に定める金額の指定にあたっては、会社の定める範囲内で、各付加契約の指定保険金額の合計額としての金額を指定するものとします。
- (カ) 各付加契約の指定保険金額は、会社の定める範囲内で、前号で指定する金額を基準として、特約保険金の請求日における各付加契約の死亡保険金額の割合に応じて、各付加契約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (メ) 第1条第5項の規定にかかわらず、付加契約に付加されているこの特約（以下、「この特約」といいます。）の被保険者と被保険者が同一である他契約（付加契約は含まれません。以下、同じ。）にリビング・ニーズ特約が付加されている場合には、つぎに定めるところによります。
- (ア) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より前である場合 この特約の特約保険金の受取人（指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下、本号において同じ。）が前号の規定にもとづき指定した金額を、各付加契約の指定保険金額とします。
- (イ) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一である場合 この特約の特約保険金の受取人が指定した保険金額にかかわらず、つぎの金額が第4号で指定された金額であったものとして、前号の規定にもとづき指定した金額を各付加契約の指定保険金額とします。ただし、この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、この特約の特約保険金の受取人が前号の規定にもとづき指定した金額を各付加契約の指定保険金額とします。
- この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が
会社の定める金額 × この特約の特約保険金の受取人が指定した保険金額 ÷ 指定した保険金額の合計額
- (ウ) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より後である場合 会社の定める金額から、特約保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を、第4号で指定する金額の上限とします。
- (セ) 特定契約において養老保険契約または年金保険契約がある場合には、第3条（特約保険金の受取人）第1項中「主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「特定契約の満期保険金受取人（特定契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、特定契約の年金受取人（特定契約に年金がある場合に限ります。この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）および特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- (エ) この特約を解約するときは、主契約とともに解約する場合を除き、すべての特定契約に付加されているこの特約について解約することを要します。

保険契約の見直しに関する特約目次

この特約の趣旨

- | | |
|--|--|
| 第1条 見直し前契約の見直し価格 | 第15条 見直し後契約に生活サポート保険契約がある場合の特則 |
| 第2条 見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料
充当貸付 | 第16条 見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し価格の取扱等に関する特則 |
| 第3条 見直し前契約の消滅および貸付金等の精算 | 第17条 一部の特定契約を見直す場合の特則 |
| 第4条 特約の払戻金 | 第18条 見直し前契約が終身保険（有配当2012）の発売前の保険契約である場合の特則 |
| 第5条 見直し後契約の継続取扱 | 第19条 解約 |
| 第6条 見直し前契約または見直し後契約に遅増定期保
険契約がある場合の特則 | 第20条 見直し前契約に就業不能保険契約がある場合
の特則 |
| 第7条 見直し前契約に継続サポート3大疾病保障保険
契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%
型）契約がある場合の特則 | [新3大疾病保障保険（有配当2022）の発売に伴う特別
取扱に関する特則] |
| 第8条 見直し前契約または見直し後契約に傷害保障重
点期間設定型長期定期保険契約がある場合の特
則 | 第21条 見直し前契約の3大疾病保障保険契約または
継続サポート3大疾病保障保険契約の契約日等から
その日を含めて2年を経過する日までに見直しが行
なわれた場合の特則 |
| 第9条 見直し前契約または見直し後契約に入院総合保
険契約がある場合の特則 | [生活サポート保険（有配当2024）の発売に伴う特別取
扱に関する特則] |
| 第10条 見直し後契約に3大疾病保障保険契約等があ
る場合の特則 | 第22条 見直し前契約の身体障害保障保険契約、介護保
険契約または定期保険契約の契約日等から
その日を含めて2年を経過する日までに見
直しが行なわれた場合の特則 |
| 第11条 見直し後契約に総合医療保険契約または入院
総合保険契約がある場合の特則 | |
| 第12条 見直し前契約に出産サポート給付金付3大疾
病保障保険契約がある場合の特則 | |
| 第13条 見直し後契約に入院継続時収入サポート保険
契約がある場合の特則 | |
| 第14条 見直し後契約に新3大疾病保障保険（死亡保障
100%型）契約または新3大疾病保障保険（死
亡保障10%型）契約がある場合の特則 | |

保険契約の見直しに関する特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者の保障ニーズの変化にあわせて、既に締結されている1または2以上の保険契約を新しい保険契約に見直すための特約です。

第1条（見直し前契約の見直し価格）

- この特約によって見直される保険契約（以下、「見直し前契約」といいます。）の見直し価格（第6項に定める計算方法により計算した金額をいいます。以下、同じ。）は、見直しによって成立する保険契約（以下、「見直し後契約」といいます。）に対し、次項に定める充当価格のある見直し後契約の保険料払込期間と同一の期間（以下、「充当期間」といいます。）にわたって、保険料の一部に充当します。ただし、見直し後契約が複数ある場合は、保険契約者は、見直し価格が保険料の一部に充当される見直し後契約を会社の定める範囲内で指定して下さい。
- 前項の規定により見直し後契約（見直し後契約が複数ある場合はそれぞれの保険契約）の保険料の一部に充当される見直し価格を「充当価格」といいます。
- 充当価格のある見直し後契約の充当保険料（充当価格から保険料の一部に充当される金額をいいます。以下、同じ。）は、充当価格および充当期間に応じて、会社の定める方法により計算します。
- 充当価格のある見直し後契約の普通保険約款および付加されている特約（この特約および保険料払込免除特約は除きます。）に定める保険料は、見直し後契約の保険料から充当保険料を差し引いた金額（以下、この金額を「実払込保険料」といいます。）とします。
- 充当価格のある見直し後契約の保険料は、実払込保険料を保険契約者が払い込んだ時に払い込まれたものとして取り扱います。
- 第1項の見直し価格は、つぎのとおり計算します。

見直し価格 = (1) 見直し価格基準額 - (2) 見直し価格差引額

項目	対象となる金額
(1) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 責任準備金 ② 会社の定める計算方法により計算した社員配当金（積み立てた社員配当金を含みます。） ③ 据え置かれた生存給付金およびこども祝金 ④ 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払込保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ⑤ 保険料前納金または保険料一括払込金の残額 ⑥ 個人年金保険料税制適格特約に定めるところにより積み立てられた金額 ⑦ 充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。）
(2) 見直し価格差引額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 保険契約者に対する貸付が行なわれている場合のその元利金 ② 次条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）第1項の規定により保険契約者に貸し付け、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。）の払込に充当する金額がある場合、その金額 ③ 未払込保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は未払込の実払込保険料とします。）

第2条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）

- 会社は、保険契約の見直しの際に、保険契約者の申出があったときは、見直し価格基準額（前条（見直し前契約の見直し価格）第6項第2号①または③の金額がある場合には、その金額を差し引いた金額とします。）を限度として、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。以下、本条において同じ。）に相当する金額を貸し付け、見直し後契約の保険料の払込に充当します。
- 前項に定める貸し付ける金額は、見直し後契約が月払契約の場合は保険料2回分、年払契約の場合は保険料1回分とします。
- 月払契約の見直し後契約が、見直し後契約の責任開始時以降に保険料の払込に充当することを要しなくなった場合で、第1項の規定により保険契約者に貸し付けた金額に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
- 月払契約の見直し後契約について本条の取扱を行なった場合には、第1項の規定により保険契約者に貸し付けた金額を見直し後契約の保険料の払込に充当する保険料期間中は、見直し後契約の普通保険約款に定める保険金額等の減額および保険料払込方法（回数）の変更に関する規定は適用しません。
- 本条の貸付金の利息はありません。

第3条（見直し前契約の消滅および貸付金等の精算）

会社が見直し後契約の申込を承諾した場合には、見直し前契約および見直し前契約に付加されている特約は見直し後契約の責任開始時に消滅します。この場合、第1条（見直し前契約の見直し価格）第6項第2号に定める見直し価格差引額の金額は見直し前契約の消滅時に返済または払い込まれたものとします。

第4条（特約の払戻金）

- 1 充当価格のある見直し後契約がつぎの各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ次項以下に定めるところによりこの特約の払戻金を払い戻します。
 - (1) 見直し後契約の保険金の支払による消滅その他の次項各号に定める事由により、見直し後契約の保険料の払込が不要となる場合または見直し後契約が見直し時にさかのぼって他の保険契約に変更される場合
 - (2) 見直し後契約の保険金額等の減額その他の第3項各号に定める事由により、見直し後契約の保険料が充当期間中に変更される場合
 - (3) 見直し後契約の保険料が充当期間中に変更されることにより充当保険料を下回ることとなる場合（前号に該当する場合を除きます。）
- 2 前項第1号に定める場合については、会社は、つぎの各号に定める事由に応じて、各号に定めるこの特約の払戻金を保険契約者（第1号および第3号に定める場合は、その保険金の受取人）に払い戻します。なお、詐欺による取消または不法取得目的による無効に該当した場合は、この特約の払戻金およびすでに充当された充当保険料を払い戻しません。

事由	この特約の払戻金	備考
(1) 保険金の支払による消滅（第3号に該当する場合を除きます。）または継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金もしくは生活サポート保険契約の初期サポート保険金（100）の支払	充当価格の残額（第5項第1号に定める金額とします。以下、本条において同じ。）	
(2) 入院総合保険契約または入院継続時収入サポート保険契約の給付金の支払による消滅	充当価格の残額	
(3) リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払による消滅	充当価格の残額	特約保険金の請求日から6か月経過した日における金額とします。
(4) 死亡保険金の免責事由のうち、責任開始の日から3年以内の自殺による被保険者の死亡	充当価格の残額	
(5) 死亡保険金の免責事由のうち、保険契約者の故意による被保険者の死亡（前号に該当する場合を除きます。）	解約払戻金の金額（第5項第2号に定める金額とします。以下、本条において同じ。）	
(6) 死亡保険金の免責事由のうち、死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡（前2号に該当する場合を除きます。）	充当価格の残額	
(7) 解約	解約払戻金の金額	
(8) 解除（次号に該当する場合および第20号に該当する場合を除きます。）	解約払戻金の金額	
(9) 告知義務違反による解除または重大事由による解除	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(10) 見直し後契約が総合医療保険契約、がん医療保険契約、入院総合保険契約、入院継続時収入サポート保険契約または生活サポート保険契約の場合における、被保険者の死亡（次号に該当する場合を除きます。）	充当価格の残額	
(11) 見直し後契約が総合医療保険契約、がん医療保険契約、入院総合保険契約、入院継続時収入サポート保険契約または生活サポート保険契約の場合における、保険契約者の故意による被保険者の死亡	解約払戻金の金額	
(12) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、被保険者が見直し後契約の責任開始日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていたことによる無効（保険契約者および被保険者がその事実を知らなかった場合に限ります。）	充当価格	この場合、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。

事由	この特約の払戻金	備考
(13) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、被保険者が見直し後契約の責任開始日の前日以前にがん(別表23)と診断確定されていたことによる無効(保険契約者または被保険者がその事實を知っていた場合に限ります。)	解約払戻金の金額	会社が無効の原因を知った日(以下、本条において「がん医療保険契約の無効日」といいます。)の直前の月ごと応当日(がん医療保険契約の無効日が月ごと応当日の場合は、その日。以下、次項において同じ。)の前日における金額とします。(「月ごと応当日」とは、契約日の月単位の応当日とし、応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)
(14) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん(別表23)と診断確定されたことによる無効	充当価格	この場合、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(15) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、見直し後契約の責任開始時前に認知症(別表45)または軽度認知障害(別表47)の原因が生じていたことにより、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の支払が行なわれないことによる無効(責任開始時前にその原因が生じていたことを、保険契約者および被保険者が知らなかつた場合に限ります。)	充当価格	この場合、認知症保障保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(16) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、見直し後契約の責任開始時前に認知症(別表45)または軽度認知障害(別表47)の原因が生じていたことにより、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の支払が行なわれないことによる無効(責任開始時前にその原因が生じていたことを、保険契約者または被保険者が知つていた場合に限ります。)	解約払戻金の金額	会社が無効の原因を知った日(以下、本条において「認知症保障保険契約の無効日」といいます。)の直前の月ごと応当日(認知症保障保険契約の無効日が月ごと応当日の場合は、その日。以下、次項において同じ。)の前日における金額とします。
(17) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて1年以内に認知症(別表45)または軽度認知障害(別表47)と診断確定されたことによる無効	充当価格	この場合、認知症保障保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(18) 保険料払込免除特約による保険料の払込の免除	充当価格の残額	
(19) 3大疾病保障保険契約または新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)契約の普通保険約款に定める終身保険契約または定期保険契約への変更	充当価格の残額	
(20) 継続サポート3大疾病保障保険契約または新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約の普通保険約款に定める保険契約者からの申出による保険契約の解除	充当価格	この場合、継続サポート3大疾病保障保険契約または新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約への充当保険料の充当はなかったものとします。
(21) 次条(見直し後契約の継続取扱)第2項に定める終身保険契約または定期保険契約に見直しが行なわれたものとされる取扱	充当価格の残額	

3 第1項第2号に定める場合については、会社は、つぎの各号に定める事由に応じて、各号に定めるこの特約の払戻金(それぞれの事由に対応する部分とします。)を保険契約者(第2号、第4号および第12号に定める場合は、その保険金の受取人)に払い戻します。

事由	この特約の払戻金	備考
(1) 保険金額等の減額(次号に該当する場合を除きます。)	解約払戻金の金額	
(2) リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払による保険金額の減額	充当価格の残額	特約保険金の請求日から6か月経過した日における金額とします。
(3) 次条第1項第1号(ア)(イ)②の規定に定める見直し後契約の一部の解除	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。

事由	この特約の払戻金	備考
(4) 次条第1項第2号の規定により、見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱うことにより保険金が支払われる場合（見直し後契約の保険金額が見直し前契約の保険金額をこえる場合に限ります。）	充当価格の残額	
(5) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、次条第1項第5号（イ）の規定による見直し前契約の入院給付日額をこえる部分の無効（保険契約者および被保険者が、被保険者が見直し後契約の責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていた事実を知らなかった場合に限ります。）	充当価格	この場合、無効部分については、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(6) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、次条第1項第5号（イ）の規定による見直し前契約の入院給付日額をこえる部分の無効（保険契約者または被保険者が、被保険者が見直し後契約の責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていた事実を知っていた場合に限ります。）	解約払戻金の金額	がん医療保険契約の無効日の直前の月ごと応当日の前日における金額とします。
(7) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、次条第1項第6号（イ）の規定による見直し前契約の入院給付日額をこえる部分の無効	充当価格	この場合、無効部分については、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(8) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、次条第1項第7号（イ）の規定による見直し前契約の認知症診断保険金額をこえる部分の無効（見直し後契約の責任開始時前に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことを、保険契約者および被保険者が知らなかった場合に限ります。）	充当価格	この場合、無効部分については、認知症保障保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(9) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、次条第1項第7号（イ）の規定による見直し前契約の認知症診断保険金額をこえる部分の無効（見直し後契約の責任開始時前に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことを、保険契約者または被保険者が知っていた場合に限ります。）	解約払戻金の金額	認知症保障保険契約の無効日の直前の月ごと応当日の前日における金額とします。
(10) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、次条第1項第8号（イ）の規定による見直し前契約の認知症診断保険金額をこえる部分の無効	充当価格	この場合、無効部分については、認知症保障保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(11) 次条第2項の規定により、見直し後契約の一部について、終身保険契約または定期保険契約に見直しが行なわれたものとされる取扱	充当価格の残額	
(12) 第10条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）第1項第1号の規定により、見直し前契約の3大疾病保険金額と同額の範囲について保険金が支払われる場合（見直し後契約の3大疾病保険金額が見直し前契約の3大疾病保険金額をこえる場合に限ります。）	充当価格の残額	

- 4 第1項第3号に定める、見直し後契約の保険料が充当期間中に変更されることにより充当保険料を下回ることとなる場合については、会社は、会社の定める計算方法により充当保険料を減額変更し、つぎの各号に定める事由に応じて、各号に定めるこの特約の払戻金（充当保険料の減額変更に対応する部分とします。）を保険契約者に払い戻します。

事由	この特約の払戻金	備考
(1) 保険料払込免除特約のみの解約	解約払戻金の金額	
(2) 告知義務違反または重大事由による保険料払込免除特約のみの解除	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(3) 見直し後契約が総合医療保険契約の場合における、次条第1項第1号(ア)(ii)③の規定による疾病入院給付金の型の基本型への変更	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(4) 見直し後契約が入院総合保険契約の場合における、次条第1項第1号(ア)(iii)②の規定による保険契約の型の先進医療給付なし型への変更	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(5) 見直し後契約が新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)契約または新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約の場合における、次条第1項第1号(ア)(iv)②の規定による給付の種類の型のがん要精検後検査等給付金なし型への変更	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(6) 保険料の払込方法(経路)の変更その他の前5号以外の事由	充当価格の残額	

5 この特約における充当価格の残額および解約払戻金の金額は、つきの各号に定める金額とします。

(1) 充当価格の残額

会社の定める基準にもとづき、充当価格のある見直し後契約の経過した年月数に応じて計算した金額

(2) 解約払戻金の金額

充当価格の残額から会社の定める計算方法により計算した金額を差し引いた金額

6 第2項第9号、第3項第3号または第4項第2号、第3号、第4号もしくは第5号に定める事由に該当する場合、つきの各号に定める日におけるこの特約の払戻金を払い戻します。

(1) 解除された日(第4項第3号については、「基本型に変更された日」、第4項第4号については、「先進医療給付なし型に変更された日」、第4項第5号については、「がん要精検後検査等給付金なし型に変更された日」とします。以下、本項および次項において同じ。)の直前の月ごと応当日(解除された日が月ごと応当日の場合はその日。以下、本条において同じ。)以後に保険金または給付金(以下、「保険金等」といいます。)の支払事由に該当し、その保険金等が支払われる場合

解除された日

(2) 前号以外の場合

解除された日の直前の月ごと応当日の前日

7 契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定により見直し後契約が特定契約として取り扱われている場合において、つきの各号のすべてを満たす場合には、その特定契約の解除(第4項第3号については、「基本型への変更」、第4項第4号については、「先進医療給付なし型への変更」、第4項第5号については、「がん要精検後検査等給付金なし型への変更」とします。)にあたっては、前項第2号の規定にかかわらず、前項第1号が適用される場合の取扱に準じて取り扱います。

(1) 特定契約が第2項第9号、第3項第3号もしくは第4項第2号の規定により解除された場合または第4項第3号の規定により基本型に変更された場合、第4項第4号の規定により先進医療給付なし型に変更された場合もしくは第4項第5号の規定によりがん要精検後検査等給付金なし型に変更された場合であること

(2) 他の特定契約において、前号の規定により解除された日の直前の月ごと応当日以後解除された日までに保険金等の支払事由に該当し、その保険金等が支払われる場合であること

8 充当価格のある見直し後契約の普通保険約款におけるつきの各号の規定を適用する場合で、未払込保険料について、見直し後契約の解約払戻金から差し引くことのできない金額があるときは、その金額を第2項および第3項に定める解約払戻金の金額から差し引きます。

(1) 解約に関する規定

(2) 解除に関する規定

(3) 保険金額等の減額に関する規定

(4) 免責事由に関する規定のうち保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合の規定

(5) 総合医療保険契約、がん医療保険契約、入院総合保険契約、入院継続時収入サポート保険契約または生活サポート保険契約の普通保険約款に定める被保険者の死亡に関する規定(保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合に限ります。)

(6) がん医療保険契約の普通保険約款に定める無効に関する規定

(7) 認知症保障保険契約の普通保険約款に定める無効に関する規定

9 第4項第1号から第5号までのいずれかの事由に該当する場合で、(A)に定める対象となる未払込保険料があるときには、この特約の払戻金からその未払込保険料のうち(B)に定める金額を差し引きます。ただし、第2号(イ)、第3号(イ)、第4号(イ)または第5号(イ)の規定が適用される場合でも、第7項の規定が適用される場合には、(A)に定める対象となる未払込保険料については、それぞれ第2号(ア)、第3号(ア)、第4号(ア)または第5号(ア)の取扱に準じて取り扱います。

項目	(A) 対象となる未払込保険料	(B) 差し引く金額
(1) 第4項第1号の場合	解約の請求があったときまでにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	保険料払込免除特約が付加されている場合の保険料と付加されていない場合の保険料の差額
(2) 第4項第2号の場合	(ア) 第6項第1号が適用される場合	解除された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料
	(イ) 第6項第2号が適用される場合	解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料
(3) 第4項第3号の場合	(ア) 第6項第1号が適用される場合	基本型に変更された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料
	(イ) 第6項第2号が適用される場合	基本型に変更された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料
(4) 第4項第4号の場合	(ア) 第6項第1号が適用される場合	先進医療給付なし型に変更された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料
	(イ) 第6項第2号が適用される場合	先進医療給付なし型に変更された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料
(5) 第4項第5号の場合	(ア) 第6項第1号が適用される場合	がん要精検後検査等給付金なし型に変更された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料
	(イ) 第6項第2号が適用される場合	がん要精検後検査等給付金なし型に変更された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料

10 第2項から第4項までの事由に該当した場合で、充当価格のある見直し後契約において普通保険約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により貸付を受けているときは、第2項から第4項までの規定により払い戻されるこの特約の払戻金（貸付を受けている見直し後契約に対応する部分に限ります。）からその元利金を差し引きます。この場合、第2項の事由に該当した場合は、保険契約者に対する貸付に関する規定に定める保険契約が消滅したときの規定に準じて取り扱い、第3項または第4項の事由に該当した場合は、保険契約者に対する貸付に関する規定に定める保険金額等を減額した場合の取扱に準じて取り扱います。

11 充当価格のある見直し後契約の普通保険約款に保険契約者に対する貸付に関する規定がある場合には、同規定に定める貸付を受けることができる解約払戻金額には、その見直し後契約についての第5項第2号に定める解約払戻金の金額が含まれるものとします。

第5条（見直し後契約の継続取扱）

1 見直し後契約について、つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合は、それをつけのとおり取り扱います。また、詐欺による取消または不法取得目的による無効に該当した場合は、本条の規定は適用せず、見直し後契約は消滅し、見直し前契約は第3条（見直し前契約の消滅および貸付金等の精算）の規定にもとづき消滅します。

(1) 見直し後契約の締結の際の告知義務違反により、見直し後契約が解除事由に該当した場合は、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 見直し後契約と保障内容を同一とする見直し前契約（これに準じたものとして、会社の定める見直し前契約を含みます。以下、同じ。）があるときは、つぎのとおり取り扱います。

(イ) 見直し前契約と見直し後契約の保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金の金額と継続サポート年金支払期間満了の日まで被保険者が生存していたとした場合に支払われる継続サポート年金の金額を合計した金額で、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額に(vi)に定める率を乗じて得られる金額および死亡保険金の金額、特定重度疾病保障保険契約の場合は、特定重度疾病保険金額および死亡保険金の金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額および死亡保険金の金額、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の場合は、3大疾病保険金額および死亡保険金の金額、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の場合は、3大疾病保険金額および死亡保険金の金額、生活サポート保険契約の場合は、初期サポート保険金（100）の支払額と、本条の規定を適用する際に第1回生活サポート年金の支払事由が生じたものとして、生活サポート年金支払期間満了の日まで被保険者が生存していたとした場合に支払われる生活サポート年金の金額を合計した金額とします。）、給付金額、給付日額、給付月額（就業不能保険契約の場合は、短期就業不能給付月額とします。）（保険金額、給付金額、給付日額、給付月額をあわせて、以下、「保険金額等」といいます。また、見直し前契約または見直し後契約が複数ある場合は、それぞれで合計した保険金額等とします。）を比較し、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
① 見直し後契約の保険金額等が見直し前契約の保険金額等をこえないとき	会社は、見直し後契約は解除しません。
② 見直し後契約の保険金額等が見直し前契約の保険金額等をこえるとき	会社は、見直し前契約の保険金額等をこえる部分を解除します。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定に準じて取り扱います。また、見直し前契約の保険金額等をこえない部分については、①に準じて取り扱います。

(ii)(i)の場合で、見直し前契約および見直し後契約が総合医療保険契約のときは、見直し後契約の疾病入院給付金の型については、つぎのとおりとします。

項目	疾病入院給付金の型
① 見直し前契約および見直し後契約の疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型のとき	特定疾病倍額型
② 見直し前契約および見直し後契約の疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型のとき	女性特定疾病倍額型
③ ①②以外のとき	基本型

(iii)(i)の場合で、見直し前契約および見直し後契約が入院総合保険契約のときは、見直し後契約の保険契約の型については、つぎのとおりとします。

項目	保険契約の型
① 見直し前契約および見直し後契約の保険契約の型が先進医療給付あり型のとき	先進医療給付あり型
② ①以外のとき	先進医療給付なし型

(iv)(i)の場合で、見直し前契約が3大疾病保障保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約であり、見直し後契約が新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約のときは、見直し後契約の給付の種類の型については、つぎのとおりとします。

項目	給付の種類の型
① 見直し前契約および見直し後契約の給付の種類の型ががん要精検後検査等給付金あり型のとき	がん要精検後検査等給付金あり型
② ①以外のとき	がん要精検後検査等給付金なし型

(v)(i)の場合で、見直し後契約が継続サポート3大疾病保障保険契約のときは、見直し後契約の保険契約の型については、保険契約者が見直し後契約の締結の際に指定した保険契約の型と同じとします。

(vi) 継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額に乘じる率は、継続サポート3大疾病保障保険契約の保険契約の型に応じて、つぎのとおりとします。

継続サポート3大疾病保障保険契約の保険契約の型	3大疾病保険金額に乗じる率
10倍型	1.4
5倍型	1.8
同額型	5

(イ) 見直し前契約および見直し後契約に保険料払込免除特約が付加されているときは、見直し後契約が解除される場合を除き、会社は、見直し後契約に付加されている保険料払込免除特約は解除しません。

(2) 見直し後契約と保障内容を同一とする見直し前契約があり、かつ、被保険者が見直し後契約の責任開始時以後につぎのいずれかに該当した場合は、その原因が見直し後契約の責任開始時前に生じていたために普通保険約款に定める支払事由に該当しない場合でも、その原因が見直し前契約の責任開始時以後に生じていたときは、見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱います。ただし、見直し前契約の保険金額等をこえる部分については、本号の規定は適用しません。

(ア) 被保険者が普通保険約款に定める保険金等の支払の対象となる状態に該当したとき

(イ) 被保険者が普通保険約款に定める保険金等の支払の対象となる入院もしくは治療をしましたは手術、放射線治療もしくは先進医療による療養を受けたとき

(3) 見直し前契約および見直し後契約に、保険料払込免除特約（以下、本号において「特約」といいます。）が付加されており、かつ、被保険者が見直し後契約に付加されている特約の責任開始時以後に保険料の払込の免除の対象となる状態に該当した場合は、その原因が見直し後契約に付加されている特約の責任開始時前に生じていたために特約に定める保険料の払込の免除事由に該当しない場合でも、その原因が見直し前契約に付加されている特約の責任開始時以後に生じていたときは、見直し後契約に付加されている特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(4) 被保険者が、見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により死亡した場合は、見直し後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、見直し前契約と見直し後契約の死亡保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額の1割の金額、特定重度疾病保障保険契約の場合は、特定重度疾病保険金額の1割の金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額の1割の金額、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の場合は、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の3大疾病保険金額の1割の金額とします。また、見直し前契約または見直し後契約が複数ある場合は、それぞれで合計した死亡保険金額とします。以下、本条において同じ。）を比較し、つぎのとおり取り扱います。ただし、被保険者が見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により死亡した場合で、見直し後契約により死亡保険金として支払われる金額が、

見直しは行なわれず見直し前契約は消滅しなかったものとして取り扱った場合に見直し前契約により死亡保険金として支払われる金額をこえるときは、会社は、そのこえる部分を支払いません。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえないとき	会社は、見直し後契約の死亡保険金を支払います。
(イ) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえるとき	会社は、見直し前契約の死亡保険金額の範囲内で見直し後契約の死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。この場合、会社は、見直し前契約の死亡保険金額をこえる部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

(5) 見直し前契約および見直し後契約にがん医療保険契約がある場合で、被保険者が見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて90日経過後、見直し後契約の責任開始の日の前日以前に初めてがん（別表23）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていたときは、見直し前契約と見直し後契約のがん医療保険契約の入院給付日額を比較し、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえないとき	見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていたときの規定による無効の取扱は行いません。
(イ) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえるとき	(i) 見直し前契約の入院給付日額をこえる部分を無効とします。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていたときの規定に準じて取り扱います。 (ii) 見直し前契約の入院給付日額をこえない部分については、(ア)に準じて取り扱います。

(6) 見直し前契約および見直し後契約にがん医療保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めてがん（別表23）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたときは、見直し前契約と見直し後契約のがん医療保険契約の入院給付日額を比較し、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえないとき	見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん（別表23）と診断確定されたときの規定による無効の取扱は行いません。
(イ) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえるとき	(i) 見直し前契約の入院給付日額をこえる部分を無効とします。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん（別表23）と診断確定されたときの規定に準じて取り扱います。 (ii) 見直し前契約の入院給付日額をこえない部分については、(ア)に準じて取り扱います。

(7) 見直し前契約および見直し後契約に認知症保障保険契約がある場合で、見直し前契約の責任開始時以後見直し後契約の責任開始時前に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことにより、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の支払が行なわれないときは、見直し前契約と見直し後契約の認知症保障保険契約の認知症診断保険金額を比較し、つぎのとおり取り扱います。ただし、次号（イ）(i)の規定が適用される場合は、本号（イ）(i)の規定は適用しません。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の認知症診断保険金額が見直し前契約の認知症診断保険金額をこえないとき	本項第2号の規定にもとづき、見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱います。この場合、見直し後契約の普通保険約款に定める責任開始時前に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことにより、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の支払が行なわれないときの規定による無効の取扱は行いません。
(イ) 見直し後契約の認知症診断保険金額が見直し前契約の認知症診断保険金額をこえるとき	(i) 見直し前契約の認知症診断保険金額をこえる部分を無効とします。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める責任開始時前に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことにより、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の支払が行なわれないときの規定に準じて取り扱います。 (ii) 見直し前契約の認知症診断保険金額をこえない部分については、(ア)に準じて取り扱います。

(8) 見直し前契約および見直し後契約に認知症保障保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて1年以内に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）に該当し医師によって認知機能検査および画像検査により診断確定（別表46）されたときは、見直し前契約と見直し後契約の認知症保障保険契約の認知症診断保険金額を比較し、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の認知症診断保険金額が見直し前契約の認知症診断保険金額をこえないとき	見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて1年以内に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）と診断確定されたときの規定による無効の取扱は行いません。
(イ) 見直し後契約の認知症診断保険金額が見直し前契約の認知症診断保険金額をこえるとき	(i) 見直し前契約の認知症診断保険金額をこえる部分を無効とします。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて1年以内に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）と診断確定されたときの規定に準じて取り扱います。 (ii) 見直し前契約の認知症診断保険金額をこえない部分については、(ア)に準じて取り扱います。

(9) 前8号の適用にあたって、見直し前契約と見直し後契約の保険金額等または死亡保険金額を比較する際は、第3条の規定にかかわらず見直し前契約は消滅しなかったものとして、つぎに定める日における金額を比較します。

(ア) 保険金等の支払事由に該当した場合は、その日

(イ) (ア)以外の場合には、つぎに定める日

(i) 第1号の場合

会社が告知義務違反による解除の原因を知った日

(ii) 第5号の場合

会社が無効の原因を知った日

2 見直し後契約の3大疾病保障保険契約、身体障害保障保険契約、介護保障保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約、特定重度疾病保障保険契約、認知症保障保険契約、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約（以下、本条において「3大疾病保障保険契約等」といいます。）について前項第1号（ア）(i)②の規定が適用される場合は、同規定に加えてつぎの各号のとおり取り扱います。また、見直し後契約の3大疾病保障保険契約等と保障内容を同一とする見直し前契約がなく、普通保険約款の規定により3大疾病保障保険契約等が解除される場合も、本項の規定を適用します。

(1) 見直し前契約と見直し後契約の死亡保険金額に応じて、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえないとき	解除したとした場合の見直し後契約の3大疾病保障保険契約等の保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額の1割の金額、特定重度疾病保障保険契約の場合は、特定重度疾病保険金額の1割の金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額の1割の金額、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の場合は、新3大疾病保険（死亡保障100%型）契約の3大疾病保険金額、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の場合は、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の3大疾病保険金額の1割の金額とします。）と同額の次号に定める保険契約に、見直し後契約の責任開始時にさかのぼって見直しが行なわれたものとして取り扱います。
(イ) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえるとき	解除したとした場合の見直し後契約の死亡保険金額が、見直し前契約の死亡保険金額を下回る場合は、つぎのとおり取り扱います。 (i) 見直し前契約の死亡保険金額と、解除したとした場合の見直し後契約の死亡保険金額との差額と同額の部分については、その保険金額と同額の次号に定める保険契約に、見直し後契約の責任開始時にさかのぼって見直しが行なわれたものとして取り扱います。 (ii) 見直し前契約の死亡保険金額をこえる部分を解除します。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定に準じて取り扱います。

(2) 前号(ア)または(イ)(i)の規定の適用にあたって、見直し後契約の責任開始時にさかのぼって見直しが行なわれたものとする保険契約は、見直し後契約の保険期間が終身の場合は終身保険契約、有期の場合は定期保険契約とします。

(3) 見直し後契約に3大疾病保障保険契約等が複数ある場合、第1号(イ)の適用にあたっては、同号(イ)(i)の規定に定めるその保険金額と同額の金額となるまで、つぎに定める順位により前号に定める保険契約に見直しが行なわれたものとします。

(ア) 継続サポート3大疾病保障保険契約

(イ) 新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約

(ウ) 特定重度疾病保障保険契約および認知症保障保険契約（見直し後契約に特定重度疾病保障保険契約および認知症保障保険契約がある場合、次号に定める支払金の金額が大きくなる順とします。）

(エ) 新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約

(オ) 3大疾病保障保険契約

(カ) 身体障害保障保険契約

(キ) 介護保障保険契約

(4) 第1号(ア)または同号(イ)(i)に該当する場合には、会社の定める方法により、保険料および所定の金額の差額を保険契約者に払い戻します。

3 前項の規定に該当する場合で、見直し後契約について死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 前項の規定は適用せず、会社は、見直し前契約の死亡保険金額と同額の範囲について死亡保険金を支払い、見直し前契約の死亡保険金額をこえる部分を解除します。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定に準じて取り扱います。

(2) 見直し後契約に3大疾病保障保険契約等が複数ある場合、前号の規定の適用にあたっては、見直し前契約の死亡保険金額と同額の金額となるまで、つぎに定める順位により解除します。

(ア) 新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約

(イ) 3大疾病保障保険契約

(ウ) 身体障害保障保険契約

(エ) 介護保障保険契約

(オ) 繼続サポート3大疾病保障保険契約、特定重度疾病保障保険契約、認知症保障保険契約および新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約

(3) 見直しは行なわれず見直し前契約は消滅しなかったものとして取り扱った場合に見直し前契約により死亡保険金として支払われる金額が、見直し前契約の死亡保険金額をこえるときは、前2号中「見直し前契約の死亡保険金額」とあるのは「見直しは行なわれず見直し前契約は消滅しなかったものとして取り扱った場合に見直し前契約により死亡保険金として支払われる金額（見直し前契約が複数ある場合は、それぞれで合計した金額とします。）」と読み替えます。

4 本条に定める保険金額または死亡保険金額には、年金保険契約の死亡保険金額は含みません。

第6条（見直し前契約または見直し後契約に遞増定期保険契約がある場合の特則）

1 見直し前契約または見直し後契約に遞増定期保険契約がある場合、前条（見直し後契約の継続取扱）の規定の適用にあたっては、递増定期保険契約の死亡保険金額については、前条第1項第9号の規定にかかわらず、見直し前契約および見直し後契約それぞれの保険期間満了の日における死亡保険金額を比較します。

2 見直し前契約または見直し後契約に递増定期保険契約がある場合でも、つぎの各号に該当するときは、前項の規定は適用しません。

(1) 見直し後契約が保険金の支払により消滅するとき

(2) 見直し前契約に傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約があり、見直し後契約が递増定期保険契約の場合で、前条の規定を適用したとした場合の基本保険金額が前項の規定を適用したとした場合の基本保険金額より小さくなるとき。ただし、前条第1項第9号に定める日が見直し前契約が消滅しなかったとした場合における見直し前契約の傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約の普通保険約款に定める第1保険期間中にあります。

第7条（見直し前契約に継続サポート3大疾病保障保険契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合の特則）

見直し前契約に継続サポート3大疾病保障保険契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約があり、見直し後契約に3大疾病保障保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合、第5条（見直し後契約の継続取扱）の規定の適用にあたっては、同条の規定を適用した場合の3大疾病保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金の金額と継続サポート年金支払期間満了の日まで被保険者が生存していたとした場合に支払われる継続サポート年金の金額を合計した金額で、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額に同条第1項第1号（ア）(vi)に定める率を乗じて得られる金額とします。）により大きくすることを目的として、同条の規定にかかわらず、見直し後契約を会社の定める保険契約に変更することができます。

第8条（見直し前契約または見直し後契約に傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約がある場合の特則）

1 見直し後契約が傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約の場合、第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第4号の規定は適用しません。

2 見直し前契約または見直し後契約に傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約がある場合、第5条（第1項第4号は除きます。）の規定の適用にあたっては、傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約の死亡保険金額については、第5条第1項第9号の規定にかかわらず、見直し前契約および見直し後契約それぞれの保険期間満了の日における死亡保険金額を比較します。

3 見直し前契約または見直し後契約に傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約がある場合でも、つぎの各号に該当するときは、前項の規定は適用しません。

(1) 見直し後契約が保険金の支払により消滅するとき

(2) 第6条（見直し前契約または見直し後契約に递増定期保険契約がある場合の特則）第2項第2号に該当するとき

(3) 見直し前契約に傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約があり、見直し後契約が递増定期保険契約および傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約以外のとき。ただし、第5条第1項第9号に定める日が見直し前契約が消滅しなかったとした場合における見直し前契約の傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約の普通保険約款に定める第1保険期間中にあります。

第9条（見直し前契約または見直し後契約に入院総合保険契約がある場合の特則）

見直し前契約または見直し後契約に入院総合保険契約がある場合、第5条（見直し後契約の継続取扱）の規定により入院給付日額と入院給付金額を比較するにあたっては、入院給付日額に30を乗じて得られる金額を入院給付金額とみなします。

第10条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）

1 見直し前契約および見直し後契約に3大疾病保障保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約のいずれかがある場合で、普通保険約款に

定めるつぎの各号に該当するときは、見直し前契約の3大疾病保険金額（第1号に該当するときは、継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金の金額と継続サポート年金支払期間満了の日まで被保険者が生存していたとした場合に支払われる継続サポート年金の金額を合計した金額で、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額に第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第1号（ア）（vi）に定める率を乗じて得られる金額とします。以下、本項において同じ。）と同額の範囲については、それぞれつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、継続サポート3大疾病保障保険契約については、第5条第1項第1号（ア）（v）の規定を準用します。ただし、見直し前契約の3大疾病保険金額をこえる部分についてはそのまま継続したものとして取り扱います。

- （1）被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき

普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合の規定による3大疾病保険金を支払わない取扱は行いません。

- （2）被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて上皮内新生物等（別表6）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき

普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に上皮内新生物等（別表6）と診断確定された場合の規定による上皮内新生物診断保険金を支払わない取扱および特定疾病診断保険金を支払わない取扱は行いません。

- 2 見直し前契約および見直し後契約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたときには、保険料払込免除特約に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合の規定による保険料の払込の免除をしない取扱は行いません。

第11条（見直し後契約に総合医療保険契約または入院総合保険契約がある場合の特則）

- 1 見直し後契約に総合医療保険契約または入院総合保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて1年以内に普通保険約款に定める骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院をしたときまたは骨髄幹細胞の採取術を受けたときは、見直し前契約の総合医療保険契約、こども総合医療保険契約または入院総合保険契約の入院給付日額または入院給付金額と同額の範囲については、1年を経過した日以後に骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院をしたものまたは骨髄幹細胞の採取術を受けたものとみなして取り扱います。

- 2 見直し後契約に入院総合保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて14日以内に発病した普通保険約款に定める14日不担保対象感染症を直接の原因として入院しました手術もしくは先進医療による療養を受けたときは、見直し前契約の総合医療保険契約、こども総合医療保険契約または入院総合保険契約の入院給付日額または入院給付金額と同額の範囲については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて14日以内に発病した14日不担保対象感染症を直接の原因として入院しました手術もしくは先進医療による療養を受けた場合の規定による給付金を支払わない取扱は行いません。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）見直し後契約の普通保険約款に定める入院給付金の支払事由（b）において、入院日数とは、見直し後契約の普通保険約款に定める入院給付金の支払事由（a）に該当し、かつ、見直し後契約の普通保険約款に定める入院給付金の免責事由に該当しない入院の入院日数とします。

- （2）1回の入院において入院給付金が支払われる場合で、前号に定める入院日数に含まれる日に被保険者が見直し後契約の普通保険約款に定める外来手術給付金の支払事由に規定する手術を受けたときは、その手術については、会社は、外来手術給付金を支払いません。

- （3）見直し前契約が保険契約の型が先進医療給付なし型の入院総合保険契約の場合で、被保険者が本項本文に定める先進医療による療養を受けたときは、本項本文の規定にかかわらず、その療養については、会社は、先進医療給付金を支払いません。

- 3 前2項の規定により入院給付日額と入院給付金額を比較するにあたっては、入院給付日額に30を乗じて得られる金額を入院給付金額とみなします。

第12条（見直し前契約に出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約がある場合の特則）

見直し前契約に出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約がある場合、第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第1号（ア）（iv）、第10条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）第1項および第14条（見直し後契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合の特則）第1号の適用にあたっては、見直し前契約の3大疾病保障保険契約には、出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約が含まれるものとします。

第13条（見直し後契約に入院継続時収入サポート保険契約がある場合の特則）

- 1 見直し後契約に入院継続時収入サポート保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて1年以内に普通保険約款に定める骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院をしたときは、見直し前契約の入院継続時収入サポート保険契約の給付月額と同額の範囲については、1年を経過した日以後に骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院をしたものとみなして取り扱います。

- 2 見直し後契約に入院継続時収入サポート保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて14日以内に発病した普通保険約款に定める14日不担保対象感染症を直接の原因として入院したときは、見直し後契約の就業不能保険契約または入院継続時収入サポート保険契約の短期就業不能給付月額または給付月額と同額の範囲については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて14日以内に発病した14日不担保対象感染症を直接の原因として入院した場合の規定による収入サポート給付金を支払わない取扱は行いません。この場合、見直し後契約の普通保険約款に定める収入サポート給付金の支払事由（b）において、入院日数とは、見直し後契約の普通保険約款に定める収入サポート給付金の支払事由（a）に該当し、かつ、見直し後契約の普通保険約款に定める

収入サポート給付金の免責事由に該当しない入院の入院日数とします。

第14条（見直し後契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合の特則）

見直し後契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約があり、見直し前契約につぎの各号の保険契約がある場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）見直し前契約に3大疾病保障保険契約または継続サポート3大疾病保障保険契約がある場合

（ア）見直し後契約の普通保険約款に定める特定疾病診断保険金の支払事由については、第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第2号の規定による見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなす取扱は行いません。

（イ）第5条第1項第2号または第10条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）第1項の規定が適用され3大疾病保険金が支払われる場合は、見直し後契約の普通保険約款に定める特定疾病診断保険金の支払事由のうち、3大疾病保険金が支払われるときに該当しないものとして取り扱います。ただし、見直し前契約と見直し後契約の3大疾病保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合には、3大疾病保険金の金額と継続サポート年金支払期間満了の日まで被保険者が生存していたとした場合に支払われる継続サポート年金の金額を合計した金額で、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額に第5条第1項第1号（ア）(vi)に定める率を乗じて得られる金額とします。以下、本号において同じ。）を比較し、見直し後契約の3大疾病保険金額が見直し前契約の3大疾病保険金額をこえないときは、見直し後契約の普通保険約款に定める特定疾病診断保険金の支払事由のうち、3大疾病保険金が支払われるときに該当するものとして取り扱います。この場合、支払われる特定疾病診断保険金の金額は、見直し後契約の特定疾病診断保険金の金額と、見直し前契約と見直し後契約の3大疾病保険金額の差額のうち、いずれか低い方の金額とします。

（2）見直し前契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合

（ア）第5条第1項第2号または第10条第1項の規定が適用され3大疾病保険金が支払われるときは、見直し後契約の普通保険約款に定める特定疾病診断保険金の支払事由のうち、3大疾病保険金が支払われるときに該当することにより支払われる特定疾病診断保険金の金額は、見直し前契約と見直し後契約の特定疾病診断保険金の金額のうち、いずれか低い方の金額とします。

（イ）見直し前契約および見直し後契約の給付の種類の型ががん要精検後検査等給付金あり型の場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて1年内に別表54に定めるがん検診を受診したときは、1年を経過した日以後に別表54に定めるがん検診を受診したものとみなして取り扱います。

第15条（見直し後契約に生活サポート保険契約がある場合の特則）

見直し後契約に生活サポート保険契約があり、見直し前契約に身体障害保障保険契約または介護保障保険契約がある場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）見直し後契約の保険金額等と比較する見直し前契約の保険金額等は、つぎのとおりとします。

（ア）見直し前契約に身体障害保障保険契約があり、被保険者がその身体障害保障保険契約の普通保険約款に定める保険金等の支払の対象となる状態に該当している場合は、見直し前契約の身体障害保障保険契約の保険金額とします。

（イ）見直し前契約に介護保障保険契約があり、被保険者がその介護保障保険契約の普通保険約款に定める保険金等の支払の対象となる状態に該当している場合は、見直し前契約の介護保障保険契約の保険金額とします。

（ウ）（ア）および（イ）以外の場合で、見直し前契約に身体障害保障保険契約および介護保障保険契約があるときは、身体障害保障保険契約と介護保障保険契約の保険金額のうち、いずれか低い方の金額とします。

（エ）（ア）、（イ）および（ウ）以外の場合は、〇とします。

（2）見直し後契約の普通保険約款に定める初期サポート保険金（50）の支払事由については、第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第2号の規定による見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなす取扱は行いません。

（3）見直し後契約の初期サポート保険金（50）が支払われていない場合で、第5条第1項第2号の規定が適用され、見直し後契約の初期サポート保険金（100）が支払われるときは、つぎのとおり取り扱います。

（ア）見直し後契約の普通保険約款に定める初期サポート保険金（50）の支払事由に該当し、初期サポート保険金（50）が支払われる場合

初期サポート保険金（100）の支払額に、初期サポート保険金（50）の支払額を加えて初期サポート保険金（100）として支払います。

（イ）見直し前契約と見直し後契約の保険金額等を比較し、見直し後契約の保険金額等が見直し前契約の保険金額等をこえない場合（ただし、（ア）の場合を除きます。）

初期サポート保険金（50）の支払額と、見直し前契約と見直し後契約の保険金額等の差額のうち、いずれか低い方の金額を、初期サポート保険金（100）の支払額に加えて初期サポート保険金（100）として支払います。

（ウ）（ア）および（イ）以外の場合

初期サポート保険金（100）の支払額を初期サポート保険金（100）として支払います。

（4）第5条第1項第1号または同項第2号の規定が適用される場合でも、見直し後契約のうち、保険金等が支払われることとなる部分または保険金等が支払われずに継続することとなる部分のそれについて、生活サポート年金額が会社の定める限度を下回るときは、その部分は消滅します。この場合、会社は、会社の定める方法で計算した金額があるときは、その金額を保険契約者（初期サポート保険金（100）として支払われる場合は、初期サポート保険金（100）の受取人）に支払います。

第16条（見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し価格の取扱等に関する特則）

見直し前契約に総合医療保険契約、がん医療保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約、特定重度疾病保障保険契約、入院総合保険契約、認知症保障保険契約、就業不能保険契約、入院継続時収入サポート保険契約、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約または生活サポート保険契約（以下、本条において「無解約払戻金型保険契約」といいます。）がある場合、その無解約払戻金型保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 見直し価格については、見直し前契約における積み立てた社員配当金および据え置かれた生存給付金を除き、第1条（見直し前契約の見直し価格）第6項の規定にかかわらず、つぎのとおり計算します。ただし、(イ)の金額が(ア)の金額を上回るときは、見直し価格Aは0とし、見直し価格Bの計算において、(イ)の金額から(ア)の金額を差し引いた金額を(工)②のとおり、(工)の金額に含めるものとします。

見直し後契約	見直し価格
無解約払戻金型保険契約がある場合	見直し価格A + 見直し価格B
無解約払戻金型保険契約がない場合	見直し価格B

$$\text{見直し価格A} = (\text{ア}) \text{見直し価格基準額} - (\text{イ}) \text{見直し価格差引額}$$

項目	対象となる金額
(ア) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 無解約払戻金型保険契約の責任準備金（見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、責任準備金から解約払戻金を差し引いた金額とします。） ② 見直し価格Aにもとづき計算された充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。）
(イ) 見直し価格差引額	見直し前契約の無解約払戻金型保険契約の未払込保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は未払込の実払込保険料とします。）

$$\text{見直し価格B} = (\text{ウ}) \text{見直し価格基準額} - (\text{エ}) \text{見直し価格差引額}$$

項目	対象となる金額
(ウ) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 会社の定める計算方法により計算した社員配当金 ② 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払込保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ③ 保険料前納金または保険料一括払込金の残額 ④ 第1条第6項の見直し価格および見直し価格Bにもとづき計算された充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。） ⑤ 見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、見直し前契約の解約払戻金
(エ) 見直し価格差引額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 第2条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）第1項の規定により保険契約者に貸し付け、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。）の払込に充当する金額がある場合、その金額 ② (イ)の金額が(ア)の金額を上回るときは、(イ)の金額から(ア)の金額を差し引いた金額

- (2) 見直し価格Aについては、つぎのとおり取り扱います。

- (ア) 第1条第1項の規定にかかわらず、見直し後契約のうち無解約払戻金型保険契約の保険料の一部に充当します。
 (イ) 見直し後契約に無解約払戻金型保険契約が複数ある場合、保険契約者は、保険料の一部に充当される見直し後契約を指定することはできません。この場合、会社の定める基準にもとづき、それぞれの無解約払戻金型保険契約の保険料の一部に充当します。
 (ウ) 第2条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）の見直し価格基準額には、前号(ア)の金額は含みません。
 (エ) 第4条（特約の払戻金）の規定にかかわらず、見直し価格Aに対応する部分についてはこの特約の払戻金はありません。
 (3) 見直し価格Bについては、第1条第6項の見直し価格と同様に取り扱い、見直し価格Bと第1条第6項の見直し価格は通算するものとします。
 (4) 見直し前契約が無解約払戻金型保険契約のみの場合、第1号(ウ)に定める見直し価格基準額に見直し前契約における積み立てた社員配当金および据え置かれた生存給付金を含めるものとします。
 (5) 第3条（見直し前契約の消滅および貸付金等の精算）はつぎのとおり読み替えます。
 「 会社が見直し後契約の申込を承諾した場合には、見直し前契約および見直し前契約に付加されている特約は見直し後契約の責任開始時に消滅します。この場合、第16条（見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し

価格の取扱等に関する特則) 第1号(イ)および同号(エ)に定める見直し価格差引額の金額は見直し前契約の消滅時に返済または払い込まれたものとします。」

第17条(一部の特定契約を見直す場合の特則)

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定により保険契約が特定契約として取り扱われている場合で、それらの特定契約の一部のみを見直し前契約としてこの特約による見直しを行なうときは、この特約の他の条文の規定に加え、この特則を適用します。この場合、第3号に定める追加契約日の本条の規定を適用します。

- (1) 会社は見直し前契約以外の他の特定契約(以下、「継続特定契約」といいます。)と見直し後契約について、契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める「同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約」として取り扱います。この場合、継続特定契約と見直し後契約のそれぞれに本条の規定を適用するものとし、継続特定契約と見直し後契約のそれぞれを契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める特定契約とします。
- (2) 継続特定契約について、次号に定める追加契約日の前日までにすでに到来している保険料期間に対応する保険料が払い込まれず、契約基本約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合に関する規定により継続特定契約が解除される場合、見直し後契約については、同規定に定める解除の取扱にかかわらず、将来に向かって消滅するものとします。
- (3) 見直し後契約の責任開始の日の直後に到来する、継続特定契約の月ごと応当日(「継続特定契約の月ごと応当日」とは、継続特定契約の契約基本約款、保険契約の見直しに関する特約および特定契約の追加に関する特約に定める月ごと応当日をいいます。以下、同じ。)を追加契約日とし、見直し後契約の保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として計算します。この場合、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款中、つぎの規定は適用しません。
- (ア) 契約基本約款の会社の責任開始期に関する規定に定める契約日の規定
- (イ) 保険料口座振替扱特約、保険料クレジットカード扱特約、保険料団体扱特約および事業保険扱特約に定める契約日の特則に関する規定
- (4) 見直し後契約については、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し後契約の普通保険約款および特約の約款に定める月ごと応当日および契約応当日については、つぎのとおり取り扱います。
- (i) 月ごと応当日
見直し後契約の責任開始の日の後に到来する、継続特定契約の月ごと応当日と同一の日を、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款に定める月ごと応当日として取り扱うものとします。
- (ii) 契約応当日
見直し後契約の責任開始の日の後に到来する、継続特定契約の契約基本約款、保険契約の見直しに関する特約および特定契約の追加に関する特約に定める契約応当日(以下、「継続特定契約の契約応当日」といいます。)と同一の日を、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款に定める契約応当日として取り扱うものとします。
- (イ) 見直し後契約の普通保険約款および特約の約款(この特約の約款を含みます。)については、つぎのとおり読み替えます。
- (i) 見直し後契約の普通保険約款および特約の約款中「契約日」とあるのは「追加契約日」と読み替えます。
- (ii) 本号(イ)(i)の規定にかかわらず、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款中「契約日の月単位の応当日」とあるのは「継続特定契約の月ごと応当日」と、「契約日の年単位の応当日」とあるのは「継続特定契約の契約応当日」と読み替えます。
- (iii) 見直し後契約の契約基本約款に定める保険料の払込に関する規定中第1項および第2項はつぎのとおり読み替えます。
- 「1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条(保険料の払込方法(経路))第1項に定める払込方法(経路)にしたがい、つぎの期間(以下、「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。
- (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、追加契約日の属する月の末日まで
- (2) 第2回以後の保険料の払込期月
- (ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合
追加契約日の後に到来する、継続特定契約の月ごと応当日(以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)の属する月の初日から末日まで
- (イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合
追加契約日の後に到来する、継続特定契約の契約応当日(以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
- (1) 第1回保険料の保険料期間
- (ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合
追加契約日からその直後の月ごと応当日の前日までの期間
- (イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合
追加契約日からその直後の契約応当日の前日までの期間
- (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
- (ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合
追加契約日の後に到来する、月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
- (イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合

- 追加契約日の後に到来する、契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間」
- (5) 見直し後契約の契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定中第1項はつぎのとおり読み替えます。
「1 追加契約における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、追加契約における、継続特定契約の被保険者の年齢と同一の年齢とします。」
- (6) 見直し後契約の責任開始の日から追加契約日の前日までの間に、見直し後契約について普通保険約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、見直し後契約の責任開始の日から追加契約日の前日までの期間についても、見直し後契約の保険期間、追加契約日の属する保険契約についての期間および追加契約日の属する保険年度とみなして、普通保険約款および特約の約款の規定を適用します。
- (7) 前号の規定を適用するときは、責任開始の日が同一の見直し後契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。
- (8) 普通保険約款および特約の約款に定めるところにより、保険契約が特定契約として取り扱われている場合で、そのうちの一部の特定契約について、付加されている保険料払込免除特約のみが解除となることで、保険料払込免除特約の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める、すべての特定契約について保険料払込免除特約を付加することを要する規定に反すことになったときでも、そのことのみをもって、普通保険約款および特約の約款に定める解除の対象とはならない他の特定契約に付加されている保険料払込免除特約が消滅することはありません。
- (9) 保険料口座振替扱特約、保険料クレジットカード扱特約、保険料団体扱特約および事業保険扱特約の規定にかかわらず、会社と提携金融機関における振替手続きの取扱等の事情により、継続特定契約および見直し後契約の保険料について会社所定の方法で払い込んでいただくことがあります。
- (10) 継続特定契約の契約日または追加契約日が2024年4月1日以前の場合、継続特定契約の契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定について、つぎのとおり読み替えます。
- (ア) 第6項第1号はつぎのとおり読み替えます。
- 「(1) 解約
保険契約者が特定契約を解約する場合において、解約した後のすべての特定契約の保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金額に所定の率を乗じて得た金額、特定重度疾病保障保険契約の場合は、特定重度疾病保険金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の場合は、3大疾病保険金額、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の場合は、3大疾病保険金額とし、生活サポート保険契約の生活サポート年金額に所定の率を乗じて得た金額を含むものとします。以下、本項において同じ。）の合計額および解約した後の各特定契約の保険金額等（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金額、特定重度疾病保障保険契約の場合は、特定重度疾病保険金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額、入院継続時収入サポート保険契約の場合は、給付月額、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の場合は、3大疾病保険金額、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の場合は、3大疾病保険金額とします。以下、本条において同じ。）のいずれもが会社の定める限度を下回ることとなるときは、すべての特定契約を解約することを要します。」
- (イ) 第10項柱書はつぎのとおり読み替えます。
- 「10 特定契約が保険金の支払により消滅する（継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金が支払われる場合および生活サポート保険契約の初期サポート保険金（100）が支払われる場合を含みます。以下、本項において同じ。）と同時に、他の特定契約において保険料払込免除特約により保険料の払込が免除される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。」
- (11) 第1条（見直し前契約の見直し価格）第6項第1号はつぎのとおり読み替えます。

項目	対象となる金額
(1) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 責任準備金 ② 会社の定める計算方法により計算した社員配当金 ③ 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払込保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ④ すべての特定契約の保険料前納金または保険料一括払込金の残額 ⑤ 個人年金保険料税制適格特約に定めるところにより積み立てられた金額（見直し前契約が年金保険契約の場合に限るものとします。） ⑥ 充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。）

(12) 前条（見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し価格の取扱等に関する特則）第1号（ウ）はつぎのとおり読み替えます。

「

項目	対象となる金額
(ウ) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 会社の定める計算方法により計算した社員配当金 ② 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ③ すべての特定契約の保険料前納金または保険料一括払込金の残額 ④ 第1条第6項の見直し価格および見直し価格Bにもとづき計算された充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。） ⑤ 見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、見直し前契約の解約払戻金

」

第18条（見直し前契約が終身保険（有配当2012）の発売前の保険契約である場合の特則）

見直し前契約に有配当終身保険（H11）契約その他の会社の定める保険契約（以下、本条において「有配当終身保険契約等」といいます。）がある場合、有配当終身保険契約等について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の適用にあたっては、見直し前契約には、見直し前契約に付加されている特約が含まれるものとします。
(2) 第1条第6項はつぎのとおり読み替えます。

「6 第1項の見直し価格は、つぎのとおり計算します。

$$\text{見直し価格} = (1) \text{ 見直し価格基準額} - (2) \text{ 見直し価格差引額}$$

項目	対象となる金額
(1) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 責任準備金（付加している増加保険特約および増加生存保険特約の払戻金を含み、配当金特殊支払による増加養老保険特約の払戻金があるときはその払戻金を含みます。） ② 会社の定める計算方法により計算した社員配当金（積み立てた社員配当金または相殺されていない社員配当金を含みます。） ③ 据え置かれた生存給付金、祝金、介護年金、介護生活保障年金、介護給付金、介護一時金および特約の保険金等（特約の保険金とともに支払われる金銭を含みます。） ④ 見直し前契約が年払契約または半年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ⑤ 保険料前納金または一括払の保険料の残額 ⑥ 個人年金保険料税制適格特約に定めるところにより積み立てられた金額
(2) 見直し価格差引額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付が行なわれている場合のその元利金 ② 次条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）第1項の規定により保険契約者に貸し付け、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払保険料とします。）の払込に充当する金額がある場合、その金額 ③ 未払保険料

」

(3) 見直し前契約が変額保険契約の場合は、前号の「責任準備金」を「この特約による見直しの申出日における積立金（変額保険契約に付加されている特約の責任準備金を含みます。）」と読み替えます。

(4) 第5条（見直し後契約の継続取扱）の適用にあたっては、見直し前契約の保険金額および死亡保険金額には、見直し前契約に付加されている特約の保険金額および死亡保険金額が含まれるものとします。また、見直し前契約につきの保険契約または付加されている特約がある場合には、つぎの金額が含まれるものとします。

- (ア) 変額保険契約
　　基本保険金額
(イ) 生活保障特約
　　換算保障額

(5) 第5条第1項第1号（ア）(ii)はつぎのとおり読み替えます。

「(ii)(i)の場合で、見直し後契約が総合医療保険契約の場合、見直し後契約の疾病入院給付金の型については、つぎのとおりとします。この場合、見直し後契約と比較する給付日額は、見直し前契約の総合医療保険契約もしくは入院医療保険契約または見直し前契約に付加されている総合医療特約もしくは新災害入院特約その他の会社の定める特約（以下、「新災害入院特約等」といいます。）の給付日額とします。ただし、見直し前契約に付加されている新災害入院特約等の給付日額が新入院医療特約その他の会社の定める特約（以下、「新入院医療特約等」といいます。）の給付日額を下回る場合には、新入院医療特約等の給付日額と比較します。

項目	疾病入院給付金の型
① つぎのいずれかの場合で、見直し後契約の疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型のとき (a) 見直し前契約が総合医療保険契約の場合で、疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型の場合 (b) 見直し前契約に新成人病入院医療特約その他の会社の定める特約（以下、「新成人病入院医療特約等」といいます。）または疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型の総合医療特約が付加されている場合	特定疾病倍額型
② つぎのいずれかの場合で、見直し後契約の疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型のとき (a) 見直し前契約が総合医療保険契約の場合で、疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型の場合 (b) 見直し前契約に女性入院特約その他の会社の定める特約（以下、「女性入院特約等」といいます。）または疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型の総合医療特約が付加されている場合	女性特定疾病倍額型
③ つぎのいずれかの場合で、①②以外のとき (a) 見直し前契約が総合医療保険契約の場合 (b) 見直し前契約が入院医療保険契約の場合 (c) 見直し前契約に総合医療特約、新災害入院特約等または新入院医療特約等が付加されている場合	基本型

- （6）見直し後契約に介護保障保険契約または生活サポート保険契約がある場合で、見直し前契約に介護保障定期保険特約があるときには、普通保険約款に定める支払事由のうち、要介護2の状態については、第5条第1項第2号の規定による見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなす取扱は行いません。
- （7）見直し前契約および見直し後契約に保険料払込免除特約が付加されている場合でも、保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除事由のうち、身体障害者福祉法に定める障害の状態または要介護2の状態については、第5条第1項第3号の規定による見直し後契約に付加されている保険料払込免除特約の責任開始時以後の原因によるものとみなす取扱は行いません。
- （8）第5条第1項第5号および第6号の適用にあたっては、見直し前契約のがん医療保険契約には、がん保険契約、がん入院特約および新がん入院特約が含まれるものとし、見直し前契約の入院給付日額には、がん入院給付日額および特約がん入院給付日額が含まれるものとします。
- （9）第6条（見直し前契約または見直し後契約に遙増定期保険契約がある場合の特則）の適用にあたっては、見直し前契約の遙増定期保険契約には、新遙増定期保険契約が含まれるものとします。
- （10）第5条第1項第1号（ア）(iv)、第10条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）第1項および第14条（見直し後契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合の特則）第1号の適用にあたっては、見直し前契約の3大疾病保障保険契約には、3大疾病保障終身保険契約、3大疾病保障定期保険契約および3大疾病保障定期保険特約が含まれるものとし、見直し前契約の3大疾病保険金額には、特約3大疾病保険金額が含まれるものとします。ただし、第10条第1項第2号の規定は適用せず、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて上皮内新生物等（別表6）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定された場合でも、上皮内新生物診断保険金および特定疾病診断保険金は支払いません。
- （11）第11条（見直し後契約に総合医療保険契約または入院総合保険契約がある場合の特則）の適用にあたっては、見直し前契約の総合医療保険契約には、総合医療特約が含まれるものとします。
- （12）第11条第2項および第3項の適用にあたっては、見直し前契約の総合医療保険契約には、入院医療保険契約、新災害入院特約等および新入院医療特約等が含まれるものとし、見直し前契約の入院給付日額には、災害入院給付日額（災害入院給付日額が疾病入院給付日額を下回る場合は疾病入院給付日額とします。）が含まれるものとします。
- （13）第15条（見直し後契約に生活サポート保険契約がある場合の特則）の適用にあたっては、見直し前契約の介護保障保険契約には、介護保障定期保険特約が含まれるものとします。
- （14）第16条（見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し価格の取扱等に関する特則）の適用にあたっては、見直し前契約の総合医療保険契約には、入院医療保険契約および重度疾病保障特約が含まれるものとします。
- （15）第16条第1号（ア）から（エ）まではつぎのとおり読み替えます。

「

項目	対象となる金額
（ア）見直し価格基準額	見直し前契約における無解約払戻金型保険契約の責任準備金（見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、責任準備金から解約払戻金を差し引いた金額とします。）
（イ）見直し価格差引額	見直し前契約の無解約払戻金型保険契約の未払込保険料

項目	対象となる金額
(ウ) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 会社の定める計算方法により計算した社員配当金 ② 見直し前契約が年払契約または半年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ③ 保険料前納金または一括払の保険料の残額 ④ 見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、見直し前契約の解約払戻金
(エ) 見直し価格差引額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 第2条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）第1項の規定により保険契約者に貸し付け、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。）の払込に充当する金額がある場合、その金額 ② (イ)の金額が(ア)の金額を上回るときは、(イ)の金額から(ア)の金額を差し引いた金額

」

第19条（解約）

この特約だけの解約はできません。

第20条（見直し前契約に就業不能保険契約がある場合の特則）

見直し前契約に就業不能保険契約がある場合、見直し前契約の就業不能保険契約の普通保険約款に定める社員配当金の割当および社員配当金の分配に関する規定について、つぎの各号のとおり読み替えます。

(1) 社員配当金の割当に関する規定中第1項はつぎのとおり読み替えます。

「1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につぎの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

(1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約

(2) つぎの事業年度中に、保険契約の見直しに関する特約による保険契約の見直しにより消滅する保険契約

(3) つぎの事業年度中に、被保険者の死亡により消滅する保険契約

(4) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約」

(2) 社員配当金の分配に関する規定はつぎのとおり読み替えます。

「1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおり分配します。

(1) その事業年度末の属する保険年度までの保険料が払い込まれている場合には、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。

(2) 前号の規定により積み立てた社員配当金は、保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。

2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、見直し価格に充当します。

3 前条第1項第3号および第4号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。

4 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。

(1) 保険契約が消滅したときに支払う方法

(2) 会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法」

[新3大疾病保障保険（有配当2022）の発売に伴う特別取扱に関する特則]

第21条（見直し前契約の3大疾病保障保険契約または継続サポート3大疾病保障保険契約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれた場合の特則）

見直し前契約に3大疾病保障保険契約または継続サポート3大疾病保障保険契約があり、かつ、見直し後契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合で、見直し前契約の3大疾病保障保険契約または継続サポート3大疾病保障保険契約の契約日（追加契約日を含み、以下、本条において「契約日等」といいます。）からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれたときは、前条（見直し前契約に就業不能保険契約がある場合の特則）までの規定に加え、この特則を適用します（この場合、見直し前契約の3大疾病保障保険契約または継続サポート3大疾病保障保険契約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれたその3大疾病保障保険契約または継続サポート3大疾病保障保険契約を、「対象見直し前契約」といいます。以下、本条において同じ。）。

(1) 対象見直し前契約の締結の際の告知義務違反により、対象見直し前契約の解除事由に該当した場合は、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 対象見直し前契約について、対象見直し前契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定または対象見直し前契約の締結の際の保険契約の見直しに関する特約に定める見直し後契約の継続取扱に関する規定にもとづき取り扱います。ただし、この場合でも対象見直し前契約についての解約払戻金および対象見直し前契約の締結の際の保険契約の見直しに関する特約についての特約の払戻金は支払いません。

(イ)(ア)が適用された対象見直し前契約が見直し前契約にあるものとして第5条（見直し後契約の継続取扱）から第14

条（見直し後契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合の特則）までの規定を適用します。なお、対象見直し前契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定にもとづき対象見直し前契約がすべて解除された場合は、対象見直し前契約がないものとして取り扱います。

（2）第10条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）第1項の適用にあたっては、つぎのとおり取り扱います。

（ア）被保険者が対象見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内で、かつ、見直し後契約の新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の保険期間中に、初めて悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定された場合は、対象見直し前契約の3大疾病保険金額について、つぎの金額として取り扱います。

（イ）対象見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約（この場合、対象見直し前契約に見直された保険契約を、「元見直し前契約」といいます。以下、本条において同じ。）であり、かつ、元見直し前契約に、3大疾病保障終身保険契約、3大疾病保障定期保険契約、3大疾病保障定期保険特約、3大疾病保障保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約または出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約がある場合

対象見直し前契約と元見直し前契約の3大疾病保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金の金額と継続サポート年金支払期間満了の日まで被保険者が生存していたとした場合に支払われる継続サポート年金の金額を合計した金額で、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額に第5条第1項第1号（ア）（vi）に定める率を乗じて得られる金額とし、3大疾病保障定期保険特約の場合は、特約3大疾病保険金額とします。）のうち、いずれか低い方の金額とします。

（ロ）（イ）以外の場合

〇とします。

（イ）被保険者が対象見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内で、かつ、見直し後契約の新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の保険期間中に、初めて上皮内新生物等（別表6）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定された場合は、対象見直し前契約の3大疾病保険金額について、つぎの金額として取り扱います。

（イ）対象見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約であり、かつ、元見直し前契約に、3大疾病保障保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約または出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約がある場合

対象見直し前契約と元見直し前契約の3大疾病保険金額のうち、いずれか低い方の金額とします。

（ロ）（イ）以外の場合

〇とします。

〔生活サポート保険（有配当2024）の発売に伴う特別取扱に関する特則〕

第22条（見直し前契約の身体障害保障保険契約、介護保障保険契約または定期保険契約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれた場合の特則）

1 見直し前契約に身体障害保障保険契約または介護保障保険契約があり、かつ、見直し後契約に生活サポート保険契約がある場合で、見直し前契約の身体障害保障保険契約または介護保障保険契約の契約日（追加契約日を含み、以下、本条において「契約日等」といいます。）からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれたときは、前条（見直し前契約の3大疾病保障保険契約または継続サポート3大疾病保障保険契約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれた場合の特則）までの規定に加え、この特則を適用します（この場合、見直し前契約の身体障害保障保険契約または介護保障保険契約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれたその身体障害保障保険契約または介護保障保険契約を、「対象見直し前契約」といいます。以下、本条において同じ。）。

（1）対象見直し前契約の締結の際の告知義務違反により、対象見直し前契約の解除事由に該当した場合は、対象見直し前契約について、対象見直し前契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定または対象見直し前契約の締結の際の保険契約の見直しに関する特約に定める見直し後契約の継続取扱に関する規定にもとづき取り扱います。ただし、この場合でも対象見直し前契約についての解約払戻金および対象見直し前契約の締結の際の保険契約の見直しに関する特約についての特約の払戻金は支払いません。

（2）前号の場合、前号の規定が適用された対象見直し前契約が見直し前契約にあるものとして第5条（見直し後契約の継続取扱）から第15条（見直し後契約に生活サポート保険契約がある場合の特則）までの規定を適用します。なお、対象見直し前契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定にもとづき対象見直し前契約がすべて解除された場合は、対象見直し前契約がないものとして取り扱います。

2 見直し前契約に身体障害保障保険契約または介護保障保険契約があり、かつ、見直し後契約に生活サポート保険契約がある場合で、見直し前契約の定期保険契約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれたときは、見直し前契約の定期保険契約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれたその定期保険契約を対象見直し前契約とし、前条までの規定に加え、前項第1号および第2号の規定を適用します。

保険料口座振替扱特約

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料の払込）

- 1 保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 6 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（口座振替不能の場合の取扱）

- 1 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行ないます。
- 2 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の早いものに係る保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。
- 3 前2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合の取扱における保険契約を解除する日の前日までに、払込期月の到来した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第5条（諸変更）

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 4 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することができます。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - (3) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (4) 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき
- 2 前項第3号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更した

ものとします。

第7条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料クレジットカード扱特約

第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約が適用できるクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定したクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限ります。
- 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行なうものとします。

第2条（契約日の特則）

- 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。
- 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対しその払込順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 会社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（諸変更）

- 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに変更することができます。また、カード会社を他のカード会社に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出て下さい。
- 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。

第5条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - 保険料の前納が行なわれたとき
 - 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - 会社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき
 - カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
- 前項第3号、第4号、第5号または第6号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。
- 第1項第4号、第5号または第6号の規定に該当する場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料団体扱特約（甲）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（甲）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（甲）を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- 保険契約者数が20人以上の場合 団体保険料率A
- 保険契約者数が20人未満の場合 団体保険料率B

第4条（保険料の払込）

- 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険契約者が団体を脱退したとき
 - 団体取扱契約（甲）が解約されたとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 保険料の前納が行なわれたとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（特約適用の取扱）

第1条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、事業保険扱特約（甲）付保険契約の被保険者（以下、「事業保険被保険者」といいます。）およびその保険契約者たる団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける保険契約者（以下、「個別保険契約者」といいます。）の合計数（同一人の場合には、1人として計算します。以下、同じ。）が20人以上となり、かつ、それらの保険契約の保険料を一括して払い込む場合には、保険契約者から団体を通じて申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、この特約を適用します。この場合、第3条（保険料率）の「保険契約者数」は「事業保険被保険者と個別保険契約者との合計数」と読み替えます。

第9条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料団体扱特約（乙）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（乙）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（乙）を締結した組合、連合会、同業団体等、その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下、「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条（保険料の払込）

- 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があつたものとします。
- 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があつたものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。ただし、特に団体との取りきめによって、個々に領収証を発行することがあります。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険契約者が団体を脱退したとき
 - 団体取扱契約（乙）が解約されたとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 保険料の前納が行なわれたとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

事業保険扱特約(2012)(甲)

第1条(特約の適用範囲)

事業保険扱特約(2012)(甲)(以下、「この特約」といいます。)は、会社と事業保険扱契約(甲)を締結した官公署、会社、工場、商店等の団体を保険契約者とし、団体から給与(役員報酬を含みます。)の支払を受ける団体所属員を主たる保険契約の被保険者(以下、「被保険者」といいます。)とする保険契約で、被保険者数が10人以上ある場合に限り、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条(契約日の特則)

- 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主たる保険契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条(保険料率)

この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- 被保険者数が20人以上の場合 団体保険料率A
- 被保険者数が20人未満の場合 団体保険料率B

第4条(保険料の払込)

- 第1回保険料(月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。)は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 第2回以後の保険料(月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第3回以後の保険料)は、金融機関等の会社の指定した口座に一括して振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 前項の保険料が払い込まれた場合には、会社は、保険契約者に対し、払込金額に対する領収証を交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条(特約の消滅)

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - 被保険者が団体を脱退したとき
 - 事業保険扱契約(甲)が解約されたとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 保険料の前納が行なわれたとき
 - 他の保険料払込方法(経路)に変更されたとき
- 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法(経路)は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第6条(複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則)

- 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 前項の場合で、特定契約について第2条(契約日の特則)の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

事業保険扱特約（2012）（乙）

第1条（特約の適用範囲）

事業保険扱特約（2012）（乙）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と事業保険扱契約（乙）を締結した組合、連合会、同業団体等の団体を保険契約者とし、団体の所属員または構成員を主たる保険契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）とする保険契約で、被保険者数が10人以上ある場合に限り、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があつたものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、金融機関等の会社の指定した口座に一括して振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があつたものとします。
- 3 前項の保険料が払い込まれた場合には、会社は、保険契約者に対し、払込金額に対する領収証を交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 被保険者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険扱契約（乙）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

別表1 必要書類

項目	請求書類
1. 死亡保険金 (長期定期保険普通保険約款第1条、第2条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第2条、第3条) (通増定期保険普通保険約款第3条、第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 〔官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、本別表1において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて（注）もご覧ください。〕
2. 傷害死亡保険金 (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第2条、第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 傷害であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (4) 被保険者の住民票 (5) 傷害死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 傷害死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 〔官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、本別表1において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて（注）もご覧ください。〕
3. 特約保険金 (リビング・ニーズ特約第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
4. 指定代理請求人による請求 (リビング・ニーズ特約第6条)	(1) 特約保険金の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 特約保険金を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
5. 死亡保険金受取人の変更 (長期定期保険普通保険約款第3条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第4条) (通増定期保険普通保険約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
6. 遺言による死亡保険金受取人の変更 (長期定期保険普通保険約款第4条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第5条) (通増定期保険普通保険約款第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
7. 保険料払込方法（回数）の変更 (長期定期保険普通保険約款第14条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第15条) (通増定期保険普通保険約款第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
8. 保険金額の減額 (長期定期保険普通保険約款第15条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
9. 基本保険金額の減額 (通増定期保険普通保険約款第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
10. 保険契約者に対する貸付 (長期定期保険普通保険約款第16条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第17条) (通増定期保険普通保険約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 保険契約者の変更 (長期定期保険普通保険約款第17条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第18条) (通増定期保険普通保険約款第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
12. 解約 (長期定期保険普通保険約款第25条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第26条) (通増定期保険普通保険約款第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
13. 保険金の受取人による保険契約の存続 (長期定期保険普通保険約款第26条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第27条) (通増定期保険普通保険約款第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者である場合を除きます。） (3) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
14. 指定代理請求人の指定・変更指定 (リビング・ニーズ特約第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
15. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金 (長期定期保険普通保険約款第12条) (傷害保障重点期間設定型長期定期保険普通保険約款第13条) (通増定期保険普通保険約款第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) ・「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの保険契約の保険金等の全部またはその相当部分を遺族補償規定等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金等の請求の際、つぎの①および②の書類の提出も必要とします。 ①被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。） ②保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることができます。	

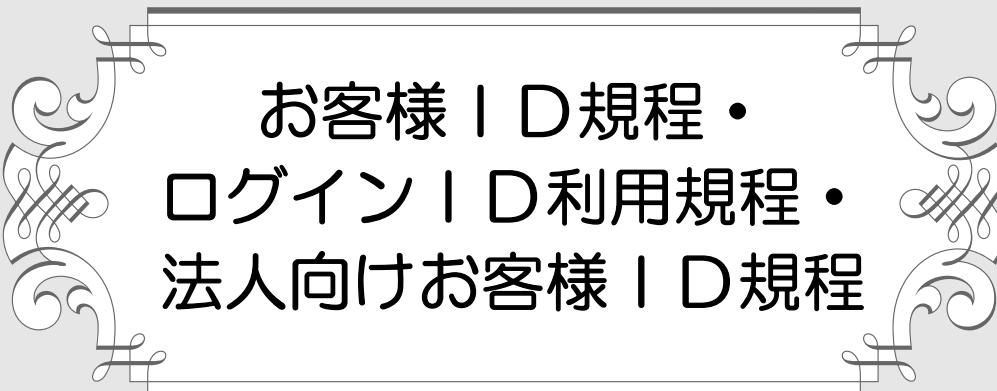
別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01. 0
パラチフスA 細菌性赤痢 <small>せきり</small>	A01. 1
腸管出血性大腸菌感染症	A03
ペスト	A04. 3
ジフテリア	A20
急性灰白髄炎<ポリオ>	A36
ラッサ熱	A80
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A96. 2
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98. 0
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98. 3
痘瘡 <small>とうろう</small>	A98. 4
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限ります。)	B03
	U04

別表3 基本保険金額に乗じる率

保険年度	遅増率変更年度			
	第6保険年度	第8保険年度	第10保険年度	第15保険年度
第1保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第2保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第3保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第4保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第5保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第6保険年度	1.500	1.000	1.000	1.000
第7保険年度	2.250	1.000	1.000	1.000
第8保険年度	3.375	1.500	1.000	1.000
第9保険年度	5.000	2.250	1.000	1.000
第10保険年度	5.000	3.375	1.500	1.000
第11保険年度	5.000	5.000	2.250	1.000
第12保険年度	5.000	5.000	3.375	1.000
第13保険年度	5.000	5.000	5.000	1.000
第14保険年度	5.000	5.000	5.000	1.000
第15保険年度	5.000	5.000	5.000	1.500
第16保険年度	5.000	5.000	5.000	2.250
第17保険年度	5.000	5.000	5.000	3.375
第18保険年度以降	5.000	5.000	5.000	5.000



お客様 ID 規程・ ログイン ID 利用規程・ 法人向けお客様 ID 規程

お客様 ID 発行等、お客様のサービス利用に
関するとりきめを記載しています。

※個人のお客様について、契約日が2024年10月1日以前の場合はお客様 ID 規程が、契約日が2024年10月2日以降の場合はログイン ID 利用規程が適用されます。

※2024年4月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
変更後の内容につきましては、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>) で
ご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、ニッセイ
トータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡く
ださい。

お客様ID規程

(2024年4月2日改定)

お客様ID規程の趣旨

お客様ID規程は、つぎの各号に関して定めたものです。

(1) お客様IDとパスワードの発行

保険契約者等が締結している保険契約等のうち、日本生命保険相互会社（以下、「会社」といいます。）が定める保険契約等（以下、「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて保険契約者等にお客様IDとパスワードを発行します。

(2) 各種サービスの利用

お客様IDとパスワードが発行された保険契約者等は、会社が定める場合に本規程に定める各種サービス（以下、「各種サービス」といいます。）を利用することができます。

第1編 お客様IDの発行に関する規定

第1条（お客様IDの発行）

- 1 お客様IDは、保険契約者等が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに保険契約者等になる場合を含みます。）等に発行を申し込みることができます。
- 2 会社が前項の申込を承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて保険契約者等にお客様IDを発行します。
- 3 本規程に定める保険契約者等とは、会社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいいます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 据置支払を選択した保険金等の受取人
 - (3) 年金開始後の年金受取人
 - (4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者
 - (5) 繼続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人
 - (6) 生活サポート年金支払期間中の生活サポート年金の受取人
- 4 保険契約者等は、お客様IDの発行申込時に、会社との取引のために会社指定の金融機関等の口座（以下、「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。ただし、保険契約者等が法人の場合その他会社が定める場合を除きます。
- 5 会社が定める場合には、保険契約者等に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によって行うことがあります。振込が不能な場合は、会社の定める方法によります。
- 6 保険契約者等または保険契約によっては、つぎの各号に定める取扱の全部または一部が適用されない場合があります。
 - (1) 第2条（パスワードの登録）に定める取扱
 - (2) 第3条（パソコンまたは携帯電話等による取引）に定める取扱
 - (3) 第4条（会社所定の専用端末による取引）に定める取扱
 - (4) 第5条（電話による取引）に定める取扱

第2条（パスワードの登録）

- 1 会社がお客様IDの発行を承諾した場合には、保険契約者等に会社が付与した仮パスワードを発行します。
- 2 前項のほか、保険契約者等の申出により会社は仮パスワードを発行します。仮パスワード発行後は、既に登録されているパスワードがあっても、これを無効とします。
- 3 保険契約者等は、前2項の規定により発行された仮パスワードを用いて、会社が定める方法によりパスワードを登録することを要します。保険契約者等は、生年月日、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同数字等他人が容易に推測できる番号をパスワードとして登録してはならないものとし、会社は、登録されているパスワードが生年月日、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同数字等他人が容易に推測できる番号であると判断した場合は、保険契約者等にその旨を連絡します。この場合、保険契約者等は会社が定める方法によりパスワードを変更することを要します。パスワードの変更が行われない場合は、会社は第3条から第5条に定めるパスワードを使用した取引（以下、「お客様IDによる取引」といいます。）を停止することができます。
パスワードの登録が行われない場合はお客様IDによる取引ができません。
- 4 保険契約者等が、会社の定める方法により事前にメールアドレスを登録した場合には、第3条第3項および第4条第2項に定めるメールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- 5 保険契約者等は、事前に登録したメールアドレス（以下、「登録メールアドレス」といいます。）に変更が生じたときは、ただちに会社に通知してください。
- 6 パスワード、仮パスワードおよび登録メールアドレスは、保険契約者等が他人に知られないよう責任をもって管理するものとします。

第2編 お客様IDによる取引に関する規定

第3条（パソコンまたは携帯電話等による取引）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワードおよび保険契約者等の生年月日の月日を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める

取扱の範囲内で、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によつては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。

- (1) 保険契約貸付の請求および元利金の返済
- (2) 積立配当金、据置支払となった保険金等（以下、「据置保険金」といいます。）の支払請求
- (3) 年金の種類の変更、年金支払期間の変更、年金の一括支払、年金の請求および第1回年金支払日の変更
- (4) 紙付金・保険金等の請求
- (5) 保険料の払込、保険料払込方法（経路）の変更および指定口座等の変更
- (6) 保険金等の受取人の変更
- (7) 指定代理請求人の指定、変更指定
- (8) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの申込、変更、停止
- (9) その他会社の定める取引

2 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワード、保険契約者等の生年月日の月日および会社が発行する所定の番号（以下、「所定の番号」といいます。）を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその格會社の定める取引ができます。なお、取引によつては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。

- (1) 指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則、リビング・ニーズ特約等の付加
- (2) 定期保険等の更新等の手続
- (3) 解約、保険金額・年金額・給付金額・給付日額の減額等の請求
- (4) 払済保険への変更請求
- (5) 特約変更の申込
- (6) その格會社の定める取引

3 前2項に定めるほか、第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、前条第4項の規定によりメールアドレスを登録した場合には、会社の定める基準にもとづき、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびに保険契約者等のカナ氏名、生年月日、および登録メールアドレスを送信すること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。

4 第6条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が第1項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取り金額とします。

5 パソコンまたは携帯電話等による取引の支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は会社所定の金額になります。

6 パソコンまたは携帯電話等による取引で、会社が保険契約者等に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によつて行います。振込が不能な場合は、会社の定める方法によります。

7 第1項から第3項の取引は、会社の定める取引時間内に限ります。

8 故障等により、パソコンまたは携帯電話等による取引ができるないときは、第4条または第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。

第4条（会社所定の専用端末による取引）

1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、会社所定の専用端末（以下、「専用端末」といいます。）を使用して、つぎの取引ができます。取引によつては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。

なお、2024年9月22日以降、会社は、会社の定める取扱の範囲内で、保険契約者等が事前に登録した連絡先電話番号、メールアドレス、携帯電話番号に、所定の番号（以下、「確認コード」といいます。）を送信する場合があります。このとき、保険契約者等は受信した確認コードを会社の定める方法により入力することを要します。

- (1) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワードおよび保険契約者等の生年月日の月日を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定める前条第1項第1号から第9号に定める取引およびその格會社の定める取引ができます。
- (2) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワード、保険契約者等の生年月日の月日および所定の番号を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定める前条第2項第1号から第6号に定める取引およびその格會社の定める取引ができます。
- (3) 専用端末から、専用システムにより、その指示に従い、パスワードを入力することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその格會社の定める取引ができます。
 - ① 保険金等の受取人の変更
 - ② 指定代理請求人の指定、変更指定
 - ③ その格會社の定める取引

2 前項に定めるほか、第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、第2条第4項の規定によりメールアドレスを登録した場合には、会社の定める基準にもとづき専用端末を使用してつぎのとおりメールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。

- (1) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特

- 定する番号、ならびに保険契約者等のカナ氏名、生年月日、および登録メールアドレスを送信すること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- (2) 専用端末から、専用システムにより、その指示に従い手続きすること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- 3 故障等により、専用端末による取引ができないときは、前条または第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。
- 4 前3項に定めるほか、前条第4項から第7項の規定を準用します。この場合、前条の「パソコンまたは携帯電話等による取引」は「専用端末による取引」と読み替えます。

第5条（電話による取引）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、電話を使用して、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、およびパスワードを送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。
- (1) 保険契約貸付の請求
- (2) 積立配当金、据置保険金の支払請求
- (3) その他会社の定める取引
- 2 故障等により、電話による取引ができないときは、第3条または前条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。
- 3 前2項に定めるほか、第3条第4項から第7項の規定を準用します。この場合、第3条の「パソコンまたは携帯電話等による取引」は「電話による取引」と読み替えます。

第6条（手数料）

本規程に定める取引、その他会社の定める場合について、所定の手数料をいただくことがあります。

第7条（保険契約貸付についての細則）

- 1 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときには、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則に定めるほか、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定期率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
- (1) 貸付金の利息は会社の定める利率により複利で計算し、1年末満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
- (2) 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することができます。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定期率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定期率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。
- 2 第11条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き前項の規定が適用されます。

第3編 お客様IDの取扱に関する規定

第8条（情報の利用）

- 1 会社は、本規程が適用されている保険契約者等について、保険契約の内容、お客様ID発行申込書記載事項、その他の知り得た保険契約者等の情報について、会社が定める「個人情報保護方針」に則り取扱うものとします。
- 2 会社は、各種サービスの提供を行うため、グループ会社や提携会社等に保険契約者等の情報を提供することができます。

第9条（複数の本規程適用契約がある場合の取扱）

複数の本規程適用契約がある保険契約者等が、第3条から第5条に定める取引を行う場合（会社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時にを行うことができます。

第10条（保険契約の追加等の場合の取扱）

本規程が適用されている保険契約者等が、新たに会社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、会社の定める基準により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。

第11条（お客様IDの消滅等）

- 1 保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の者が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の者が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、会社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したとき、または保険契約者等が死亡したときには、お客様IDは消滅し、以後、本規程に定める各種サービスを利用することはできません。
- 2 前項に定める場合のほか、保険契約者等が会社所定の必要書類を提出のうえ申し出たときには、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引または電話による取引を停止することができます。

第12条（会社の免責）

- 1 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延・不能等が発生したときには、そのた

めに生じた損害については、会社は責任を負いません。

2 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、災害・事変等会社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

3 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、パソコンまたは携帯電話等、専用端末、電話の通信経路等において盗聴等がなされたことにより、保険契約者等のお客様ID、パスワード、仮パスワード、登録メールアドレスまたは取引情報等が漏洩したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

4 第3条第1項および第4条第1項第1号に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号、第3号および第4号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号および第4号についてそれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、パスワード、または保険契約者等の生年月日の月日に、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社の責めに帰すべき事由がない限り、会社は責任を負いません。

(1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID

(2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号

(3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード

(4) 会社が受信した生年月日の月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日の月日

5 第3条第2項および第4条第1項第2号に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号、第3号、第4号および第5号についてそれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号、第4号および第5号についてそれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、パスワード、保険契約者等の生年月日の月日、または所定の番号に、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社の責めに帰すべき事由がない限り、会社は責任を負いません。

(1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID

(2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号

(3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード

(4) 会社が受信した生年月日の月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日の月日

(5) 会社が受信した所定の番号と会社が発行した所定の番号

6 第3条第3項および第4条第2項第1号に定めるメールによる仮パスワードの発行の申出があった場合で、会社が、つぎの第1号、第3号、第4号および第5号についてそれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号、第4号および第5号についてそれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容としてメールによる仮パスワードの発行を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、保険契約者等のカナ氏名、生年月日、または登録メールアドレスに、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社の責めに帰すべき事由がない限り、会社は責任を負いません。

(1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID

(2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号

(3) 会社が受信したカナ氏名と会社に登録されている保険契約者等のカナ氏名

(4) 会社が受信した生年月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日

(5) 会社が受信したメールアドレスと会社に登録されているメールアドレス

7 第4条第1項第3号に定める取引を行う場合で、会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワードについて一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、パスワードに不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社の責めに帰すべき事由がない限り、会社は責任を負いません。

8 第4条第2項第2号に定めるメールによる仮パスワードの発行の申出があった場合で、会社が、過失なく本人確認を行ったにもかかわらず、その申出が本人以外の者による申出であったときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

9 第5条に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号および第3号についてそれ一致を確認し、もしくは第2号および第3号についてそれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、またはパスワードに、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

(1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID

(2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号

(3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード

第4編 終身保険（有配当2012）等の発売前の保険契約の取扱に関する規定

第13条（会社所定のカードの取扱）

1 有配当終身保険（H11）契約その他の会社の定める保険契約（以下、「有配当終身保険契約等」といいます。）の保険契約者等のうち、会社所定のカードを貸与された保険契約者等は、会社所定のカードを会社の本店または会社の指定した窓口に提示し、登録されているパスワードを入力することにより、会社の定める本人を証明する資料の提出に代えることができます。ただし、会社の定める営業時間内に限ります。

2 保険契約者等は、貸与された会社所定のカードについて、他人に使用されないよう責任をもって管理するものとします。

第14条（自動取引機による取引）

1 有配当終身保険契約等の保険契約者等のうち、会社所定のカードを貸与された保険契約者等は、会社の自動取引機および会社が指定した提携先の自動取引機（以下、「取引機」といいます。）を設置した場所においては、取引機に会社所定のカードを挿入し、取引機の指示に従い、パスワードを送信することにより、本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、会社の定める方法により、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。ただし、第2条第3項の規定によりパスワードの登録が行われない場合は、取引はできません。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。

(1) 保険契約貸付の請求および元利金の返済

(2) 積立配当金、据置保険金の支払請求

(3) 会社の定める保険料の払込

(4) その他会社の定める取引

2 第6条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が前項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取り金額とします。

3 取引機による支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は会社所定の金額になります。

4 第1項の取引は、会社の定める取引時間内に限ります。

5 故障等により、取引機による取引ができないときは、第3条から第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。

6 複数の本規程適用契約がある保険契約者等が、本条に定める取引を行う場合（会社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時にを行うことができます。

7 前項の場合において、取引を行う保険契約の指定は会社所定の順序で行うものとします。

8 前項は、複数の本規程適用契約がある保険契約者等が取引を行う保険契約を選択しない場合に準用します。

9 保険契約者等が取引機により第1項に定めるいずれの取引も行わないまま10年を経過した場合には、会社の定める基準により取引機による取引を休止することができます。

10 前項により取引機による取引が休止となった保険契約者等は、必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出する等会社の定める手続きにより、取引機による取引を再開することができます。

第15条（偽造カード等による取引等）

偽造および変造カードによる前条第1項第1号および第2号に定める取引（ただし、保険契約貸付元利金の返済を除きます。）については、保険契約者等の故意による場合または当該取引について会社が善意かつ無過失であって保険契約者等に重大な過失があることを会社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、保険契約者等は、会社所定の書類を提出し、会社所定のカードおよびパスワードの管理状況、被害状況、警察への通知状況等について会社の調査に協力するものとします。

第16条（盗難カードによる取引等）

1 会社所定のカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた第14条第1項第1号および第2号に定める取引（ただし、保険契約貸付元利金の返済を除きます。）については、つぎの各号のすべてに該当する場合、保険契約者等は会社に対して当該取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

(1) 会社所定のカードの盗難に気づいてからただちに、第17条第1項に定める会社への通知が行われていること

(2) 会社の調査に対し、保険契約者等より十分な説明が行われていること

(3) 会社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事實を確認できるものを示していること

2 前項の請求がなされた場合、当該取引が保険契約者等の故意による場合を除き、会社は、第17条第1項に定める会社への通知が行われた日の30日（ただし、会社に通知することができないやむを得ない事情があることを保険契約者等が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該取引が行われたことについて、会社が善意かつ無過失であり、かつ、保険契約者等に過失があることを会社が証明した場合には、会社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3 前2項の規定は、第17条第1項に定める会社への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な取引が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4 第2項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当することを会社が証明した場合には、会社は補てん責任を負いません。

(1) 当該取引が行われたことについて、会社が善意かつ無過失であり、かつ、つぎのいずれかに該当する場合

① 保険契約者等に重大な過失があることを会社が証明した場合

② 保険契約者等の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦（夫）等。）によって行われた場合

③ 保険契約者等が、被害状況についての会社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して会社所定のカードが盗難にあった場合

5 保険契約者等が、当該取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）について、つぎの請求権の全部または一部の支払いを受けた場合、会社は、保険契約者等が支払いを受けた金額を第2項に定める補てんの金額から控除します。ただし、第2項ただし書の適用がある場合は、会社は、保険契約者等が支払いを受けた金額が、補てん対象額の4分の1を超えるときに限り、当該超える金額を第2項ただし書に定める補てんの金額から控除します。

- (1) 当該取引が効力を有しない場合に、保険契約者等が会社に対して有する当該取引にかかる払戻請求権
 - (2) 当該取引が効力を有する場合に、保険契約者等が当該取引を行った者またはその他の第三者に対して有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権
- 6 保険契約者等が第2項に定める補てんを受けた場合、保険契約者等は、当該補てんを受けた金額の限度において、前項第1号の請求権にかかる支払の請求を行うことができません。
- 7 保険契約者等は、当該取引を行った者またはその他の第三者から第5項第2号の請求権の全部または一部の支払いを受けた場合は、会社に対し当該支払いを受けたことおよびその金額をすみやかに通知することとします。また、会社が第2項に定める補てんを行った場合、会社は、当該補てんを行った金額の限度において、保険契約者等の有する第5項第2号の請求権を取得します。

第17条（会社所定のカードの偽造、盗難、紛失、損傷、届出事項の変更等）

- 1 会社所定のカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、保険契約者等はただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知し、ただちに必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。この通知を受けたときは、会社は、ただちに会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引および電話による取引の停止の措置を講じます。
この通知前に生じた会社のカード機能に関する損害については、第15条および前条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。
- 2 会社所定のカードを損傷した場合またはパスワード、氏名、取引口座、振替口座、およびその他の届出事項を変更する場合には、保険契約者等はただちに必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出する等、会社が定める方法で手続きをするものとします。
- 3 前2項の提出があった場合には、会社は、必要と認めたときには、所定の手続きの後、保険契約者等に会社所定のカードを再貸与します。この場合、相当の期間をおくことがあります。会社所定のカードを再貸与する場合は、前2項の提出があったときから、従前の会社所定のカードは無効とし、会社に返却するものとします（盗難・紛失の場合は、従前の会社所定のカードが見つかった場合に返却するものとします。）。
- 4 提携カード会社等への届出および提携カード会社等のカード機能に関する損害については、提携カード会社等が別に定める規定に従うものとします。
- 5 前項の届出があった場合には、会社および提携カード会社等は、必要と認めたときには、所定の手続きの後、保険契約者等にクレジット提携カードを再貸与します。クレジット提携カードを再貸与する場合は、前項の届出があったときから、従前のクレジット提携カードは無効とし、提携カード会社等に返却するものとします（盗難・紛失の場合は、従前のクレジット提携カードが見つかった場合に返却するものとします。）。

第18条（会社所定のカードの譲渡、質入等の禁止）

保険契約者等は、会社所定のカードを譲渡、貸与、質入または担保提供することはできません。

第19条（会社所定のカードの有効期限）

- 1 クレジット提携カードの有効期限は会社が指定するものとし、クレジット提携カード表面に記載された年月の末日までとします。
- 2 クレジット提携カードの有効期限が到来する場合で、会社および提携カード会社等が引き続き適切と認めるときには、新しいクレジット提携カードを貸与します。この場合には、引き続き本規程を適用し、以後も同様とします。
- 3 クレジット提携カード以外の会社所定のカードについて、会社は、その有効期限を特に指定することができます。有効期限が到来した場合で、会社が引き続き適切と認めるときは、新しい会社所定のカードを貸与します。

第20条（会社の免責）

- 1 第13条第1項または第14条に定める会社所定のカードおよびパスワードによる方法により、会社が取引に使用された会社所定のカードが会社が保険契約者等に貸与したカードであること、および入力もしくは送信されたパスワードが登録されているパスワードと一致していることを確認のうえ、取引を行った場合には、会社所定のカードまたはパスワードにつき偽造、変造、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。
- 2 第13条第1項および第14条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 3 第13条第1項および第14条に定める取引を行う場合で、災害・事変等会社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 4 第14条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、取引機の通信経路等において盗聴等がなされたことにより、保険契約者等のお客様IDおよびパスワード、取引情報等が漏洩したときには、そのために生じた損害については、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。

第21条（会社所定のカードの取扱の停止等）

- 1 第11条に定める場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引および電話による取引を停止することができます。
 - (1) 保険契約者等が会社所定の必要書類を提出のうえ、申し出たとき
 - (2) 保険契約者等が提携カード会社等との契約を解約したとき
 - (3) 提携カード会社等の定めるところにより、提携カード会社等がクレジット提携カード取扱を不適当と認めたとき
 - (4) 保険契約者等が会社所定のカードの改ざんまたは不正使用を行ったとき

(5) 会社所定のカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると会社が判断した場合

(6) その他本規程に違反した場合等、会社が本規程による取扱を不適当と認めたとき

2 第11条の規定によりお客様IDが消滅した場合または前項の規定により会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引もしくは電話による取引を停止した場合、会社所定のカードは無効とし、会社（クレジット提携カードの場合は提携カード会社等）に返却するものとします。

ただし、クレジット提携カードについて、第11条（保険契約者等の死亡の場合を除きます。）または前項第1号、第4号、第5号、もしくは第6号に該当した場合で、提携カード会社等が、提携カード会社等の定める期限まで引き続きカード利用を認めたときには、提携カード会社等のカードとしては引き続き利用できます。

3 会社が、第11条または第1項の会社所定のカードの取扱を停止する前に、会社所定のカードにより取引がなされ、損害が生じた場合には、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。

第22条（裏書の省略）

本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険金額の増額、特約の途中付加その他の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することができます。

第23条（保険契約貸付についての細則）

1 本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときには、第7条の規定に加え、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。

(1) 貸付金の元利金は保険契約が有効に継続している間（年金保険の場合は年金開始日前の、保険契約が有効に継続している間）いつでも、全額または一部を返済することができます。

(2) 保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえた場合、会社は積立配当金を貸付金の元利金返済にあてることがあります。

(3) 貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。

(4) 利息は、毎年の貸付応当日に元金に繰り入れます。

2 保険契約者等は、前項第1号の規定により、貸付金の元利金の一部を返済するときには、銀行口座振替により貸付金の元利金を返済する方法を選択することができます。この場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定するところによります。

3 第11条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第5編 付則

第24条（無断転載等の禁止）

本規程にもとづくサービスにおいて会社が提供する一切の情報については、無断で複製、引用、転載または転送等を行うことを禁止します。

第25条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

第26条（規程の変更、廃止、補充）

1 会社は、つぎのいずれかに該当する場合、保険契約者等の事前の承諾なしに、本規程を変更または廃止することができるものとします。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。

(1) 保険契約者等の利益に適合するとき

(2) 会社が合理的根拠（本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等）に基づき必要と判断したとき

2 前項の場合、変更（廃止）日まで相当な期間を設けて（前項第1号による変更是除く）、会社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を会社のインターネットホームページ等で通知します。

3 保険契約者等がクレジット提携カードを提携カード会社等のカードとして利用する場合には、提携カード会社等が別に定めるカード規定を適用します。

第27条（仮パスワードの有効期限）

つぎの各号に定める仮パスワードは、所定の期日経過後に無効となります。

(1) 2013年11月30日以前に発行された仮パスワード

(2) つぎの保険契約をとりまとめて発行されたお客様IDについて発行された仮パスワード

①無配当変額年金保険（H13）

②変額年金保険（無配当H14）

③最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）

④予定利率変動型年金保険（無配当H14）（I型）

⑤積立利率変動型年金保険（無配当H16）（I型）

⑥積立利率変動型年金保険（無配当H16）（II型）

⑦積立利率変動型一時払終身保険（無配当H17）（円建）

⑧積立利率変動型一時払終身保険（無配当H17）（米ドル建）

⑨積立利率変動型年金保険（無配当H18）（I型）

- ⑩積立利率変動型年金保険（無配当H18）（Ⅱ型）
- ⑪年金原資保証機能付株価指数連動型年金保険（無配当H20）
- ⑫予定利率変動型一時払遞増終身保険（無配当H22）

第28条（経過措置）

- 1 「ニッセイカード規定」（1998年3月30日改定）によりニッセイカードを貸与されている保険契約者等については、2010年4月2日より「お客様ID規程」を適用します。
- 2 前項の場合、本規程の「会社所定のカード」は、「ニッセイカード」に読み替えます。
- 3 2010年4月1日以前にニッセイ保険口座を開設していた保険契約者等については、2010年4月2日より「お客様ID規程」を適用します。この場合、本規程の「会社所定のカード」は、「ニッセイ保険口座カード」に読み替えます。
- 4 2010年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、会社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、2010年4月2日以降も、会社の定める方法により、保険料の割引を継続することができます。
- 5 2018年9月23日以降、つぎの各号に定める条項は、効力を失います。ただし、2018年9月22日以前に、第14条第1項第1号および第2号に定める取引が行われた場合、2018年9月23日以降も、第15条および第16条の条項は失効せず、当該取引について、第15条および第16条の条項を適用します。
 - (1) 第13条から第21条
 - (2) 第26条第3項
- 6 2020年9月20日以降、つぎの各号に定める条項は、効力を失います。ただし、2020年9月19日以前に、第5条第1項に定める取引が行われた場合、2020年9月20日以降も、第12条第1項・第2項・第3項・第9項の条項は失効せず、当該取引について、第12条第1項・第2項・第3項・第9項の条項を適用します。
 - (1) 第1条第6項第4号
 - (2) 第5条
 - (3) 第12条第9項
- 7 2020年9月20日以降、つぎの各号に定める条項の「第5条」の文言は、「第4条」に改めます。ただし、2020年9月19日以前に、第5条第1項に定める取引が行われた場合、2020年9月20日以降も、当該取引について、本項本文により改める前の第2条第3項および第12条第1項・第2項・第3項を適用します。
 - (1) 第2条第3項
 - (2) 第9条
 - (3) 第12条第1項・第2項・第3項
 - (4) 第14条第5項
- 8 2020年9月20日以降、つぎの各号に定める条項の「または第5条」の文言は、削除します。
 - (1) 第3条第8項
 - (2) 第4条第3項
- 9 2022年4月2日以降、第23条第2項は、効力を失います。ただし、2022年4月1日以前に、第23条第2項に定める取引が行われた場合、2022年4月2日以降も、第23条第2項は失効せず、当該取引について、第23条第2項を適用します。
- 10 2024年9月22日以降、保険契約者等が会社の定める方法により「ログインID利用規程」を締結した場合、以降は本規程の適用を終了します。なお、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、「ログインID利用規程」の「保険契約貸付についての細則」を引き続き適用します。
- 11 2025年4月1日以降、第3条第1項、第2項、第4項、第5項および第6項は効力を失います。また、第4条第3項の規定は「故障等により、専用端末による取引ができるときは、請求書等による方法で取引を行ってください。」に改めます。

第29条（各種書面等におけるお客様ID、パスワード、仮パスワードの呼称）

各種書面等において、「お客様ID」を「お客様番号（お客様ID）」と、「パスワード」を「暗証番号（パスワード）」または「暗証番号」と、「仮パスワード」を「初期暗証番号（仮パスワード）」または「初期暗証番号」と、それぞれ呼称することができます。

ログイン ID 利用規程

(2024年9月22日創設)

前文

この規程（以下「本規程」といいます。）は、日本生命保険相互会社（以下「当社」といいます。）が提供するアプリ「日本生命アプリ」およびホームページ（これらを合わせて、以下「ニッセイマイページ」といいます。）等を通じて、本規程に定める当社が提供する各種サービス（以下「本サービス」といいます。）について、本サービスをご利用いただく皆さま（以下「本サービス利用者」といいます。）に応じた利用条件を定めるものです。本サービスをご利用になる前に、本規程をよくお読みいただき、ご同意のうえご利用ください。

第1章 用語の定義

第1条（用語の定義）

本規程において用いられる用語の意味は、別段の定めがある場合を除き、以下のとおりとします。

用語	意味
契約者	当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいい、契約者かつ契約関係者の場合を含みます。 (1) 保険契約者 (2) 据置支払を選択した保険金等の受取人 (3) 年金開始後の年金受取人 (4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者 (5) 繼続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人 (6) 生活サポート年金支払期間中の生活サポート年金の受取人
契約関係者	当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいい、契約者かつ契約関係者の場合を含みます。 (1) 被保険者 (2) 死亡保険金等の受取人 (3) 指定代理請求人 (4) 後継保険契約者 (5) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族
その他の本サービス利用者	本サービス利用者のうち、契約者または契約関係者のいずれにも該当しない者をいいます。
契約関係者等	契約関係者およびその他の本サービス利用者をいいます。
自動取引サービス	本サービスのうち、契約者がニッセイマイページ等を通じて利用できる当社所定のサービスをいいます。
契約関係者向けサービス	本サービスのうち、契約関係者がニッセイマイページを通じて利用できる当社所定のサービスをいいます。
他サービスへの連動機能	本サービス利用者がニッセイマイページ等を通じて当社または提供会社が提供するサービスを利用できる機能をいいます。
お客様番号（お客様 ID）	契約者が締結している保険契約等のうち、当社が定める保険契約等（以下「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて所定の契約者に発行する番号をいい、契約者が初めてログイン ID を登録するとき等に使用します。
初期暗証番号	当社が契約者に発行する番号をいい、契約者が暗証番号を登録するとき等に使用します。
暗証番号	契約者が初期暗証番号を用いて登録する任意の番号をいい、当社所定の専用端末を使用するとき等に使用します。
ログイン ID	本サービス利用者が登録する任意の文字列をいい、ニッセイマイページにログインするとき等に使用します。
ログインパスワード	本サービス利用者が登録する任意の英数字混在の文字列をいい、ニッセイマイページにログインするとき等に使用します。
本人認証	本サービスを利用しようとしている者が本サービス利用者本人であるかを確認することをいいます。
確認コード	本サービス利用者の本人認証のために、本サービス利用者が事前に確認コード送信先として登録したメールアドレス、携帯電話番号（これらを合わせて、以下「確認コード送信先」といいます。）に対し、当社が送信する番号をいいます。

生体情報	個人の顔、指紋、虹彩、声紋、掌紋等の身体の一部の特徴のうち、当社が認め る情報をいいます。
認証データ	当社が提供する生体認証に関する機能（以下「生体認証機能」といいます。）に あらかじめ登録された本サービス利用者の生体情報をいいます。
生体認証	本サービス利用者の生体情報と認証データとを照合することをいいます。
生体認証サービス	生体認証機能により生体認証を行うことによって本人認証を行うサービスをい ます。
知的財産権	著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの 権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出現する権利を含みます。）をい います。

第2章 本サービスの利用

第2条（登録）

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、つぎの各号に定める方法により、申込および登録を行うものとします。
- (1) お客様番号（お客様ＩＤ）は、契約者が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに契約者になる場合 を含みます。）等に発行を申し込むことができます。このとき、契約者が未成年の場合その他当社が定める場合を除き、 当社との取引のために当社指定の金融機関等の口座（以下「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。当社が 申込を承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて契約者にお客様番号（お客様ＩＤ）および初期暗証番号を発 行します。ただし、契約者が未成年の場合、この初期暗証番号を発行しないため、本サービスの一部を利用できません。
- (2) 契約者は、前号の規定にもとづき発行された初期暗証番号を用いて、当社の定める方法により暗証番号を登録するこ とを要します。
- (3) 契約者は、つぎの（ア）および（イ）を用いて、当社の定める方法により、ログインＩＤ、ログインパスワードおよ び確認コード送信先を登録することを要します。
- （ア）お客様番号（お客様ＩＤ）または保険契約を特定する番号
（イ）暗証番号または初期暗証番号
- (4) 第3項に定める方法により、ログインＩＤ等を登録している場合、契約者は、当社の定める方法によりお客様番号（お 客様ＩＤ）と紐づけることを要します。
- 2 前項第1号の取引口座について、当社が定める場合には、契約者に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によ って行なうことがあります。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 3 契約関係者等は、本サービスを利用するにあたり、当社の定める方法により、ログインＩＤ、ログインパスワードおよ び確認コード送信先等を登録することを要します。ただし、契約関係者等が未成年の場合、本サービスは利用できません。
- 4 前3項の登録には、つぎの各号に定める条件を満たすことを要します。
- (1) 暗証番号
契約者は、生年月日、電話番号、住所の番地、お客様番号（お客様ＩＤ）または同数字等他人が容易に推測できる番 号を暗証番号として登録してはならないものとし、当社は、登録されている暗証番号が生年月日、電話番号、住所の番 地、お客様番号（お客様ＩＤ）または同数字等他人が容易に推測できる番号であると判断した場合は、契約者にその旨を 連絡することができます。この場合、契約者は当社が定める方法により暗証番号を変更することを要します。暗証番 号の変更が行われない場合は、当社は本サービスを停止することができます。
- (2) ログインＩＤ
本サービス利用者は、確認コード送信先または任意の文字列をログインＩＤとして登録することを要します。1人の 本サービス利用者が複数のログインＩＤを登録してはならないものとします。また、任意の文字列を登録する場合、數 字のみの文字列や、@等の一部文字は使用できません。なお、契約者の場合、お客様番号（お客様ＩＤ）をログインＩ Ｄとして登録することもできます。
- (3) ログインパスワード
本サービス利用者は、名前、生年月日、電話番号もしくは住所等の個人情報、よく使われる英単語等をそのまま使用 しているもの、または推測しやすい並び方や安い組合せのもの等他人が容易に推測できる情報の組合せをログインパ スワードとして登録してはならないものとし、当社は、登録されているログインパスワードが名前、生年月日、電話番 号もしくは住所等の個人情報、よく使われる英単語等をそのまま使用しているもの、または推測しやすい並び方や安い 組合せのもの等他人が容易に推測できる情報の組合せであると判断した場合は、本サービス利用者にその旨を連絡す ることがあります。この場合、本サービス利用者は当社が定める方法によりログインパスワードを変更することを要 します。ログインパスワードの変更が行われない場合は、当社は本サービスを停止することができます。
- (4) 確認コード送信先
本サービス利用者は、ご家族等と共に用していないご自身の連絡先のうち、常に確認可能なものを当社が定める方法に より登録することを要します。第三者の連絡先を登録してはならないものとします。
- 5 前4項にかかわらず、本サービス利用者または保険契約によっては、本サービスの全部または一部を利用できない場合 があります。
- 6 本サービス利用者は、第1項第3号または第3項の規定にもとづき登録した確認コード送信先に対し、当社の定める方

法により、ログインIDの照会またはログインパスワードの再登録を申し出ることができます。

7 第1項第1号のほか、契約者の申出により当社は初期暗証番号を発行します。初期暗証番号発行後は、既に登録されている暗証番号があっても、これを無効とします。

8 契約者は、つぎの各号に定めるメールアドレスに対して、当社の定める基準にもとづき、当社の定める方法により、メールによる初期暗証番号の発行を申し出ることができます。

(1) 確認コード送信先メールアドレス

(2) その他当社の定める方法により事前に登録したメールアドレス

9 本規程が適用されている契約者が、新たに当社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、当社の定める基準により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。

第3条（停止・終了）

1 当社は、本サービス利用者に関して、以下のいずれかの事由に該当する場合、本サービス利用者への事前通知を行なうことなく本サービスの全部または一部の利用停止・終了、登録の抹消、登録メールアドレス・携帯電話番号の削除、および、損害賠償請求等の必要な対応を行うことがあります。

(1) 当社に提供した登録内容の全部または一部につき虚偽（当初の登録内容に変更があったにもかかわらず変更の手続をしなかった場合を含みます。）があった場合

(2) 本サービス利用者が本規程に違反した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合

(3) 本サービス利用者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、成年後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合

(4) 本サービス利用者が反社会的勢力（第15条に定めます。）に関わる者である場合、またはそのおそれがある場合

(5) その他、当社が利用の継続を不適切と判断した場合

2 契約者は、つぎの各号に定める場合、お客様番号（お客様ID）が消滅し、以降は本サービスを利用することはできません。

(1) 保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の者が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の者が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、当社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したとき

(2) 契約者が死亡したとき

3 前項にかかわらず、つぎのいずれかに該当する契約者は、お客様番号（お客様ID）が消滅して以降も契約関係者等として本サービスを利用することができます。

(1) 第2条第1項第4号の規定によりログインIDとお客様番号（お客様ID）の紐づけを行った場合

(2) 第7条第1項の規定により契約内容の共有を受けた場合

4 第2項に定める場合のほか、契約者が当社が定める方法により申し出たときには、ログインIDおよびログインパスワードを用いたログインならびに自動取引サービス等（ただし、他サービスへの連動機能の一部を除きます。）を停止することができます。なお、この場合でも、当社所定の必要書類を提出のうえ申し出たときには、ログインIDおよびログインパスワードを用いたログインならびに自動取引サービス等を再開することができます。

5 契約関係者（契約者かつ契約関係者である場合を除きます。）は、第7条第5項および第6項の規定により契約内容の共有が停止されて以降もその他の本サービス利用者として本サービスを利用することができます。

6 契約関係者等（契約者かつ契約関係者である場合を除きます。）は、当社の定める方法によりいつでも退会することができます。退会後は、本サービスを利用することはできません。

7 前項に定めるほか、一定期間利用がない場合等、当社の定める基準により登録を削除することができます。

第3章 本サービスの内容

第4条（自動取引サービス）

1 契約者は、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定める取引およびその他当社の定める取引のうち、つぎの各号に定める取引をニッセイマイページ等を通じて行なうことができます。なお、取引によっては、当社へ事前に連絡すること等を要します。

(1) 保険契約貸付の請求および元利金の返済

(2) 積立配当金、据置支払となった保険金等の支払請求

(3) 年金の種類の変更、年金支払期間の変更、年金の一括支払、年金の請求および第1回年金支払日の変更

(4) 納付金・保険金等の請求

(5) 保険料の払込、保険料払込方法（経路）の変更および指定口座等の変更

(6) 保険金等の受取人の変更

(7) 指定代理請求人の指定、変更指定

(8) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの申込、変更、停止

(9) 指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則、リビング・ニーズ特約等の付加

(10) 定期保険等の更新等の手続

(11) 解約、保険金額・年金額・納付金額・給付日額の減額等の請求

(12) 払済保険への変更請求

(13) 特約変更の申込

(14) その他当社の定める取引

- 2 次条の規定により手数料をいただく場合は、契約者が第1項にもとづいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
- 3 自動取引サービスの支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は当社所定の金額になります。
- 4 自動取引サービスで、当社が契約者に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によって行います。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 5 第1項の取引は、当社の定める取引時間内に限ります。
- 6 ニッセイマイページの通信障害またはその他の理由により、自動取引サービスが利用できないときは、請求書等による方法で、取引を行ってください。
- 7 複数の本規程適用契約がある契約者が、自動取引サービスを利用する場合（当社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時にを行うことができます。

第5条（手数料）

本規程に定める取引、その他当社の定める場合について、所定の手数料をいただくことがあります。

第6条（保険契約貸付についての細則）

- 1 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときには、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則に定めるほか、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定期率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
- (1) 貸付金の利息は当社の定める利率により複利で計算し、1年末満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
- (2) 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することができます。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定期率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定期率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。
- (3) 本規程適用契約のうち、有配当終身保険（H11）契約その他当社の定める保険契約（以下「有配当終身保険契約等」といいます。）についてはつぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 貸付金の元利金は保険契約が有効に継続している間（年金保険の場合は年金開始日前の、保険契約が有効に継続している間）いつでも、全額または一部を返済することができます。
 - (イ) 保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえた場合、当社は積立配当金を貸付金の元利金返済にあてることがあります。
 - (ウ) 貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。
 - (エ) 利息は、毎年の貸付応当日に元金に繰り入れます。

- 2 本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、2022年4月1日以前に保険契約者が、前項第3号（ア）の規定により貸付金の元利金の一部を返済する方法として、銀行口座振替を選択した場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定するところにより取り扱います。
- 3 第3条第2項の規定によりお客様番号（お客様ID）が消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第7条（契約内容の共有）

- 1 契約者は、当社の定める方法により、契約者が指定した契約関係者に対する契約内容の共有を当社に委託することができます。この場合、当社は、当社所定の番号（以下「招待コード」といいます。）を契約者に対して発行します。契約関係者が契約内容の共有を受けるにあたって、契約者は契約関係者に招待コードを連絡し、契約関係者はその招待コードを当社の定める方法によりニッセイマイページに入力することを要します。
- 2 契約者は、契約内容を共有するにあたって、つぎの各号に定める事項について、すべての契約関係者の同意を事前に得ることを要します。
 - (1) 当社が契約者からの委託を受け、契約関係者に対して、ニッセイマイページを通じて、第4項に定める情報を表示すること
 - (2) 当社より、契約関係者に対して連絡を行う場合があること
- 3 前2項にかかわらず、つぎの各号に定める場合には契約内容を共有することができません。
 - (1) 契約関係者が未成年の場合
 - (2) 同一契約の死亡保険金等の受取人が6人以上登録されている場合の、死亡保険金等の受取人
 - (3) その他当社が定める場合
- 4 当社は、契約内容の共有を受けた契約関係者に、当社の定める範囲内で、つぎの各号に定める情報をニッセイマイページを通じて表示します。
 - (1) 被保険者、死亡保険金等の受取人、指定代理請求人、後継保険契約者の場合

当社の定める保険契約のうち、契約者が指定した契約に限り、つぎに定める情報を表示します。

 - (ア) 保険契約を特定する番号
 - (イ) 契約日
 - (ウ) 商品名称
 - (エ) 保険金額・年金額・給付金額・給付日額
 - (オ) 保険名称、主契約・特約名称

- (力) 支払事由
 - (キ) 保険契約者および契約関係者の名前
 - (ク) その他当社が定める情報
- (2) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族の場合
当社の定める保険契約のうち、契約者が締結しているすべての契約について、前号（ア）から（ク）に定める情報およびつぎに定める情報を表示します。
- (ア) 契約者が当社に登録している住所
 - (イ) 契約者が当社に登録している電話番号
 - (ウ) その他当社が定める情報
- (3) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族のうち、【家族連絡・代理手続き型】の場合で、かつ保険契約者代理特約にもとづき契約者が代理対象手続きを行なう意思表示が困難であると当社が認めたとき
その他の代理対象手続きを行なうことができない特別な事情があると当社が認めたとき
当社の定める保険契約のうち、契約者が締結しているすべての契約について、第1号（ア）から（ク）および第2号（ア）から（ウ）に定める情報およびつぎに定める情報を表示します。なお、契約者から当社の定める方法により請求がある場合には、これを停止します。
- (ア) 保険料金額
 - (イ) 保険契約貸付金の残高
 - (ウ) 積立配当金の金額
 - (エ) その他当社が定める情報
- 5 契約者は、当社の定める方法により、契約内容の共有を停止することができます。
- 6 前項にかかわらず、つぎの各号に定める場合に、該当する契約関係者への契約内容の共有は停止します。
- (1) 保険契約者変更等により、共有を委託していた契約者から他の契約者に変更となった場合
 - (2) 契約関係者が退会した場合
 - (3) 死亡保険金等の受取人の変更等により、共有を受けた契約関係者から他の契約関係者に変更となった場合
 - (4) 死亡保険金等の受取人・指定代理請求人・後継保険契約者・ご契約者サポートサービスの登録家族が改姓した場合
 - (5) 共有対象契約が消滅した場合
 - (6) その他当社の定める場合
- 7 契約関係者のうち、当社の定める保険契約の指定代理請求人およびご契約者サポートサービスの登録家族については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第1項により契約内容の共有を受ける場合、ご契約者サポートサービス規程等、契約者が同意した契約内容に関する通知物についての取扱にかかわらず、その契約関係者への通知物の送付の全部または一部を停止します。
 - (2) 第5項および第6項により契約内容の共有が停止する場合、ご契約者サポートサービス規程等、契約者が同意した契約内容に関する通知物についての取扱にもとづき、その契約関係者に通知物を送付することができます。
- 8 ご契約者サポートサービスの登録家族が、ご契約者サポートサービス規程により当社が発行した招待コードを用いて契約内容の共有を受ける場合、その後の取扱は本条の規定を準用します。

第4章 本人認証

第8条（利用時の本人認証）

- 1 本サービス利用者が本サービスを利用する際、当社は、つぎの各号に定めるいずれかの方法で、本人認証を行います。
この場合、本サービス利用者は、当社の求める本人認証に応じる必要があり、また、当社にて正常に本人認証が完了した場合に限り本サービスを利用することができます。
- (1) 当社が定める方法により、本サービス利用者がログインIDおよびログインパスワードを当社に送信し、当社が受信した情報とあらかじめ登録されている情報がそれぞれ一致していることを確認すること
 - (2) 次条に定める方法により、本サービス利用者が所有する所定の端末上であらかじめ登録した生体情報と一致していると確認できたことを当社に送信し、当社がその情報を受信すること
- 2 前項にかかわらず、当社が定める取扱の範囲内で、本人認証を省略する場合があります。
- 3 当社は、当社の定める取扱の範囲内で、確認コード送信先に確認コードを送信する場合があります。このとき、本サービス利用者は受信した確認コードを当社の定める方法により入力することを要します。
- 4 契約者が、当社所定の専用端末を使用して、自動取引サービスを利用する場合は、第1項に定める本人認証に代えて、つぎの各号の全部または一部により本人認証を行なう場合があります。このとき、前項に代えて、当社の定める取扱の範囲内で、確認コード送信先またはその他の連絡先に確認コードを送信する場合があります。
- (1) お客様番号（お客様ID）または保険契約を特定する番号
 - (2) 暗証番号
 - (3) その他当社の定める情報

第9条（生体認証）

- 1 本サービス利用者が、前条第1項第2号の規定により本人認証を行うにあたり、日本生命アプリを本サービス利用者の端末（生体認証機能が動作可能なものに限ります。以下「端末」といいます。）にインストールする必要があります。なお、それぞれの生体情報については、本サービス利用者の利用する端末が対応している場合にのみ用いることができます。
- 2 本サービス利用者は、生体認証サービスを利用して取引等を行うにあたり、当社の定める方法により、認証データを登

録するものとします。ここで、認証データとして登録できるのは、本サービス利用者本人の生体情報のみとし、その他の者を登録してはならないものとします。なお、生体認証サービスを利用して取引等を行う場合において、生体情報が当社に伝達されることではなく、また、当社のサーバ等に保管されることもありません。

- 3 本サービス利用者は、当社の定める方法により生体認証サービスの利用を停止することができます。
- 4 本サービス利用者以外の生体情報が、端末の指紋認証機能その他の端末の機能に登録されている場合、生体認証機能は、端末の指紋認証機能その他の端末の機能に登録された情報を生体認証機能に登録された情報として取り扱う可能性があることから、このような端末を用いて生体認証サービスを利用して取引等が行われた場合、本サービス利用者以外の生体情報が入力されたにもかかわらず、認証データとの一致が確認されたものとして取り扱われる可能性があります。本サービス利用者は、日本生命アプリをインストールする端末には、当該本サービス利用者以外の生体情報が、端末の指紋認証機能その他の端末の機能に登録されないよう注意するものとします。本サービス利用者以外の生体情報が端末の指紋認証機能その他の端末の機能に登録されていることに起因または関連して、本サービス利用者が被る一切の損害について、当社は責任を負いません。

第5章 その他

第10条（本サービス利用者の義務および責任）

- 1 本サービス利用者は、本サービスを利用するための通信機器やソフトウェア等の利用契約の締結をご自身の費用および責任において実施するものとします。
- 2 本サービス利用者は、本サービスの利用に際して登録したご自身に関する情報および本サービスの利用のために登録したお客様番号（お客様ID）、契約を特定する番号、初期暗証番号、暗証番号、ログインID、ログインパスワード、確認コード送信先および第2条第8項第2号により登録したメールアドレスを自らの責任において厳重に管理しなければなりません。当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、これらの漏洩・不正使用により本サービス利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。
- 3 本サービス利用者は本サービスの利用にあたり、ご自身に関する真実かつ正確なデータを入力してください。登録内容に変更があった場合、速やかに登録内容の変更を行ってください。
- 4 生体認証サービスを利用する本サービス利用者は、認証データが保存された端末を、責任をもって管理するものとします。

第11条（禁止事項）

- 本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、つぎの各号に該当する行為をしてはならないものとします。
- (1) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (2) 他の本サービス利用者または第三者等の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (3) 他の本サービス利用者の本サービスの利用を妨害する行為またはそのおそれのある行為
 - (4) 公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (5) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力をする行為
 - (6) 事実に反する情報または事実に反するおそれのある情報を提供する行為
 - (7) 第三者へのなりすまし行為や意図的に虚偽の情報を送信する行為
 - (8) 当社業務に支障をきたす行為または迷惑をおよぼす行為
 - (9) 他の本サービス利用者のログインパスワード等を入手したり、他人にログインパスワード等を開示・提供する行為
 - (10) 当社のサーバー等のコンピュータに不正にアクセスする行為や、有害なコンピュータプログラム、有害なメール等を送信または書込む行為
 - (11) 本サービスを複製、改変、翻案等し、または他のソフトウェアと結合等する行為
 - (12) 他の本サービス利用者の個人情報を無断で収集・蓄積する行為
 - (13) 本サービスを、本来のサービス提供の目的と実質的に異なる目的で利用する行為
 - (14) アプリストアの利用規約およびポリシーに反する行為
 - (15) 本サービスにおいて当社が提供する一切の情報について、無断で複製、引用、転載または転送等をする行為
 - (16) その他、当社、本サービスまたは他の本サービス利用者に不利益を及ぼすと当社が合理的に判断する一切の行為

第12条（免責）

- 1 当社は、本サービスにおいて当社の定める利用時間内で、信頼できるサービスや情報を本サービス利用者へ提供すべく努力していますが、つぎの各号について、一切保証しないものとします。本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、ご自分が本サービスおよび本サービスにおいて提供される情報や本サービスの有用性等を判断し、ご自身の責任でご利用ください。
- (1) 当社が提供するコンテンツ情報、第三者が管理・運営するリンクサイト内に含まれる一切の情報等を含み、提供する情報について、その正確性、最新性、真実性
- (2) 本サービスおよび本サービスを通じて入手できる情報等が本サービス利用者の希望または期待を満たす適切なものであること
- (3) 本サービスの提供に不具合、エラーまたは障害が生じないこと
- (4) 本サービスに関連して送信される電子メール、ウェブコンテンツ等に、コンピュータウィルス等の有害なものが含まれていないこと

- (5) 本サービスの存続または同一性が維持されること
- 2 当社は、本サービス利用者が本サービスを利用するにあたり、前項およびつぎの各号の事由を原因として生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がない限り、一切その責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスを通じて、提供するコンテンツにより、本サービス利用者に生じた損害
 - (2) 当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、本サービスの無断改変、本サービスに関するデータへの不正アクセス、コンピュータウイルスの混入等の不正行為が行われ、これに起因して本サービス利用者に生じた損害
 - (3) 通信回線やコンピュータの障害等による、当社のサーバーやシステム、本サービスの中止、遅延、中止、データ消失等により生じた損害
 - (4) 本サービスで使用する機器に起因して発生した損害
 - (5) 災害・事変等当社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由に起因して発生した損害
 - (6) ログインID、ログインパスワード、お客様番号（お客様ID）、保険契約を特定する番号、初期暗証番号および暗証番号が詐取されたことに起因して発生した損害
 - (7) 確認コード送信先に送信された情報が詐取されたことに起因して発生した損害
 - (8) 本サービスを通じて最新の契約内容が共有されることに伴い、保険金・給付金等の支払の事実等を推測されたことに起因して発生した損害
- 3 本サービスに関して本サービス利用者間、または本サービス利用者と第三者との間で発生した一切のトラブルおよび紛争については、本サービス利用者の責任において処理および解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。

第13条（サービスの変更・中断・終了）

- 1 当社は、本サービス利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を変更、中断、終了することができるものとします。
- 2 本サービスの全部または一部の変更・中断・終了に伴い、本サービス利用者に不利益や損害が発生した場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は一切の責任を負いません。

第14条（知的財産権）

本サービスに関する知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規程にもとづく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 本サービス利用者は、当社に対し、ご自身について、つぎの各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても確約するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。）
 - (2) 暴力団等反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者（以下「元暴力団等反社会的勢力」という。）
 - (3) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するもの
 - (4) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するもの
 - (5) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有するもの
 - (6) その他前各号に準ずるもの
- 2 本サービス利用者は、当社に対し、ご自身または第三者を利用してつぎの各号のいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、本サービス利用者が、前2項の表明または確約に反したことが判明した場合には、本規程を、一切の催告を要せず直ちに解除して本サービスの提供を中止することができます。この場合、当社は、本サービス利用者に対し、その名目を問わず一切の金員の支払義務を負担しません。

第16条（権利義務の譲渡禁止）

本サービス利用者は、本サービスに関する本サービス利用者としての地位および当該地位にもとづく権利義務を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第17条（本規程の変更）

- 1 当社は、つぎのいずれかに該当する場合、本サービス利用者の事前の承諾なしに、本規程を変更または廃止することができるものとします。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。
 - (1) 本サービス利用者の利益に適合するとき
 - (2) 当社が合理的根拠（本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等）にもとづき必要と判断したとき
- 2 前項の場合、変更（廃止）日まで相当な期間を設けて（前項第1号による変更は除く）、当社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を当社のインターネットホームページ等で通知します。
- 3 当社は、第1項にもとづかず本規程の変更を行う場合には、変更後の規程の内容について、前項に定める方法により

周知したうえで、本サービス利用者の同意を得るものとします。本サービス利用者から明示的な同意を得ることができない場合であっても、前項に定める方法により周知した後、本サービス利用者が一切の留保なく本サービスを利用した場合は、本サービス利用者は当該変更後の規程の内容に同意したものとみなします。

第18条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

第19条（裁判管轄）

本規程および本サービスの利用に関する一切の訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、本サービスを通じて、名前やメールアドレス等の連絡先等の情報を取得します。また、本サービスにおける利用履歴の情報を取得し、本サービスで登録した情報と組み合わせて、個人情報として利用することができます。
- 2 当社は、本サービスを通じて取得した情報を以下の利用目的に利用します。
 - (1) 各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理
 - (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - (4) その他保険に関連・付随する業務
- 3 本サービスで取得した情報や利用履歴等の情報をもとに、グループ会社・提携会社を含む保険商品等の各種商品・サービスの案内(日本生命職員等による訪問・電話・メールおよびその他方法による案内を含みます。)をする場合があります。本サービスにおける利用履歴等の情報を分析して、新商品・サービスに関する広告のために利用する場合があります。
- 4 本サービス利用者からご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認のうえで、特別の理由がない限り速やかに対応します。
(詳しくは、当社ホームページ「開示等請求手続きについて」(https://www.nissay.co.jp/info/kojinjoho/kaijiseikyu_u.html)をご覧ください。)

なお、個人情報保護法その他の法令により、当社が訂正等または利用の停止等の義務を負わない場合、本条の定めは適用されません。

第21条（被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への情報提供）

当社は、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者を同一とする全ての保険契約の契約内容や契約状態等の情報を、契約者を同一とする全ての保険契約の被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。

第22条（裏書の省略）

本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険金額の増額、特約の途中付加その他の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することができます。

第23条（経過措置）

- 1 「お客様 ID 規程」によりお客様番号（お客様 ID）の発行を受け暗証番号を登録した契約者が、ログイン ID、ログインパスワードおよび確認コード送信先の登録を実施する場合、第2条第1項の規定を準用します。ログイン ID、ログインパスワードおよび確認コード送信先を登録して以降は「お客様 ID 規程」に代えて本規程を適用します。
- 2 2010年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、当社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、2010年4月2日以後も、当社の定める方法により、保険料の割引を継続することができます。
- 3 「お客様 ID 規程」が適用された契約者が、2024年10月2日以降に新たに当社と保険契約を締結する際に、本規程を締結した場合、2025年3月31日まではログイン ID、ログインパスワードおよび確認コード送信先を登録せずに、本サービスの一部を利用するすることができます。この場合、「お客様 ID 規程」第3条および第12条の規定を適用します。
- 4 第1項または第3項の場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、第6条の規定を引き続き適用します。

法人向けお客様ID規程

(2024年4月2日改定)

法人向けお客様ID規程の趣旨

法人向けお客様ID規程は、つぎの各号に関して定めたものです。なお、本規程は法人のお客様に適用するものとします。

(1) お客様ID、パスワードおよびセキュリティコードの発行

保険契約者等が締結している保険契約等のうち、日本生命保険相互会社（以下、「当社」といいます。）が定める保険契約等（以下、「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて保険契約者等にお客様ID、パスワードおよびセキュリティコード（以下、「お客様ID等」といいます。）を発行します。

(2) 各種サービスの利用

お客様ID等が発行された保険契約者等は、当社が定める場合に本規程に定めるニッセイ法人インターネットサービス等の各種サービス（以下、「各種サービス」といいます。）を利用することができます。

第1編　お客様IDの発行に関する規定

第1条（お客様IDの発行）

1 お客様IDは、保険契約者等が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに保険契約者等になる場合を含みます。）または締結後、発行を申し込みることができます。

2 当社が前項の申し込みを承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて保険契約者等にお客様IDを発行し通知します。

3 本規程に定める保険契約者等とは、当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいいます。

(1) 保険契約者

(2) 据置支払を選択した保険金等の受取人

(3) 年金開始後の年金受取人

(4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者

(5) 繼続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人

(6) 生活サポート年金支払期間中の生活サポート年金の受取人

4 保険契約者等は、お客様IDの発行申込時に、当社との取引のために当社指定の金融機関等の口座（以下、「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。

5 当社が定める場合には、保険契約者等に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によって行なうことがあります。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。

6 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合当社は、申込を行った法人に対し、不承諾理由の開示その他何らの義務も負わないものとします。

(1) 申込に必要な事項を届け出ていない場合

(2) 虚偽の事項を届け出たことが判明した場合

(3) その他、当社が不適当と判断した場合

7 保険契約により、つぎの各号に定める取扱について、全部または一部が適用されない場合があります。

(1) 第2条（パスワードおよびセキュリティコードの登録）に定める取扱

(2) 第3条（インターネットによる取引—ニッセイ法人インターネットサービスの利用）に定める取扱

(3) 第4条（当社所定の専用端末による取引）に定める取扱

第2条（パスワードおよびセキュリティコードの登録）

1 当社は、お客様IDの発行の申込をした保険契約者等に対して、当社がお客様IDの発行を承諾した場合に、当社が付与したパスワードおよび仮セキュリティコードを通知します。

2 保険契約者等は、前項の規定により通知されたパスワードおよび仮セキュリティコードを用いて、当社が定める方法により、所定の期日までにセキュリティコードを登録することを要します。

3 前2項の規定に関わらず、保険契約者等がインターネットによりお客様IDの発行の申込をした場合は、次のとおり取り扱うものとします。

(1) インターネットによりお客様IDの発行の申込をした保険契約者等は、インターネットでの申込時にパスワードを登録することを要します。

(2) 当社は、前号にもとづき、お客様IDの発行の申込をした保険契約者等に対して、当社がお客様IDの発行を承諾した場合に、当社が付与した仮セキュリティコードを通知します。

(3) 保険契約者等は、第1号の規定により登録したパスワードおよび第2号の規定により通知された仮セキュリティコードを用いて当社が定める方法により、所定の期日までにセキュリティコードを登録することを要します。

4 保険契約者等は、前項の規定により登録したパスワードについて、電話番号、住所の番地、お客様IDおよび同数字等、他人が容易に推測できる番号は登録してはならないものとします。また、前2項に規定するセキュリティコードについて、保険契約者等の名称、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同英数字等、他人が容易に推測できる英数字列は登録してはならないものとします。セキュリティコードの登録が行われない場合は、第3条に定める取扱ができます、所定の期日経過後に仮セキュリティコードは無効となります。

5 パスワード、セキュリティコードおよび第1項または第3項第2号の規定により通知された仮セキュリティコードは、保険契約者等が他人に知られないよう責任をもって管理するものとします。

第2編 お客様ＩＤによる取引に関する規定

第3条（インターネットによる取引ニッセイ法人インターネットサービスの利用）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、インターネットに接続されたコンピュータ端末（以下、「端末」といいます。）から当社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様ＩＤ等を送信することにより、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める契約について適用される約款に定めるつぎの取引およびその他当社の定める取引ができます。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。
 - (1) 保険契約貸付の請求
 - (2) 積立配当金、据置支払となった保険金等の支払請求
 - (3) その他当社の定める取引
- 2 当社が受信したお客様ＩＤ等と当社が発行したお客様ＩＤ等の一一致を確認した場合には、当社は保険契約者等あるいは保険契約者等から正当な利用権限を付与されている者（以下、「利用担当者」といいます。）からの請求とし、受信内容を保険契約者等の請求内容として取り扱います。
- 3 第5条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が第1項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取り金額とします。
- 4 インターネットによる取引ニッセイ法人インターネットサービスの利用（以下、「インターネットによる取引」といいます。）における支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は当社所定の金額になります。
- 5 インターネットによる取引で、当社が保険契約者等に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によって行います。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 6 当社はインターネットによる取引のうち当社が指定する取引の内容について、保険契約者等に当社の定める方法により通知します。
- 7 第1項の取引は、当社の定める取引時間内に限ります。
- 8 当社は、保険契約者等の事前の承諾なしにインターネットによる取引の内容を変更または終了することがあります。
- 9 当社は、天災、災害その他のやむを得ない事由が生じた場合のほか、サービス提供のための設備の保守点検、故障もしくは更新、または運営上の必要等の事由により、保険契約者等の事前の承諾なしにインターネットによる取引を中断することがあります。

第4条（当社所定の専用端末による取引）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、当社所定の専用端末（以下、「専用端末」といいます。）を使用して、つぎの取引ができます。なお、取引によっては、金額等を送信することを要します。
専用端末から、当社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様ＩＤ等を送信することにより、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める契約について前条第1項に定める取引ができます。
- 2 前項に該当する場合は、前条第2項から第9項の規定を準用します。この場合、前条の「インターネットによる取引」は、「専用端末による取引」と読み替えます。

第5条（手数料）

本規程に定める取引、その他当社の定める場合について、所定の手数料をいただくことがあります。

第6条（保険契約貸付についての細則）

- 1 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者等が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときには、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則に定めるほか、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定期率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 貸付金の利息は当社の定める利率により複利で計算し、1年未満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
 - (2) 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することができます。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定期率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定期率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。
- 2 第16条の規定によりお客様ＩＤが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第7条（お客様ＩＤ等および仮セキュリティコードの盗用または不正使用等）

保険契約者等は、お客様ＩＤ等および仮セキュリティコードについて盗用または不正使用等のおそれがある場合または利用担当者以外の者に使用されたことを認知した場合には、ただちにパスワードおよびセキュリティコードを変更のうえ、当社の指定した方法で通知してください。この通知を受けたときは、当社は、ただちにインターネットによる取引の利用停止の措置を講じます。この通知を当社が受け付けた時より前に生じた損害については、当社は責任を負いません。また、保険契約者等のお客様ＩＤを入力したうえで、登録された内容と異なるパスワード、仮セキュリティコードまたはセキュリティコードが、当社の定める回数以上連続して入力された場合は、当社はインターネットによる取引の利用を停止します。保険契約者等がインターネットによる取引の利用の再開を希望する場合には、必要書類を当社の本店または当社の指定した場所に提出してください。

第8条（届出事項の変更等）

保険契約者等は、当社に届け出た保険契約者等の名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、取引口座およびその他の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当社の定める変更手続を行うものとします。

第9条（提携企業が定める規程等の適用）

本規程にもとづきお客様IDの発行を受けた保険契約者等については、当社と提携する企業（以下、「提携企業」といいます。）がサービスを提供する場合、本規程のほか、提携企業の規程等に従うものとします。

第10条（当社の免責）

つぎの各号に定める事由または提携企業が提供するサービスにより生じた損害について、当社は責任を負いません。

- (1) 当社または当社の委託先、提携先その他当社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延または不能等が発生したとき
- (2) インターネット等の通信経路において、当社が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、盗聴または不正アクセス等がなされたことにより、お客様ID等および仮セキュリティコードまたは取引情報等が漏洩したとき
- (3) 当社が第2条の定めるところによりお客様ID、パスワードおよび仮セキュリティコードを保険契約者等に通知する際に、郵送上の事故等当社の責めに帰すことのできない事由により、第三者にこれらの情報が漏洩したとき
- (4) 災害・事変等当社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延または不能等が発生したとき
- (5) 第17条に定める事由により、当社がインターネットによる取引を停止したとき
- (6) 第3条第8項および第9項に定める事由により、当社がインターネットによる取引を変更、終了、中断したとき
- (7) 第3条および第4条第1項に定める取引を行う場合で、当社がつぎの①②③についてそれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行った場合において、お客様ID等に不正取得、不正使用その他の事故があつたとき
 - ① 当社が受信したお客様IDと当社が発行したお客様ID
 - ② 当社が受信したパスワードと当社に登録されているパスワード
 - ③ 当社が受信したセキュリティコードと当社に登録されているセキュリティコード
- (8) 保険契約者等が、提携企業が提供するサービスを利用したとき
- (9) 保険契約者等が、本規程に違反する行為を行ったときまたは保険契約者等に故意または過失があったとき

第11条（情報の利用）

1 当社は、本規程が適用されている保険契約者等について、保険契約の内容、お客様ID発行の申込書記載事項、その他知り得た保険契約者等の情報（以下、「保険契約者等の情報」といいます。）について、「個人情報保護方針」に則り取り扱うものとします。

2 当社は、各種サービスの提供を行うため、グループ会社や提携会社等に保険契約者等の情報を提供することがあります。

第3編　お客様IDの取扱に関する規定

第12条（パスワードおよびセキュリティコードの変更）

保険契約者等は、パスワードおよびセキュリティコードの変更を、当社の定める方法で行うことができます。ただし、保険契約者等がお客様ID等を失念した場合、ならびに第17条の規定により当社が保険契約者等に対するインターネットによる取引を停止している場合には、書面による変更手続きに限るものとします。

第13条（お客様ID等の管理）

保険契約者等は、お客様ID等および仮セキュリティコードを自己の責任において厳重に管理するものとし、利用担当者以外の者には開示しないものとします。また、保険契約者等は、利用担当者の変更または異動等が生じた場合その他、利用担当者以外の者がお客様ID等および仮セキュリティコードを知りまたは知りうる状態が生じた場合は、すみやかにパスワードおよびセキュリティコードを変更するものとします。

第14条（お客様ID等の譲渡の禁止）

保険契約者等は、利用担当者以外の者に対しお客様ID等および仮セキュリティコードを利用させることはできません。また、保険契約者等はお客様ID等および仮セキュリティコードの譲渡、売買等を行うことはできません。

第15条（保険契約の追加等の場合の取扱）

1 保険契約者等は、お客様IDの発行の申込時に、当社が提示する本規程適用契約について、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当社に申し出るものとします。その場合、当社は当該保険契約を確認したうえで、新たに本規程適用契約に追加し、または本規程適用契約から除外します。

- (1) 保険契約者等の保険契約が、本規程適用契約として登録されていない場合
- (2) 保険契約者等の保険契約が、本規程適用契約に該当しないにもかかわらず本規程適用契約として登録されている場合
- 2 保険契約者等が新たに当社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、当社は、当社の定める方法により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。
- 3 当社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当社の定める方法により、当該各号に該当する保険契約についても本規程適用契約に追加します。
 - (1) 本規程適用契約として登録されていないものが、本規程適用契約に該当することが判明した場合
 - (2) 当社が本規程適用契約の対象となる保険種類を拡大し、保険契約者等の保険契約が新たに本規程適用契約に該当した場合
- 4 保険契約者等は、特定の保険契約を、本規程適用契約から任意に除外することはできません。

5 当社は、つきの各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に該当する保険契約を本規程適用契約から除外することができます。

- (1) 本規程適用契約が消滅した場合
- (2) 本規程適用契約の変更手続により、保険契約者等が本規程適用契約の保険契約者でなくなった場合
- (3) その他、当社の定める場合

第16条（お客様ＩＤの消滅）

保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の者が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の者が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、当社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したときには、お客様ＩＤは消滅し、以後、本規程に定める各種サービスを利用することはできません。

第17条（インターネットによる取引の停止等）

前条に定める場合のほか、つきの各号のいずれかに該当した場合は、インターネットによる取引を停止することがあります。

- (1) 保険契約者等が当社所定の必要書類を提出のうえ、申し出たとき
- (2) 保険契約者等がお客様ＩＤの発行の申込承諾後に第1条第6項のいずれかに該当した場合
- (3) 保険契約者等がインターネットによる取引の利用にあたって、つきのいずれかに該当した場合
 - ① お客様ＩＤ等および仮セキュリティコードを不正に使用し、もしくは第三者に使用させたとき、または当社のシステムに不正アクセスし、ハッキングし、もしくはウイルスその他の不正なプログラムを送信し、またはこれらの行為を行おうと試みたとき
 - ② 虚偽の届出を行ったとき
 - ③ 当社または第三者の権利を侵害したときおよびそのおそれのあるとき
 - ④ 公序良俗に反する行為およびそのおそれのある行為を行ったとき
 - ⑤ 法令に反する行為およびそのおそれのある行為を行ったとき
 - ⑥ その他保険契約者等が本規程に違反した場合等、当社がインターネットによる取引の提供を不適当と認めたとき
- (4) 保険契約者等が当社に対し、第7条に定める通知を行った場合またはお客様ＩＤ等および仮セキュリティコードの盗用または不正使用等のおそれがあると当社が判断した場合

第18条（当社からの通知）

- 1 当社から保険契約者等への通知は、当社の定める方法により保険契約者等が届け出た住所、電話番号または電子メールアドレス（以下、「通信先」といいます。）宛てに宛てて発信するものとします。当社が保険契約者等の届け出た通信先に発した通知は、通常到達すべき時期に保険契約者等に到達したものとみなします。
- 2 当社は、前項の規定により通信先に宛てて発した通知が不着となった場合、第3条に定めるインターネットによる取引および第4条に定める当社所定の専用端末による取引の全部または一部の提供を停止することができます。

第4編 付則

第19条（終身保険（有配当2012）等の発売前の保険契約の取扱に関する規定）

- 1 本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときには、第6条の規定に加え、つきのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。

(1) 貸付金の元利金は保険契約が有効に継続している間（年金保険の場合は年金支払開始日前の、保険契約が有効に継続している間）いつでも、全額または一部を返済することができます。

(2) 保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえた場合、当社は積立配当金を貸付金の元利金返済にあてることがあります。

(3) 貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。

(4) 利息は、毎年の貸付応当日に元金に繰り入れます。

- 2 保険契約者等は、前項第1号の規定により、貸付金の元利金の一部を返済するときには、銀行口座振替により貸付金の元利金を返済する方法を選択することができます。この場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定するところによります。

- 3 第16条の規定によりお客様ＩＤが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第20条（裏書の省略）

主契約の契約日が2012年4月1日以前の所定の本規程適用契約について、保険金額の増額、特約の途中付加その他の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することができます。

第21条（無断転載等の禁止）

本規程にもとづくサービスにおいて当社が提供する一切の情報については、無断で複製、引用、転載または転送等を行うことを禁止します。

第22条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

第23条（規程の変更、廃止）

1 当社は、次のいずれかに該当する場合、保険契約者等の事前の承諾なしに、本規程を変更または廃止することができるもののとします。

この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。

(1) 保険契約者等の利益に適合するとき

(2) 当社が合理的な根拠（本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等）に基づき必要と判断したとき

2 前項の場合、変更（廃止）日まで相当な期間を設けて（前項第1号による変更は除く。）、当社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を当社のインターネットホームページ等で通知します。

第24条（経過措置）

1 「お客様ID規程」が適用されていた保険契約者等が、第1条に準じて各種サービスの利用を申し出た場合は、「お客様ID規程」の適用は終了し、「法人向けお客様ID規程」を適用します。

2 2010年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、当社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、2010年4月2日以降も、当社の定める方法により、保険料の割引を継続することができます。

3 2010年4月1日以前に「ニッセイ法人インターネットサービス」に加入していた保険契約者等については、2010年4月2日より「法人向けお客様ID規程」を適用します。

4 2022年4月2日以降、第19条第2項は、効力を失います。ただし、2022年4月1日以前に、第19条第2項に定める取引が行われた場合、2022年4月2日以降も、第19条第2項は失効せず、当該取引について、第19条第2項を適用します。